住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

2007年 6月

国土交通省 国土交通政策研究所

Policy Research Institute for Land, Infrastructure and Transport Ministry of Land, Infrastructure and Transport

元人の志と足跡に学ぶ

題である。 行政機構のなかで、 対象領域を取り巻く状況を総合的に徹底的に分析した上で、これを実現できたらと願わない者はいないであろう。 政策の企画立案に携わる者にとって、 実効的な政策を立案し合理的な政策決定に到達することは、 究極

評価の手法は、そのような努力のひとつの到達点であるといえる。 革の取り組みの中で、政策科学、政策研究として発達してきた。先般の中央省庁改革において、霞ヶ関に横断的に導入された行政 予算編成に、客観性、合理性を追求する試みが始まった。米国のマクナマラ国防長官が国防予算の立案、運用に導入したPPBS ム分析、MBO(Management by Objectives)など、主として経営学の分野で進化した手法を取り込みながら、各国における行政改 (Planning, Programming and Budgeting System) は、そのような最も初期の試みとして知られている。このような努力は、システ 一九六〇年代に、コンピュータ技術の発達により厖大な情報処理が可能になったことから、最も困難な政策決定のひとつである

学院政策科学研究科である。同研究科の二十年にわたる研究の積み重ねに立脚して、一九九七年十月に、独立大学院大学として政 策研究大学院大学が創設された。 わが国において、行政との緊密な協力の下に、早くからこの分野に取り組んできたのは、一九七七年に埼玉大学に創設された大

法であるとの認識を深めていった。住宅局長として、国土交通政策研究所に住宅・建築分野のオーラル・ヒストリーの実施をお願 トに取り組むなかで、オーラル・ヒストリーは、 策研究大学院大学の御厨教授のプロジェクトに、都市計画行政を取り上げていただいたのが初めてのことである。このプロジェク ような志の下にどう判断し、どう行動したかを聞き取り、記録しておくことは、科学的な政策分析を進めるためにも不可欠である。 導的に取り組んでこられた分野である。政策研究において、客観性、合理性はもとより重要である。しかし、現実具体的な意思決 定が人によって行われるものである以上、時代を画するような政策の大きな曲がり角にあって、実際にその任にあった人が、 オーラル・ヒストリーは、草創の政策研究大学院大学において、 したのは、このためである。 国土交通省の政策分野においてオーラル・ヒストリーに取り組んだのは、北海道大学大学院越澤明教授の示唆をいただいて、政 政策研究において、政策科学や政策評価と並んで車の両輪とも言うべき重要な手 政策研究の実際的な分析手法のひとつとして、御厨貴教授が先 どの

五十年と先人の志と足跡の記録が積み重なることによって、将来国土交通行政に携わるものは、 はど啓発され、勇気付けられることであろうか。これによって、 国土交通政策研究所において、今後、 引き続き各分野においてこの試みが継続されることを期待している。五年、十年、二十年、 国土交通行政は年々確実に厚みと深みを増していくと思う。 具体の困難な課題を前にして、ど

国土交通審議官 山本繁太郎



刊行に当たって

話等を明らかにしようとするものです。 れた方々へのインタビュー を行うことにより、 国土交通行政オーラル・ヒストリーは、これまでの国土交通行政を振り返り、主に戦後の重要な政策の決定過程に携わっておら 既存の資料からは把握しがたい政策の背景や意図、 意志決定の過程、 制度化の苦労

のです。 う生きた言葉の行政資料として編纂し、今後の国土交通行政に係る政策の企画・立案の際の貴重な資料として活用しようとするも で記載しています。このような口述記録の方法により、その当時の政策担当者の思いや考えを今まで存在した文献資料とはまた違 このオーラル・ヒストリーは、発言者の意図をストレートにお伝えするため、インタビューで伺った内容を原則そのまま口語

ラル・ヒストリーに係る専門的なノウハウも蓄積され、第三者的な観点からも過去の政策を把握・分析することが可能となり、現主旨を踏まえこのような貴重な資料を収集・編纂、保存することとしています。当研究所が一連の編纂に関わることにより、オー の総合的な政策形成や政策の客観的な評価・分析に寄与することができると考えております。 な資料を所管部局内に留めてしまうことなく国土交通省全体のみならず広く一般に周知することが可能となり、今後の国土交通省 在直面している人口減少社会における新たな政策の企画・立案のための基礎資料を提供することが可能となります。 国土交通政策研究所は、国土交通省のシンクタンクとして政策の基礎的な調査研究を行う機関ですが、オーラル・ヒストリーの さらに、

伺いいたしました。 今回は、まず少子高齢化に伴う人口減少社会の到来の中、住生活基本法を制定し、大きな転換点にある住宅・建築行政を振り返 過去の政策決定に深く関わった方々にインタビューを行い、当時の施策等を行った背景、 当時の状況、 政策判断等につい てお

本書が住宅・建築行政に携わる方々にとって参考となり、今後の住宅・建築行政の企画・立案、 広く行政に関心をお持ちの方々にとっても何がしかの参考になれば幸いと考えております。 国際海事行政を初めとして国土交通行政を対象に幅広く編纂を行うこととしております。 今後も現在作業を進めている土地 事業実施の一助になることに加

方々に心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。 末筆ながら、お忙しいところインタビューを受けていただいた方々をはじめ、本書の編纂にあたり色々とご協力を頂いた住宅局

国土交通政策研究所長 有木久和

住宅 建築行政 オーラル・ヒストリー

| E計画推進のための工夫/28 | PE計画創設時の議論/24 | HOPE計画の魅力/20 | HOPE計画創設の頃/11 | 语标符 E (う 줯 言 作 及 等 石 | 高喬敏氏 こむ書及旨書庭开究所受い・・・【 本編】 | 【■次】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 刊行に当たって」国土 | 【先人の志と足跡に学ぶ】国土交通審議官 |
|----------------|---------------|--------------|-----------------|-----------------------|---|--|------------|---------------------|
| | | HOPE計 | | ラ戸長 | で ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 策研究所長 | 交通審議官 |
| 今後に向けたメッセージ/30 | 多様な人々の参加/25 | HOPE計画の担い手/ | 三春町や藍住町などのこと/19 | | • | • | 有木久和・ | 山本繁太郎・・・・。 |
| ジ | | 21 | こと | | • | • | • | • |
| / 30 | O H | Н | 15 | | • > | • | • 5 | • |

対談者 五十嵐勇二氏(マルハ株式会社代表取締役社長)

を考える/55 これからの住宅生産行政へのアドバイス/56浜コンペ/47 瑕疵担保保険制度/53 構造計算書偽装事件業/38 ベターリビング設立/39 BLマーク/42 芦屋住宅生産企画室から住宅生産課へ/37 パイロットハウス事

伊藤茂史氏 (元建設省住宅局長)・・・・・・・・・・6

革 / 80 柱~公庫融資、住宅税制~ / 75 議会答申(家賃答申)/66 昭和五十五年住宅宅地審議会答申と昭和五十六年住宅宅地審 昭和五十年住宅宅地審議会答申~ 応能家賃制度問題~ / けて / 83 て〜国民的コンセンサス〜/アア 建設五箇年計画~住環境水準~ / 74 住宅建設は景気対策の 公的援助のあり方を優良ストック誘導へ~ / 70 居住水準— / 69 公社家賃制度の変更/82 第四期住宅建設五箇年計画に向けて~住宅 第三期住宅建設五箇年計画~ 最低 住宅基本法の議論をめぐっ 昭和五十七年度公庫制度改 住宅政策に携わる者に向 第四期住宅

井上義光氏 (元首都圏整備委員会事務局長)・・・・・・ 8

質の向上/95~その他のエピソード/96(受付/93)公庫本店所在地/94)公庫が果たしてきた住宅の住宅金融公庫の創成期/97)住宅金融公庫法の制定と第一回

/ 107 / 10 売上税について/ 103住宅取得促進税制の創設経緯 公営住宅と住宅基本法/106 佐藤和男氏 (元建設省大臣官房総務審議官)・・・・・ |住宅都市整備公団在職の頃の話/10||今後の住宅政策||宅と住宅基本法/10||居住用財産の買換特例について 7 101 住宅金融公庫につい V金融公庫について/ 104 五分五乗制度の創設経緯 99 脚光を浴びたタウンハウス/ 132 澤田光英氏 (元建設省住宅局長)・・・・・・ まいの産業/130 建築士が現場を知らないことが問題/129 「高遠狭」団地の工事の一時ストップ/130

住生活基本法と住

127

大津留温氏 (元建設省建設事務次官)・・・・・・・・・ 111

の方向性 / 108

122 建築基準法の改工担当者の使命感 / 121 をほかに生かす!19 今後の住宅セの難しさ~東京と地方の違い~!18 る計画/11 公営住宅管理の問題~入居者返団・公庫の三本柱の確立と制度の変遷/13 公から民へ、国から地方へ120 貸主・借主関係~ / 17 戦後の住宅事情~量の確保から質の向上へ~ / 13 公営住宅管理の問題~払下げ~ / 16 国と地方の関係を中心に~/24 建築基準法の改正/12~これからの住宅政策に望むこと者の使命感/12~地代家賃統制令の廃止に向けた動き/ 公営住宅管理の問題~入居者資格と家賃~ / 15本柱の確立と制度の変遷 / 13 住宅政策に関す 今後の住宅セーフティネットのあり方 公団住宅の供給/17 不要な仕事はやめて人 公営住宅用地の取得と 公営住宅管理の問題~ 公営住宅整備

> 救仁郷斉氏 (元建設省住宅局長)・・・・・・・・・・ 137 ノウハウと住宅部品~ / 133 おわりに~健康づくり~/ 公団の功績~ まちづくりの

事監理について/ 46 五十都時代について/ 46 143 三十大阪府時代について/ 139 私道について/15 印象に残った方々について/15 世の中の流れと行政のあり方について/16 準について / 151 建築士のレベルアップ/13 再び工事監理14 五十一年改正について/19 新耐震基 三十年代の建築行政について / 14 三十四年改正について / 141

片山正夫氏 (元建設省住宅局長)・・・・・・・・・・・ 163

度の創設/167 建築 建設省に入省/165 法集団規定の見直し/18)後輩へのメッセージ/18度の創設/18)建築基準法・建築士法の改正/18 茨城県・群馬県へ出向/166 後輩へのメッセージ/70 地区計画制 建築基準

関連年表 昭和二十年~平成十九年三月】・・・ 171

7

住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

高橋 徹

(元建設省建築研究所長)

*

[2005年(平成 17年)11月2日 13:00~15:30]

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 住宅局住宅総合整備課公共住宅事業調整官 伊藤明子住宅局住宅総合整備課住環境整備室長 金井昭典住宅局住宅生産課木造住宅振興室長 小田広昭東京都都市整備局住宅政策担当部長 水流潤太郎

高橋徹(たかはし・あきら)

昭和8年6月25日生

| 昭和8年6月25日生 | | | | | | | |
|------------|--------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 昭和31年 | 建設省 住宅局 住宅計画課 | | | | | | |
| 昭和33年 | 建設省 計画局 総合計画課 | | | | | | |
| 昭和35年 | 建設省 住宅局 建築指導課 係長 | | | | | | |
| 昭和38年 | 首都圈整備委員会事務局 計画第一部 企画室 係長 | | | | | | |
| 昭和40年 | 首都圈整備委員会事務局 計画第一部 企画室長補佐 | | | | | | |
| 昭和44年 | 鹿児島県 土木部 住宅課長 | | | | | | |
| 昭和46年 | 鹿児島県 企画部 次長 | | | | | | |
| 昭和48年 | 建設省 住宅局 市街地建築課 建設専門官 | | | | | | |
| 昭和49年 | 建設省 住宅局 市街地建築課 住環境整備室長 | | | | | | |
| 昭和50年 | 建設省 大臣官房 政策企画官 | | | | | | |
| 昭和53年 | 建設省 住宅局 住宅生産課長 | | | | | | |
| 昭和55年 | 建設省 住宅局 住宅建設課長 | | | | | | |
| 昭和59年 | 建設省 建築研究所 研究調整官 | | | | | | |
| 昭和61年 | 建設省 建築研究所長 | | | | | | |
| 昭和62年 | 辞職 | | | | | | |

HOPE計画創設の頃

す。名前も「地域住宅計画」にしたのですが、まさにHOPE計画がの整備等に関する特別措置法」、我々が略称で地域住宅特別措置法といるものが平成一七年八月に施行されまして、まさに地方公の整備等に関する特別措置法」、我々が略称で地域住宅特別措置法と明あたかも、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等時あたかも、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等

思っています。 感慨深い年にインタビューさせていただくというのは何かの縁だとかという気もしています。一部、HOPEそのものに込められた住私自身は感慨深く、脈々としてつながってきたものがこうなったのの名前をそのままいただいて、これが法定化されたという意味で、

からかなり低所得者向けの形でシフトしていたころです。 お手元のメモは、もう一回当時を思い出していただくためにご用お手元のメモは、もう一回当時を思い出していただくためにご用お手元のメモは、もう一回当時を思い出していただくためにご用お手元のメモは、もう一回当時を思い出していただくためにご用お手元のメモは、もう一回当時を思い出していただくためにご用お手元のメモは、もう一回当時を思い出していただくためにご用お手元のメモは、もう一回当時を思い出していただくためにご用お手元のメモは、もう一回当時を思い出していただくためにご用お手元のメモは、もう一回当時を思い出していただくためにご用お手元のメモは、もつ一回当時を思い出していただくためにご用がらかなり低所得者向けの形でシフトしていたころです。

かせいただけますでしょうか。どういう背景でHOPE計画をやろうとお考えになられたかをお聞こういう感じの一九八〇年代にHOPE計画ができたわけですが、

論文のコピーをお送りいただいて読んでみて、「ウーン、こんなこと高橋(多分十年前、あるいはもっと前に私が雑誌「住宅」に書いた

うなことがあるとすれば、それを申し上げてみたいと思いますかもしれませんが、それはお許しいただいて、今後の参考になるよいたかなと思うぐらい、記憶が遠のいていますから思い違いもあるを書いたかな」と、ひょっとしたら、これは同姓同名で別の人が書

ているということを感じました。

さいって聞くということをやっていたわけです。前の住宅生産課長の一線で働く人の意見を、ある場合には土曜・日曜に私費で出かけの一線で働く人の意見を、ある場合には土曜・日曜に私費で出かけの上されをやりました。その中で出てきたのが、主流中の主流のときもそれをやりました。その中で出てきたのが、主流中の主流のときもそれをやりました。その中で出てきたのが、主流中の主流のは宅政策であったはずの公営住宅の役割が、実はもう随分変質しているということを感じました。

つつあるな」という感じを持ちましたね。い言葉を浴びせられたりして、少し大げさな言葉を使えば「絶望していることがよくわかるのですが、自治体の首長からもかなり冷た自治体の第一線の人はその意義を考え考え、自分を鼓舞して働い

なきゃいけないことだなと思います。 伊藤さんが「所得のカバー率」とおっしゃいましたが、それは巨大のある所得階層を囲い込むようなことになるわけすが、それが三十パーセントにまで落ち込むようなことになるわけすが、その前の五カ年計画レベルでどんどん下がってきた。スタの予算、その前の五カ年計画レベルでどんどん下がってきた。スター 伊藤さんが「所得のカバー率」とおっしゃいましたが、それは年々

具体的な例を挙げると、私がそのときに聞かせてもらった話の中

わけです。
おけです。
と非常にきつい反応が返ってくるというようなことが起きてくるいる。それを公共の水栓で、ジャージャー水を使って洗う。とがめそのうちにすぐ内縁の夫が住み着き、その内縁の夫が外車を持ってそうするとどうなるか。母子住宅にそういう世帯がお入りになる。

たわけです。そのことの当否とか、それをどう読解するか、あるいたわけです。そのことの当否とか、それをどう読解するか、あるいいかで、公団住宅にお住まいの方が月千円なら出すということでした。いうことをアンケートの中に一項目として入れてお聞きになった。いうことをアンケートの中に一項目として入れてお聞きになった。それはいろいろな聞き方があって、「団地のお祭りに参画しますか?」とか「幾らなら出しますか?」等々です。私も当時関心を持たので、とか「幾らなら出しますか?」等々です。私も当時関心を持たので、」と申し上げておきますか、いわゆる公団住宅、当時は公営一種と公営二種が、先ほどのカバー率からいってまだ一種が高かった。

いるのではないかという感じがしましたね。同ということへの参画の仕方が幾ら出すかという意思にあらわれてでしたが、所得に応じての公共的な参画意向というか、地域とか共随分違うと思いますし、私は自分の見解を話すことはいたしませんは読解する立場の人間が公か私であるかによって影響するところが

たのではないかという非常に強い印象を受けました。という方法しか住宅局は結局開発できなかったけれど、そういう方法しか住宅局は結局開発できなかったけれど、そういう方という方法しか住宅局は結局開発できなかったけれど、そういう方という方法しか住宅局は結局開発できなかったけれど、そういう方という方法しか住宅局は結局開発できなかったけれど、そういう方という方法しか住宅局は結局開発できなかったけれど、そういう方という方法したこともありませんが、どう考えても公営住宅という方法しか住宅局は結局開発できなかったけれど、そういう方は相当疑力所に集めて住んでいただくことが本当に正しいかどうかは相当疑力所に集めて住んでいただくことが本当に正しいかどうかは相当疑力所に集めて住んでいただくことが本当に正しいかどうかは相当疑力所に集めて住んでいただくことが本当に正しいかどうかは相当疑力所に集めて住んでいただくことが本当に正しいかどうかは相当疑力があると、ひそかに乗りではないがという非常に強い印象を受けました。

としては考えておりました。としては考えておりました。後でまたご質問があればお答えしますが、うまい言葉を選べない後でまたご質問があればお答えしますが、うまい言葉を選べない後でまたご質問があればお答えしますが、うまい言葉を選べない後でまたご質問があればお答えしますが、うまい言葉を選べない

がそう思っていたわけではなくて、にわかに議論を持ち出して賛同ただ、何度も繰り返しますが、私と一緒に働いた方々とかみんな

ります。かし、さていいノアの方舟はないかなと思っていたような状況にあかし、さていいノアの方舟はないかなと思っていたような状況にあを得られるものではないから、ひそかに腹の中にためておいた。し

総の前の段階ではなかったかと思います。外から見てどう見えるかという端的な例を一つだけ挙げます。四全いう、内部にはいろいろ改善努力があり、改善もされたわけですが、時期的には、一緒に働いた方々ではなくて社会全体が公営住宅と

うまくいっているほうを引き取るといった話は聞いたことがない、 るほうを引き取るという話はままあるが、まずくいっているほうが 要するに世間から「高・遠・狭」と追及されて、組織の改廃を含め とおりやったわけです。当時、局長の答えは、「東京都の公営住宅は そのとおりのことを局長にお尋ねしたことがあるわけです。 もちろ うことを、東京都の局長に意向を尋ねてこいというご命令があって、 に回った後だったか、回る前だったかをよく覚えていないのですが を指摘されて、「世の中にうまくいっているほうがまずくいってい て強い批判がメディアの上でもあった時期ですが、局長はそのこと て、あちらも何次かの試行錯誤を経て今日あるわけでしょうけれど、 公営住宅一種の廃止が打ち出されたわけです。当時の住宅局長から、 済企画庁の中で書かれて、ある段階に達してそれが政府各省の協議 お断りいたします。そう報告してください」と言われたことがあっ ん、私自身がそう考えたわけではなくて、非常に強いご指示でその 種を廃止、むしろ当時の住宅公団と一種をそっくり移行するとい 種、二種とも非常にうまくいっています、政策上機能しておりま 当時、 しかし住宅公団は……」と、数年前から例の空き家対策があっ 経済企画庁の計画の公共事業の部門別のたたき台の案が経

つながっている経過だったと思います。助の制度は私が在任中にできた覚えがありますが、そういうことに計画より後だったのじゃないかと思うが、住宅局の柱の賃貸住宅補て、そのとおり報告をした覚えがあります。時期としてはHOPE

なり懇談を重ねまして、結局それは調査官の段階で撤回していただ そういう案文が公の文書として建設省に届いたという事実はあった シチュエーションだろう、一種をやめることを一遍打ち出してみる ことはだれかから聞いて書いているんですね。公営住宅は多分この いたのですが、調査官も全くの素人であったわけだから、そういう 谷真平調査官にお目にかかりに行ったことがあります。 それで議論 ですが、私はそれまでのつき合いの中で、執筆した経済企画庁の糠 くりになったというのは、計画の本文としては採用されなかったの に顕在化する兆候が私が着任した当時に既に相当あったと思います。 廃が公然と言われる時期になったことのプロトタイプというか、後 事態になったとか、建設省なりの住宅政策の責任者からも一種の改 から、経済計画なり国の総合計画の案として突きつけられるような とだと思っていたわけですが、そういうことがはっきり文書で他省 するのは地域社会にとっても、日本社会全体にとってもよくないこ ことは、当時十二パーセントぐらいであった二種だけで団地を運営 文書の中で「一種住宅の廃止」とはっきりありました。 廃止という かぐらいのことをお考えになったんだと思うんだが、まあとにかく また話が少し飛ぶかもしれませんが、経済企画庁がそのままおつ 話をHOPEに戻せば、そういう動きが顕在化し、経済企画庁の

糠谷さんに引き合わせてくれたのは、西藤沖さんという方で、前

だけれど、それでは結局立ち行かないということで、むしろ酒税の ご案内して仲よくなったということがあります。 労して三本ずつ集めて、それをみんなで飲んで議論する。その研究 てきたものがある。その細々と守っている吟醸酒を一回の会合に苦 られる方がいて、本当は特級どころかもっと高いお金をとりたいの っておられた。そういうことがあって、日本のお酒をつくる技術は でいい人に会える場所ということでつき合いをしていたわけです。 そのころHOPEに関連して後で名前の出る田中栄治さんがやって 連絡がついてそうなりましたし、その後も大変親しくなりました。 に首都圏整備委員会で一緒に働いていたことがあるわけです。 すぐ み出すようなグループもあの仲間から出てきたわけですね。この官 ていたのですが、その後の、例えば「道の駅」などのアイデアを牛 会にお酒のお好きだった糠谷さんをいわばご案内して、議論を行っ ありまして、要するに一級、二級という格付けを大蔵省主税局がや ちゅう大きい記事が出ていましたが、私はかなり前から有用な組織 そういう手段がなかった時代の前に異業種交流ということで非常に イデアは全部あそこから出てきているわけですが、そのグループに 庁で言えば、河川局の水辺利用とかボートなどの利用、そういうア 一番低い二級酒として売って、それで日本の社会にずっと認められ 一たん滅びかけたわけですね。その中で細々と吟醸酒をつくってお 大きな業績を上げて、当時の朝日新聞とか日経新聞などにはしょっ いた新橋の「サロン集」、今はインターネットなどがはやる時代で、 これもまた話が飛びますけれど、その中に幻の日本酒を飲む会が

ったわけではないけれど、全体で見て時期が早かったかなと、一遍そういう一種の人間と人間のつき合いで、それがそれだけでとま

『FQ。たのでしょうけれど、それはそれで、そのときには立ち消えたわけが1ンと突きつける政策的な意義はあったと経済企画庁は判断され

はなかったかと思います。 蔓延していたということになるのでしょうけれど、そういうことでかなりの数に行き渡っていた。それをよしとしない立場からすれば、が、当時は自治体の数は三千三百ぐらいあったと思いますが、そのまたHOPE計画の話に戻せば、なにか飽き足りないということ

三春町や藍住町などのこと

うあたりがおかしくて非常におもしろかったですね。私が松野さんいたのですが、やはり彼の見方と私の見方と、立場によって食い違けですね。松野論文は今回送っていただいて初めて読ませていただ長補佐だった松野仁さんの頭から指令的に出てきたものではないわ高橋 プロトタイプが幾つかあったわけで、いきなり私なり当時課

たが。と、私が何か頼んで、「呪文のような言葉で」云々と書かれていましと、私が何か頼んで、「呪文のような言葉で」云々と書かれていましではなかったかと思う面が一つあるのですが、あの人の論文によるに物を頼んだというよりは、松野さんのほうから出てきたアイデア

伊藤 「難解な」言葉でということでしたが。

きた方々が、水平社で一遍爆発して、それから第二次大戦のころにそ中世から続いた江戸期に確定した被差別の制度に長年抑圧されてへとへとにもなっていないわけです。これは非常に激しい、それこものを担っている自治体の人たちが必ずしも絶望もしていないし、ったと思うんですが、伊藤さんの質問に関連して言えば、そういう十回ぐらいやった覚えがあります。環境を求める動きは非常に強か当時、八鹿高校事件が起きた前後でもあって、団体交渉も私は八

しようということになっていくんですね。 もできて、現状はひどいものでしたから、その現状を一緒に何とからいう人たちがめげていないんですよ。何となく同志的なつき合いはなくて、まあ日常ですからね、毎日その現場にいるわけです。そす。自治体の方々は、例えば建設省でたまに応対するということですのですけれど、私は基本的にあの運動は肯定的に考えているんでり世間の理解は進展するという一面もあるわけで、立場の違いもあっているの理解は進展するという一面もあるわけで、立場の違いもあるのですけれど、私は基本的にあの運動は肯定的に考えているんでもできて、現状はひどいものでしたから、その現状を一緒に何とかもできて、現状はひどいものでしたから、その現状を一緒に何とかもできて、現状はひどいものでしたから、その現状を一緒に何とかもできて、現状はひどいものでしたから、その現状を一緒に何とからいる。

金も才覚もありませんでしたから、そういうことをやった。は絶対許されないんでしょうけれど、私は外に場を求めるほどのおいなあと思いましたね。私がこっちから乗り込んでいったかもしれないが、自治体から届けてくださるお酒とか全部入れて、要すいなおに後、建設省でいただいていた机に引き出しが二つありますが済んだ後、建設省でいただいていた机に引き出しが二つありますが済んだ後、建設省でいただいていた人です。そこで酒盛りが始まるわるに五時半から宴会だってやったんですね。そういうところに自治いなの計されないが、自治体から届けてくださるお酒とか全部入れて、要すいの人が来てくださる。はっきり言って、そこで酒盛りが始まるわけです。今は国民の目が厳しいし、庁舎内でお酒を飲むなんてことはの人が来てくださる。はっきり言って、そこで酒盛りが始まるわけです。今は国民の目が厳しいし、庁舎内でお酒を飲むなんでいったりますが済んだ後、建設省でいたがいる。そういうことをやった。

じて行政能力も認められて、あるいはいわば力でということもあっ策課長のような方々は、どの地区に生を受けて、その中の運動を通そこに来る人はやっぱりいいんですよ。もちろん自治体の同和対

の専門官に着任した前後だったと思うんです。 の専門官に着任した前後だったと思うんです。 この方々は何を必要としているかですね。 世の中の歩るわけです。この方々は何を必要としているかですね。 世の中の歩るわけです。この方々は何を必要としているかですね。 世の中の歩いっているわけですね。 しかし、そのときに非常に幸いだった事情が一つあって、そういうご要望にこたえられる態勢を我々がとり得たんです。今でも予算科目として残ってますかね、「その他土地整備たんです。今でも予算科目として残ってますかね、「その他土地整備たんです。今でも予算科目として残ってますかね、「その他土地整備たんです。今でも予算科目として残ってますかね、「その他土地整備だったんでしょうけれど、それがちょうど私が住宅整備室かその前だったんでしょうけれど、それがちょうど私が住宅整備室かその前でったんでしょうけれど、それがちょうど私が住宅整備室かその前でったんでしょうけれど、それがちょうど私が住宅整備室かその前でったんでしょうけれど、それがちょうど私が住宅整備室かその前でったんです。

が一歩先を見ていて、むしろ担当官のほうが住宅局の将来のあり方っぱり世の中が少しずつ変わってきたというのは、財政当局のほう直前にその一札を書いて大蔵省に渡していたのですが、ところがやう例を絶対つくらないという一札を書け」ということで、私の就任そのときの大蔵省の主査は、「これは例外中の例外だ、今後こうい

書を入れるのは不見識だろうと怒られたことがあったということでの行政は伸ばしていくべきだろう、それを言われたからといって念われて念書を入れたらしいけれど、そういうことを将来おまえたちとりはわからないけれども、主査に言われてこんなものを飲めと言主計局長が住宅局長を呼んで、俺はいなかったのだから詳細のやりみたいなものを本当に透徹して見ていた面があるわけです。当時の

できるような先例、いわば第一例が開かれたということですね。の他土地整備費が初めて、その公共用地の補償基準に従った支出がチャラになったという経緯がありますね。そういうことがあってそところ、間違いない事実であったと。そして、入れた念書はいわばしたということがあったのですが、その主査にやりとりを確かめた私はそれを見ていませんが、その後、ある主査といわば意気投合

でしょうる。

でしょうる。

のだなということがありましたね。これはやはり明るいことの一つのだなということがありましたね。これはやはり明るいことの一つとれ以外に地域の生活空間を構成するいろいろなものにお金を出せたわけでが、が要ということがさせたわけでしょうけれど、単に土地を買い取る、住宅を建てる……このことも大変なことですが、に土地を買い取る、住宅を建てる……このことも大変なことですが、これは外に地域の生活空間を構成するいろいろなものにお金を出せたれ以外に地域の生活空間を構成するいろいろなものにお金を出せたが、そのでしょうは、単しなが、のだなということがありましたね。これはやはり明るいことの一つのだなということがありましたね。これはやはり明るいことの一つのだなということがありましたね。これはやはり明るいことの一つのだなということがありましたね。これはやはり明るいことの一つのだなというない。

事業のような、大工さんがいわゆる在来工法ではなくて伝統工法も、もう一つは、後にご質問があれば申し上げますが、木造住宅振興

るかという動きがあったことがあると思うんです。含めた、それがつくり出す文化のようなものをどうやって持ち上げ

いうことかあるわけです。
いうことかあるわけです。
をは伊藤さんがさっき言われたような藍住町、三春町の問題であとは伊藤さんがさっき言われたような藍住町、三春町の問題であとは伊藤さんがさっき言われたような藍住町、三春町の問題であとは伊藤さんがさっき言われたような藍住町、三春町の問題であるは伊藤さんがさっき言われたような藍住町、三春町の問題であるは伊藤さんがさっき言われたような藍住町、三春町の問題であるとは伊藤さんがさっき言われたような藍住町、三春町の問題で

ろがあるんですね。
三春のほうは、十年前の論文を見ると、もう忘れたことも多いの
三春のほうにないませた。

洋風の感じをちょっと出すとかそういう改造をほとんどやっていたットというか角隠しのような店の上にトタン板で巻いて、いわゆるて替えの話題になったとき、戦後の住宅復興のときに商店はパラペさらっと言うと、コンペティションをやった。そしてお菓子屋の建やってみようということだったと思います。まず書いてあることをそれで二人が考えたことが、一つは城下町のブラッシュアップを

が、その走りのようなことをやったんですね。それを真似した店舗づくりとか商店街の演出が広く行われています出格子などで再構成してみた。要するにその後、京都とか小京都でていた。一階のアルミサッシだったのを全部取りかえて、格子戸、と思うんです。それを外してみたら、二階に出格子がそのまま残っ

間の視界が当たるところにオブジェであったり壁の改善があったり多少の知識があるわけですが、フランスといえばパサージュということで、いわゆる学識経験者のほかに、それに携わる大工さんの代ことで、いわゆる学識経験者のほかに、それに携わる大工さんの代かったかと思うが、三春建築賞というものをつくってみようというかったかと思うが、三春建築賞というものをつくってみようというそういう個々のものをやっているうちに、それをまとめようといるの代の視界が当たるところにオブジェであったり壁の改善があったりをいったかと思うが、三年建築賞というものをつくってみようといることで、あるいはコンペではなくて……、後で起きたことではなったり

いうわけです。 のオリンピックに際して新しく募ってこういうことをやったのだと がはドイツ語はあまりよくできないのですが、要するにミュンヘン今の私よりは若い老齢のご婦人がドイツ語で説明してくれるんです。 をやっているわけですね。そういうのを見ていて感心していたら、して、スーッと通ると「ああ、いい空間だな」と思えるようなこと

出てきたというのが三春の例だと思うんです。
。そういうプロトタイプが随分あって、しかも日本にも担い手がん建設費補助という方法ではなくて、賞を与えるというか、せいぜん建設費補助という方法ではなくて、賞を与えるというか、せいぜ現にあそこもコンペでやっているのですが、建物のファサードを

あったと思うんです。

これは建築士という制度を守る立場から言えばけしからんという
ことになるかもしれませんが、公営住宅の設計を設計費十万円で募
ことになるかもしれませんが、公営住宅の設計を設計費十万円で募
これは建築士という制度を守る立場から言えばけしからんという

の隣で人口は二万、まっ平らで水田で地続きですから、その境界をうのではなくてご自分が考え出したらしいんですが、藍住町は徳島分を曲げないタイプの人だと思います。これは他人のアイデアといに個性的な人物で、会ってみてわかりましたが、こうと思ったら自先ほどお話のあった藍住はむしろトップダウンです。町長が非常

んですね。
るわけです。合計二十か三十ぐらいまでいったんじゃないかと思う徳島から戻ると、いや応なしにそういうものが視界の中に幾つかあか」「はてね、町営博物館ですか」「いえ、これは保育所ですよ」と。屋根を。私、あるところへ連れていかれて、「ここは何だと思います」とのは感じられないわけですが、藍住町の公共施設に昔の藍倉の瓦通って自分の町へ帰ってきても、いわゆるアンデンティティなんて

けましたね。
うち一割ぐらいの首長は非常に熱心なのじゃないかという印象を受うち一割ぐらいの首長は非常に熱心なのじゃないかという印象を受ることはわかっていたけれど、いろいろな意味で当時の三千三百のとを考えている首長は同和対策などでお目にかかっても大勢おられう感じを持ってきたのかなあという印象を受けました。そういうこ最初はあれは町長の無駄遣いだと言う人たちも、自分の町だとい

るに視線をやらないで、橋の真ん中辺に……あそこは手長の像だってする。 けれど、そこの橋の欄干を改善するとか、遠くの汚い野ざいものかという感じがしましたね。これが補助事業には、これは決してなり得かという感じがしましたね。これが補助事業には、これは決してなり得かという感じがしましたね。これが補助事業には、これは決してなり得かという感じがしましたね。これが補助要綱で瓦の有傾斜屋根をついう計画体もある。これは全国的に一つの示唆にはなるんじゃないそこはトップダウンだったこともあったのですが、とにかくそう

すね。いますが、そういうものを据える。人の目をそっちにいかせるんでたか、足長の像だったか、地方公共としてもかなりいいものだと思

う意味で言えばないほうがいいものがたくさんあるわけです。 そう これも最後には言うことを聞いてもらって、橋のたもとがきれいに 警察だったそうですね。とにかく言うことを聞いてくれなかった。 だけませんかという具合に話をしていくんですね。一番困難なのが くるというのは市に掛け合って、すみませんがこれは撤去していた 境の面では非常に大切なことなんです。というのは、橋のたもとは 般的には公共事業はつくること、加えることだという考えがあるで のがあらわれてくるんですね なると本当に橋も生きてくるし、主な商店街のほかに美観というも 力していくと、十本ぐらい立っていた棒の後ろから汚い小屋が出て いうものを一本ずつ省いていく努力をしているんですね。 一級河川 あったり、この川は一級河川 よく見ると柱が十本から十五本とか立っている。それは交通標識で しょうし、今もそうだと思いますが、そうじゃなくて省くことが環 ました。もう一つ、高山でおもしろい考えだなあと思ったのは、一 していますね。だから橋は急速に改善されているという印象を受け 先週も松江に行ってきたのですが、あそこも橋にそういう配慮を 川は十五メートルで記述してくださいという具合にして一々努 川という看板だったり、美観とい

ういうのを担っているのは、決して土木課とか建築課ではないわけていくと、お金は大してかけないで非常にきれいになっていく。そに簡単な木の塀を上手につくるとか、そういうことを数十カ所やっ例えば、当時はまだくみ取り便所で臭突がある、臭突を隠すため

たと言えます。れがいわばHOPE計画を考えるときのプロトタイプの一つであっーもあり、アイデアもあるということがあったんだと思います。こを首長が使ってやっていく。こういうやり方で、そういうエネルギですね。それは市役所の中からいろんな人があらわれてきて、それですね。

HOPE計画の魅力

までいる。 では、高橋課長のもとで係長で走り回っていたわけですが、水流 当時、高橋課長のもとで係長で走り回っていたわけですね。これは運動のようなものですから」と必ずまくわからなかったので、高橋課長がそのときに「このHOPE計画によくわからなかったので、高橋課長がそのときに「このHOPE計画によくわからなかったので、高橋課長がそのときに「このHOPE計画によく覚えていますのは、高橋課長がどの市町村をHOPE計画のパル流 当時、高橋課長のもとで係長で走り回っていたわけですが、水流 当時、高橋課長のもとで係長で走り回っていたわけですが、

けたことがありました。うと思ったんです。現に随分足を引っ張られましたし、ご批判も受き、これも書いてありますが、建設省の内部から出すのは大変だろ的運動ではなくて予算として、あるいは政策の柱として打ち出すと高橋 これはいろいろあると思うんですね。確かに、ただ単に個人

私としては、建設省から出してしまえば、非常に評判がいいだろ

ですね。
ですね。
ですね。
のはそもそもあった、あるいは残っていたと思われるんかたいなものはそもそもあった、あるいは残っていたと思われるんいで屋根の色ということまで、やはり指導すれば聞いてくれるといいで屋根の色ということまで、やはり指導すれば聞いてくれるといいで屋根の色ということまで、やはり指導すれば聞いてくれるといいで屋根の色ということまで、やはり指導すれば聞いてくれるという実績もありますし、部署もありますし、そのことが生きていく上れぞれ助役さんに会ってお話をしたのですが、ああいうところはもえていなものはそもそもあった、あるいは残っていたと思われるんですね。

だったらみんなそう考えていると思いますね。市民が承知しない。そういうものをうまくくみ出せない、敏感な方うことだったのでしょう。それでは物足りない、それでは成熟した報が入ってくる。その知識・知恵は要するに通達の域を出ないといなが、市町村長にしてみれば、いわば日本が戦後、効率を上げる

をできるだけ面接したということだと思うんです。たところですが、二年以後は非常に多くの申し込みがあった。それということではなくて、全く別ルートからこっちが選んで話しかけ初年度に選んだところはいわゆる陳情があってその中から採択し

を振興したい。単に飲むお茶ではなくて、茶室等の美意識を根幹と機に市民の中から醸成したいというので、茶道・お茶によって地域一切関係ない、全部乗り遅れた。この際この指定を受けて、それをろは、もう古い言葉になりましたが、新産・工特その他地域指定にそれは抹茶の産地である西尾市の例があります。自分たちのとこ

したまちづくりをしたいということでした。

うけれど、面とか点を扱う事業は、要するに広く呼びかけてみて、 なので、これは建設省の主流のお考えとは違うわけで、私は主流で うですかと言って、景観をはっきりさせましょうやと。 失敗をして にお話をしたことがあるわけです。 か。これは上司の許しを受けたわけでもなく、大蔵省の主査と勝手 ではないかという公共事業論が今後できないといけないのではない ここは乗ってこない、結局ここはやらないと決めるのもヒット一本 道府県の境目で道路が食い違うようなことはあってはならないだろ は収用法を発動して無理やり当初計画のとおりやるのは、例えば都 は公ではない場所でも仕掛けたりすることがあるわけですが、最後 は予算説明ではなくて公共事業論みたいなものを仕掛けたり、それ あったことは一度もないと思うけれど、主査との話の中で、こっち 市長さんとお話ができたわけです。それは私の予算要求態度もそう だからここまでは確かめてみてくださいませんかという具合にして も、その景観を発表することが私どもにとってはヒット一本ですよ、 はHOPEとしては完全に失敗したのですが、失敗する過程でもど 議士さんから直接お話がありまして、実際に会ってみたんです。 実 これは二年目だったと思うんですが、あそこから出ていらした代

んです。そういう意味では、詰めに詰めて地域採択したのではなく何でもいい地域指定をしたいという方もあったということだと思うには、要するに一般的にそれを求める心と物があった。その中には問の趣旨に沿って言えば、プロトタイプはたくさんあった。その中せんでしたが、もともとそういう考えを持っていましたから、ご質脇についておられた予算担当ははらはらしながら、とめもされま

ぎにね。れたかもしれませんが、そういうところも採用してみたということれたかもしれませんが、そういうところも採用してみたというこというよりはお茶の香りに誘わて、割と幅広く、まさに文化的薫りというよりはお茶の香りに誘わ

HOPE計画の担い手

お話しいただければと思います。というですが、そのあたりのことであるとそのかぐわしさがなくなるから表には出るな、官製のにおいがあるとそのかぐわしさがなくなるから表には出るな、官製のにおいが水流、あと記憶していますのは、行政が、特に国・建設省が表に出水流、あと記憶していますのは、行政が、特に国・建設省が表に出

それでまず何をやるかというと電話帳なんです。片っ端から大工さたいし、自分のアイデアを知ってほしい。それが支持されていいもたいし、自分のアイデアを知ってほしい。それが支持されていいもたいし、自分のアイデアを知ってほしい。それが支持されていいもとダメになるというのは、こういう方面では証明するまでもなく当とダメになるというのは、こういう方面では証明するまでもなく当とダメになるというのは、こういう方面では証明するまでもなく当とダメになるというのは、こういう方面では証明するまでもなく当とがメになるというのは、こういう方面では証明するまでもなく当とがメになるというのは、こういう方面では証明するよびというと思うのです。片っ端から大工されているが得たヒントというかそういうものだったと思いますね。

と思いますね。と思いますね。そして担い手が出てくる。そこだいう趣旨で、月、日にこういう人たちに集まっていただけませんかとか学校の先生とかに、数十分で電話をかけるんですね。実はこうんとか商工会のメンバーとか、建築事務所の門を張っておられる方

があって......。 その とかがよりこと、味付けをしていない煮たものの缶詰 になっちゃったんだなあと惜しむのですけれど。道の駅とかボート になっちゃったんだなあと惜しむのですけれど。道の駅とかボート 中さんにしてみれば、私はその後、ちょっと官に近づき過ぎてダメ ウンティアとかNPOの走りだったんじゃないかと思うんです。田 それでいわばタダ働きしてくれるわけですね。その後出てきたボ

と思っていたと思うんですね。そういうときに、それが実にマッチを出してもらって、それで敢然とやってのける。それに乗る素地がいものはどれかというイベントをやる。そうすると、その後の公共いものはどれかというイベントをやる。そうすると、その後の公共いものはどれかというイベントをやる。そうすると、その後の公共いものはどれかというイベントをやる。そうすると、その後の公共いものはどれかというととがでから出るから費用を出してもらって、もちろん企業から費用を出してもらってとがでははいか審査をやろうと。もちろん企業から費用を出してもらってというがないかを置きをいる。そういうときに、それが実にマッチにあった。自治体の担当者も、例えば公園関係の方々も何とから費用を出してもらってというがよりです。

したということじゃないかなあ。

般的によろしくないと思っていましたね。できないらことがあると思います。そういうわけで官が出るのは一いう仕掛けだと、メディアが乗らないでしょうね。トイレの話もそにはが正面切ってやって、官が予算がありませんからといって、官が予算がありませんからといって、官が予算がありませんからといって、官が予算がありませんからといって、

高橋 以上の教養人であるわけです。さっきの話ではないが、それこそ茶 ょうか、どんな日本の住まいづくりの将来の構図を描きながら大工 はいち早く、HOPE以前から目をつけて、一つの大きな住まいの 中心にいたように思うんですね。そういう人たちに対して高橋さん お宝的なものをしょっちゅう売買していたり、そういう方々である 道をたしなむとか、謡の先生ぐらいの力量があるとか、今で言えば お金持ちであり、例えば田舎の材木屋さんであれば、要するに水準 すね。当時は、材木屋さんに目をつけたわけですが、彼らはいわば 宜夫 (当時:住宅生産課建設専門官) さんと出会ったということで 産課長に着任したのが昭和五十三年だと思いますが、その時に鎌田 工務店を見ておられたかが、私としては非常に興味深いのですが。 本流として見ておられたわけですが、その辺の着眼点というんでし は大工、工務店、木造住宅の伝統的なものも含めての担い手は常に な人たちがあらわれたのですが、その中でも特に地方で多かったの 水流 担い手の民といったときも、HOPE計画のときにはいろん 端的にふり返ればこれもやはり人の縁ですよね。 私が住宅牛

185。かないというのを一番先に敏感に感じる人たちだったのじゃないかがないというのを一番先に敏感に感じる人たちだったのじゃないかディングになって、やっつけ仕事でやっているのではどうも立ち行わけですね。 住宅が最近売れなくなったとか、塗り壁などからサイ

いう素地がずっとあったと思うんです。とかそういうことを分析したおもしろい調査があるわけです。そういそういう人たちがどういう仕事ぶりなのかということを数値化しかそういう人たちがどういう仕事ぶりなのかということを数値化しのは地道な調査ですが、要するに職手ですね、電気屋とか左官屋とのは地道な調査ですが、要するに職手ですね、電気屋とか左官屋との住宅をどう興せるかを彼は考えていたんですね。彼が一番やった工、工務店とか、その背後に歴然としてある材木屋の人たちが地域工、発出にそういう方がおられて、鎌田さんがいわば目をつけて、大岩井にそういう方がおられて、鎌田さんがいわば目をつけて、大岩井にそういう方がおられて、鎌田さんがいわば目をつけて、大岩井にそういう方がおられて、鎌田さんがいわば目をつけて、大岩井にそういう方がおられて、鎌田さんがいわば目をつけて、大岩井にそうい

村木屋同士は製材業の全国組織の全木連がありますが、全木連はとが言えると思うんです。

先行していたんですね。 しようと考えられた時期があって、ハウスメーカーのほうがずっとゆる住宅のお祭り的なものを催して、それをプロモーションの力に住宅公団と統合する前の宅地開発公団が土地を売る一助としていわですが、遊休地を抱え込んでそれを全く開発できない状況があって、当時もう一つあったのは、住宅公団とか特に宅地開発公団もそう

えがあると聞いて、そのほうの部隊編成を私に任せてくださいませ 便が出るかと思ったと言っていましたが、ふたを開けてみると、十 ぐらいだと思うんですね。それこそ後で述懐しておられて、血の小 というときの経済的な後始末を考える力量があって、大工さんには - プを入れたわけです。材木屋さんのほうが仮に何か売れなかった それをつくるころから志村さんには指導いただいたというか、普通 ですが、そんなことがあったと思いますね。 す。これがその後、少しよくないあれに、まあ反動も出たと思うん 倍とか十五倍という圧倒的な人気で全数売れたということがありま そういう力量は残念ながらないわけですね。それで材木屋さんたち いて、そこにハウスメーカーも入れましたけれど、茨城の木造グル んかとお願いに上がったことがあるんですね。それで任せていただ の言葉で言えば、目をかけていただいた。たまたま志村さんがお考 律をつくったことがあって、今は環境省の法律になっていますが、 ですが、私が若いころから建築物用地下水の採取の規制に関する法 に仕切っていただいて、あるいは五十~ 六十個あったうちの十五個 宅地開発公団の総裁で志村清一さんという方がいらっしゃっ たの

振興事業という柱が立ったと思いますが、目をこらして見ると、そまあ担い手論としてはそういうものがあって、その後、木造住宅

まあそういう素地があったんですね。情報を全国に流してくれたのが大工さんの団体である全建連ですね。動きがある、おもしろいのが住宅局にいるということで、そういうういう担い手は茨城以外にもたくさんいた。そのときに、こういう

さって一本になったという感じがしますね。ぼってみると、いろんな谷筋に入っていける。いろいろな川が合わ、私が十年前に書いたものに従って言えば、プロトタイプをさかの

HOPE計画創設時の議論

どってお互いに施設を持って、その施工の責任を負う。それぞれ施建設省の真っ当な公共事業論ですよね。要するに、それぞれつかさいがあって、こんなのもありかと恐らく皆さん思ったのではないかという感じがあって、こんなのもありかと恐らく皆さん思ったのではないかという感じなのですが、局内・省内はいろいろあったと思うかあったんじゃないか。だからこそ、できたときに「えっ?」というあったんじゃないか。だからこそ、できたときに「えっ?」というあったんじゃないか。だからこそ、できたときに「えっ?」というあったんじゃないか。だからこそ、できたときに「えっ?」というあったんじゃないか。だからこそ、できたときに「えっ?」というあったんじゃないがあったかをお教えいただければと思います。一方で、先ほどの官にデル事業も源流の一つになったと思います。一方で、先ほどの官にデル事業も源流の一つになったと思います。一方で、先ほどの官にがよるがあり、ころいるがあったかをお教えいただければと思います。という表を本には、なかなが厳しいものが当然という表を本には、ないながあっていましたが、は宅にはいる。

うお考えだったと思うんです。組織が成り立っているので、それを崩すようなことはよくないといて、それを横につなぐのが、後に建設経済局とか官房とかそういう設ごとに計画を立てるというのでその省が成り立っているのであっ

在する。 せば「外部性」になるのですが、要するに公共セクターからの支出 これも真っ当な公共事業論であって、それには争えないわけですね は、要するに地域特産の瓦を使うのが補助に値するならば、イワシ ある。その次に、官房でイワシ論がありました。イワシ論というの がいるな」とお思いになったでしょうね。それでとにかく最優先で とかお許しを得てということですけれど、「どうしようもないやつ に値するもの、 済政策をやる人たちは通常に持っている概念で、強いて日本語に訳 のではないかという議論ですね。エクスターナリティというのは経 用意した理屈は、むしろ財政論としてのエクスター ナリティがある のとれる町でイワシを食べたら補助金を出すのかという話ですね。 譲らないものだから、出すだけは出させていただいたということが これは全くそのとおりですね。これをくぐり抜けるというか、何 争えないというか争うのだけれど、それに対するこちら側の私の 個人の利益ではなくて全体の利益に値する支出が存

うことは世論なり財政支出の担当者として判断してもらえばいいのそういう意味でのエクスターナリティがあるではないか。あるといとか、あるいは観光客として来た人も自分たちの国土の美しさとい人が地域の町民全体が自分たちのアイデンティティを再認識できる話の途中を飛ばしてしまえば、藍住町ではないが、瓦屋根を見た

はないか。まあそういうことなのです。で、個々の施設として見てもらう審査基準ということではないので

んじゃないかと思います。ら出してみよう、どうせつかないや」というふうにお思いになったもあるんですから、やはりいろいろな方々が「あいつがそう言うなこれはこれで別の一理屈ですから、そんな外部性はないと言って

圧倒的な評判を呼ぶだろうということは確信がありましたね。おいで、スタートしてから二、三年後に当時の丸山良仁次官のとこないで、スタートしてから二、三年後に当時の丸山良仁次官のとこったですね。でもこれだけは採択してほしいというのが住宅局に来当時住宅局にはこういう予算をくださいという陳情は一件もなか

官がおられたから実現したということもあると思うんです。官がおられたから実現したということもあったにつってすが、彼が聞き終わるや否や、これは非常におもいから、既存の事業をよく集めて、足らざるものは何かということはなかったんですが、彼が聞き終わるや否や、これは非常におもいから、既存の事業をよく集めて、足らざるものは何かということただし今の状況から言うと新しい予算の柱を立てるのが非常におもいから、既存の事業をよく集めて、足らざるものは何かということにがいから、既存の事業をよく集めて、といから、民存の事業をよく集めて、というにというになられた斎藤次の効果がありましてね。当時の主計官説明のときに予期しないぐらいが、けですね。これは私が書いたのか、どなたが書いたのか知らないが、けですね。これは私が書いたのか、どなたが書いたのか知らないが、けですね。これは私が書いたのか、どなたが書いたの知りによりいると思うんです。

み過ぎていたという感じじゃないかと思うんですね。ていけるのでしょうが、恐らく建設省の中で言えばちょっと前に進そうだなとは思うのですけれど、当時からすると、半歩先ならつい伊藤 今の時代からすると、外部性も含めて公共性の議論は確かに

いましたね。ような「ノアの方舟」として今やれることはこれしかないと思ってったのだと思いますけれど。まあ私にしてみれば、最前申し上げた高橋(まあそうでしょうね。だから、私はそのうち飛び出してしま

持ったのではないかと思いますが。伊藤 あとHOPEというネーミングも非常に魅力的で、求心力を

高橋(ええ、そう思いましたね。だけど、結果はこっちがよかった伊藤(やまと言葉のほうがいいという感じでしょうか。

多様な人々の参加

ですね。

を引き出したのもさることながら、公共団体だけではない地元の住伊藤 そういう意味では住宅行政が、公共団体そのものの創意工夫

的な話があればお願いします。 促すことができた。先ほどの魅力の話に戻るのですが、そこで印象が押しかけでお手伝いしてくださったりと、いろいろな人の参加をり、あるいは住民も含めて幅広い広がり、あるいは大学の先生など宅事業者であったりコンサルタントであったり設計事務所であった

ういうふうにごらんになっておられたのでしょうか。 職員にとっては、学校」みたいな感じがしたところがありました。 職員にとっては、学校」みたいな感じがしたところがありました。 のいうふうにごらんになっておられたのでしょうか。 という前夜みたいなものを感じていたんだと思うんた。 ないですね。 係長にはそれぞれ地区担当というか、送り出さって、これで行ってこいと言われたような気がしています。 はらも新鮮に受けとめて、なにか熱いもの、何 をしてHOPE計画を語るときに支えてくれたのが、コンサルタン という前夜みたいなものを感じていたんだと思うん ですね。 彼らも新鮮に受けとめて、なにか熱いもの、何 というがとりますから。」という感じで、非常に勉強になりました。 なれたのだなと思うのですが、当時のコンサルタントの皆さんをど されたのだなと思うのですが、当時のコンサルタントの皆さんをど ですね。 彼らも新鮮に受けとめて、なにか熱いもの、何 というが、コンサルタントの皆さんをど ですね。 彼らも新鮮に受けとめて、なにか熱いもの、何 というがとりました。

の人たちが「今年は十幾つあるぜ、あんたはどこやる?」というよう図書とか補助金申請書を調えるタイプの人ではなかったんですね。そいのまか、たわけでしょうし、松野さんのほうは、企業の依頼を受けて地域た野勝彦さんですね。大野さんは、いわば成功した黎明ある建築家でだけれど松野晃(当時:(株)環境コンプレックス)さんともう一人は高橋 中心となった人が田中さんのほかに2人いるわけですね。同姓

になったと記憶しています。んと会うのは、最終的には公営住宅団地の建て替えみたいな話が中心に自分に近いとかそういうところでナニしたんだと思います。大野さなことだったけれど、地域のデータがあるわけじゃないから、要する

人たちだったなと思いますね。 を提供したところに上手に引っ張り込んできている。そこにたけた と見つけてきてその気にさせて、行政がお膳立てをしたというか場 にせよ、建材屋さんにせよ、実際に商売をやっている人たち は行政の領域よりもむしろ民間の領域のほうが多くて、そこで大工、 と見つけるのがうまくて、実際にHOPE計画をやるの 水流 共通して言えるのは、それぞれ担当される地域に中に入って

性格のものではないんだなと印象に残っていますね。 がかつぐというかー生懸命やるところがあって、そういう情緒的なのが儲かる話になるというか、だからこそ青年商工会議所の人たちのが儲かる話になるというか、だからこそ青年商工会議所の人たちのが儲かる話になるというか、だからこそ青年商工会議所の人たちのが儲かる話になるというか、だからこそ青年商工会議所の人たちのが儲かる話になるというがあっていますね。

高橋 そうですね。

√流 「 欲は道連れ」といつもおっしゃってましたね。

という一面がありますからね。高橋(やっぱりそうなんですよ。いいも悪いも、やはり欲は道連れ

のだろうなと思っています。かに運動といっても息切れがしてしまうから、そこのかみ合わせな水流(そういう地域の産業を潤すような広がりがないことには、い

人ができたということです。 人ができたということです。 人ができたということですず、要するに消費者が住宅を選ぶときにパンないが、なぜあれが公益法人として認めらいましれないが、なぜあれが公益法人として認めらいまとに公共性があるとすれば、実物を展示するのはもっと公共性のは、当時の文書課長の松原青美さんで、いろいろな人に助けられたわけだが、そういう業者一つ一つでは入れないけれど、やはりたわけだが、そういうことで公共性というものが結集されて公益法人として認めらいは、当時の文書課長の松原青美さんで、いろいろな人に助けられたわけだが、そういうことで公共性というものが結集されて公益法たけだが、そういうことで公共性というものが結集されて公益法のは、当時の文書課長の松原青美さんで、いろいろは人として認められたかということですが、要するに、当時の大きな人にあります。

争って、そういうところに束になって入っていった。 をいうことで、さっきの竜ケ崎の団地ですね。木造業界が初めていたがら、さっきの松原さんが開発してくださったから公共性があらね。ということは、非常に大きい広告のチャンスなんですね。日だろうが、どこでもそうですが、朝日新聞ですら経営してますからね。ということは、非常に大きい広告のチャンスなんですね。日だろうが、どこでもそうですが、朝日新聞ですら経営してますからないの法人は十五社ぐらいから始まったと思うんですが、ある広告

それを最終的には売って処分するわけです。とれて各社がつくる。いうか、さらに完成したものを全部見せるときに施工写真ですね。いうか、さらに完成したものを全部見せるときに施工写真ですね。いうか、さらに完成したものを全部見せるときに施工写真ですね。いるかもしれないが、住宅の基礎の根切りをやりますね。グリ石とときに一つ編み出したのは、今ではその後の保証制度の柱になって宅生産課課長補佐だった岡本圭司さんがやったのですが、彼がその宅生産課課長補佐だった四本圭司さんがやったのですが、彼がその

形での競争がしつらえ得たと思うんです。 おいになったなという感じがしましたね。それから、社長が担当者けれど、北側のファサードが二、三年たつうちにみるみるうちにきけれど、北側のファサードが二、三年たつうちにみるみるうちにきいっかりしろと檄を飛ばしているのをよく見ましたが、そういだとからが例えば途中段階で集まると、あのころの住宅は北側のフまるけでする。だから、これはおもしろいなあと思ったのは、社出るわけですね。だから、これはおもしろいなあと思ったのは、社出るわけですると、売れる・売れないについて言えば各社の恥がもろに

振興事業などとともに振興させることができて、その流れが一つあであったという仕掛けになるわけですね。そういうことが幸い住宅はなくて広い階層の方がお見えになるのだが、実は大半がお客さんこれは日経新聞で主に。それは基調講演会のようなものがあって、は普通ビラを配る程度の広告ではなくて告知広告をやるわけです、それをイベント、祭りという形で売るわけですが、売るについて

るんです。

人もいるでしょうね。

人もいるでしょうね。

人もいるでしょうね。

人もいるでしょうね。

人もいるでしょうね。

人もいるでしょうね。

長さたということがあるければ、最初集まっていただいたとき、社長さん同士が高いとがあるところで、ツーバが名刺交換しているんですね。変な社会だなあと思ったんですが、ど、私に言わせれば、最初集まっていただいたとき、社長さん同士と、私に見える帰結としては施工標準ができたということがあるけれ

いう国民の欲求の上に乗ってできたものだと思いますね。いうか、そういう時期になっていたと思うんです。HOPEもそういましたね。そういうことを含めて、やはり汚いものは嫌だ、せっか工費は五十万円ぐらいかけると二百万ぐらい高く売れると言ってに頼んで外溝植栽が統一的デザインをやると、そのための設計費とだからその源流ですね。人から聞いた話ですが、腕のある建築家

HOPE計画推進のための工夫

くりや地域づくりにどういうお手伝いができるかというように、主た感じがあって、住宅そのものというより、住宅行政としてまちづ地域産業だったり地域開発だったり、少し広いところへ解き放たれらまち並みだったり、あるいは生活だったり、もしかしたらむしろ伊藤 そういう意味では、公営住宅建設というある限られた領域か

い話があればお教え下さい。
い話があればお教え下さい。
たくさんあると思いますが、印象深をういう意味でもごった煮というか、いろいろな面が中に埋め込まするような面があったり、あるいは縦割を横串、地域で切るという画一的なものからトップアップのような、先行的なランナーを応援画一的なものからトップアップのような、先行的なランナーを応援ぶかということを考えると、まさにお書きいただいているとおり、ぶかということを考えると、まさにお書きいただいているとおり、

う。 うものを地域的な人間の生活、その中で住宅というものが相当大き 舟としてやっていいんじゃないかなと思う。その中で例えば精神障 つというか、あるいは指導という言葉は私はあまりよくないと思い が寄り集まって地域の中で暮らしていく。当然介護などの側面が出 高橋 具体的にいい例がすぐ出てこないのですが、住宅につい あるんじゃないかと思う。そういうことがあなたの言う予防である で、隔離して公費的にそういう人たちを管理するのではない方法が を見るというのは、消費税を上げたとしても困難になっているわけ ようなことが今日、施設に全部収容して国費で福祉費用として面倒 害者の共同住宅とか、もっと障害を持つ人が助け合って共同で住む てきますから厚生労働省との関係もあるんでしょうけれど、そうい て困難は百も承知で申し上げているのですが、例えば認知症の人間 HOPEを試みてある程度できた時期の後にも、こんなことを言っ ますが、情報提供するとかそういう役割を住宅行政の中で一つの方 い割合を占めるであろう生活のようなものについて、 若干責任を持 私の言う方舟なんですが、まあ言うべくしてできないんでしょ

つつあるのですが。 分で狭い範囲に限定する必要は全くない、それをどうやるかと考えう言葉にした瞬間に、今のご指摘のようにもっと広がっていく、自自律の人を念頭にしているところがあるわけですが、「住まい」といことになっていますが、これをどう受けとめるか。住宅はもともと伊藤 今、脱施設の流れがあり、地域、在宅でやっていこうという

が、そこは何かお考えがあおりだったのでしょうか。
さい単位でというお考えがおありだったようにお見受けするのです府県と市町村のそれなりの役割分担、あるいは市町村でももっと小府県ではなくて、HOPEの場合は市町村だったわけですが、都道伊藤(おっしゃるとおりです。もう一つ、地域主体といっても都道高橋(現に住宅企業などがもう乗り出していますからね。

そういう感じは持っていましたね。ころはだめだなと思いましたね。人口二~三万ぐらいがいいなとか、高橋(それは担い手論として市町村長などに接してみて、大きいと

あだめなんじゃないかという気がしますね。 市町村に話をつけようという、当時と同じ手法をやろうとしてもまが自ずからありますね。平成の大合併で大きくなった市町村単位でういうものがあることはよくおわかりになっていると思うけれど、分違う。例えば河川に携わる方とすれば流域ごとに郷土意識とかそぎるので、その中をよく見れば、旧市町村会あたりでまとまりが随市町村数について、私が携わっていた時期の三千三百でさえ多過

ましょうか、当時の建設省も今も上手ではないと思うんです。 HO伊藤 もう一つ印象深いと思うのは、メディアとつき合い方といい

については意識されていましたね。かなり意識されていたのではないかと思うのですが、メディア戦略PEはモデル事業という性格もあったのかもしれませんが、それは

ということですね。 になったような場合は、そこに広告費を通じてのつき合いをつくる方のトップの紙が合同するということで、例えば住宅プロジェクトですが、日経と朝日を組むわけにはいかないですね。日経とその地メーカーを起用した。あのほうでメディアというか、その前は日経高橋(そうです。それでさっきも参考に申し上げたのですが、住宅

て方であったような気がするのですが。 業種交流というか、それも相当意識された一種のHOPE計画の育孤独にならないでみんな仲間がいる、あるいは情報交流というか異れぞれの地域も頑張るけれど、頑張っている人同士、その人たちが伊藤 HOPEの場合は毎年全国大会をして一種のイベントで、そ

ったわけですね。当時いた係長の方々が地域の会合やその後の議論の場に行ってもら高橋(それも結局そこに書いてあることを出ないのですけれども、

ですね。JETROなどに転出すると、そのときは年金の通算がなたいうと、単に企業全部と話がつくとか連絡がつくというと、単に企業全部と話がつくとか連絡がつくということでかというと、単に企業全部と話がつくとか連絡がつくということでき、若いころは輝ける官庁で、そのエネルギーはどこから出てくる産省の人たちからヒントを得た。通産省は、私どもが現役だったとまた、明確に書いていないけれど、私が過去のつき合いの中で通

たちの集まりなんですね。いるわけだから、二十八年までの通産省はすごくモラールの高い人ていない。それを承知で敢然と海外に行って、また帰任してやってその前の人たちは年金や退職金はずたずたですよ。ほとんどもらっいわけです。二十八年に初めて通算できるようになったのですが、

やるわけですね。今日は見る影もないけれど、そういうことが通産 と言うだろうけれど、前に赴任していたその人物が今どこのポスト そうするとどういうことになるかというと、その人が三年なら三年 ういうのは立役の外務省では決してできないことなのだけれど、そ るわけじゃないが、地域に身を挺して溶け入るのはJETROから 任するとしますね。そうすると外務省のほうは宴会ばかりやってい のあの当時の信望黎明を支えたのだと思う。 にいようとその国に派遣して、「やれやれ、久しぶり」ということで ときに通産が全体の指揮をとっていたと言うと そんなことはない」 で日本に帰ってくるとにわかにパイプ役の後任がいない。そういう のときに公務員身分のない人たちがやるということがあるわけです。 賄賂でなければ事が全く動かない面がたくさんあるわけですね。 そ 行った彼らのほうがやる面が多いわけです。中には日本の当時のモ はないけれど、例えば東南アジアなり中東なり某国に三年ぐらい赴 ラール、今日から言えばなおですけれど、東南アジアの多くの国は そういう仲間がいまして、彼らも決してべらべらしゃべるわけで

ことがあって、それはむしろコンサルタントの緩い連合体をつくっいわけですね。そうするとノウハウをどこへためたらいいかという公務員が一カ所に長く滞在するということは今の人事ではあり得ないるがえって、事は非常に小さいけれどHOPEを考えるときに、

もいいから話さなければだめだとえらく怒られたのを覚えています。伊藤(当時、地域に出たときに会議で一言も話さなかったら、何でたんです。まあそうなっているかどうかはよくわからないですが。て、そこにためこんだほうがいいというのが当時の私の考え方だっ

今後に向けたメッセージ

うお話があればお願いしたいのですが。 のPEがあったらいいとか、こういうところを忘れてほしくないとい さんできて、ある意味で育っていった面と、先ほどから出ているよ さんできて、ある意味で育っていった面と、先ほどから出ているよ のPEがあって、その後、名前のついたマスタープランの類がたく

このビルに入ってきたわけですので。こっちから求めもいたしませんでしたから、久しぶりに背広を着てら。今はこちらの禄を食んでおりませんので、情報も入りませんし、高橋(あまりありませんね、確かにウォッチングしていないですか

ると。 たのが、恐らく国が引き上げるということ自体がそもそも僣越であたのが、恐らく国が引き上げるというのも、ある意味で国が応援する感じがあっ頂点を引き上げるというのも、ある意味で国が応援する感じがあっ伊藤 当時と状況がかなり違うとすると、ナショナルミニマムから

いことなんですね。 高橋 僭越というよりは、やってはならないことというか、いけな

あの当時と時代が相当変わったかなという感じはしますね。と自体も、やってはいけないことみたいなところがあって、そこは伊藤(国が旗を立ててこういうのが大事じゃないかと理念を語るこ

事実ですね。 またことになる。 国というのはある意味でどうし 地域に着目して横割になればなるほど、逆に言うとじゃあ国の役

ことがプラスになったと思うんです。 いうことをよく勉強する機会あったのと、政策企画官というポストしたことがあって、そのときに企画部次長をやりましたので、そういたいと山村振興のモデルの二つがあって、幸い私は鹿児島県に奉職んでみて初めてこうだったかと思うんですが、構造改善系の地域モロトタイプがあるわけですね。正式な事業名称は忘れて、さっき読高橋 HOPE以前というか、メニュー補助というのは農林省にプ

そのほかにもいろいろ使い道はあるようだが、それは道路・河川の査費を初めてとった。事業調査費は本当は役人の勉強代ですよね。ます時代に、最初の年度は四千万円だったと思うのですが、事業調住宅局には、それまで事業調査費がなかったのですが、私がおり

う気がしますね。

で、やっていらっしゃるのかもしれないが、やったらどうかなといるというあたりが本当にうらやましかった。そういうものを要求しました。その後も多分勉強に使っておられると思うけれど、残念ながらきちんと時系列でウォッチしていないものですから、気がつくところはあまりないんですよ。だから漠然たる一国民というか、新ところはあまりないんですよ。だから漠然たる一国民というか、新のです。その後も多分勉強に使っておられると思うけれど、残念ないです。その後も多分勉強に使っておられると思うけれど、残念ないです。その後も多分勉強に使っておられると思うけれど、残念ないです。その後も多分勉強に使っておられると思うけれど、残念ないです。

がまだまだ必要であると思います。

があって、どういうときかというと大体は葬式ですね。そのときにがあって、どういうときかというと大体は葬式ですね。そのときにがあって、どういうときかというと大体は葬式ですね。そのときにがあって、どういうときかというと大体は葬式ですね。そのときにがまだまだ必要であると思います。

になると、昔多少おつき合いがあった人が、その昔のつき合いでつの接点は完全に失ってしまっていて、伊藤さんや我々ぐらいの世代の地方整備局が担うようになったんですね。本省が地方公共団体と外に出る機会が時間的に恐らくかなり減っていると思いますね。伊藤 あの当時と大分変わったのは、公共団体の人と議論したり、

ざるを得ないぐらいの状況にありますね。今の課長は出ていけとは言わずに、中で仕事しろという指示を出さだったときに若い人に出ていけと言っていただいていたのですが、き合っているだけで、若い人はまず接点が全然ない。それと、課長

のな気がしています。 しにくくなったですね。計画策定の委員会に出るのは、要は後々ひ もつきで、行ったところは補助金を出すとか、そういうふうに見ら お伺いしていて、人のつながりそのものが財産で、他流試合をする お伺いしていて、人のつながりそのものが財産で、他流試合をする ない、そういうることにそれほど熱心ではない。HOPEの話を お伺いしていて、人のつながりそのものが財産で、他流試合をする とによって知識を得るというよりは、恐らく人脈をつくっていく なったのですが、 そういう高味では学校がなくなった。そ 人脈にあまり価値を置かなくなっている人が多いのではないか、要は後々ひ とによって知識を得るというよりは、恐らく人脈をつくっている が、 ではない。HOPEの話を はないが、そういうふうに見ら とがしています。

はだんだん小さくなっちゃいますね。が、そういう傾向が全省庁にわたるとすれば、公務員のエネルギー高橋(なるほど、何かの大きい動きかねらいがあるのかもしれない

すね。 金井 霞が関の情報量は昔に比べて、明らかに減っていると思いま

しい大事な話が必ず埋もれているでしょうけれど、そういうことに保守本流ではない話が実はとても大事だったりして、境界領域に新す。たまたまグループホームのお話をしていただきましたが、今は伊藤(やはりアンテナ能力が落ちてきているのではないかと心配で

いう閉塞感を打破することが求められていると思います。す。そういう意味で今、「第二のHOPE」といいましょうか、そうかれるというか目を開かされるような感じが当時はあったと思いまは、HOPEは境界領域を境界領域と言わずして広げた、実はもっ対する感性がいささか弱まっているかもしれない。そういう意味で対する感性がいささか弱まっているかもしれない。そういう意味で

に広がったという感じだと思うんです。 ちえて、かつコンサルという触媒を入れることによってそれが一気と、やるべき場とか方法論がないところにHOPE計画という場をないし、あるいは大工さんかもしれない。何かをやりたいのだけれ知された。それは市長さんなのかもしれないし、地元の人かもしれ知された。それは市長さんなのかもしれないし、地元の人かもしれ知を持ったときに、地元においてはもっと違う動きがあることを察小田 高橋さんが言われた閉塞感は、公営住宅制度がある種の閉塞

一ルを送るような一言をいただければと思います。
 一ルを送るような一言をいただければと思います。

人を磨けということですね。勝手にやれということで、大変なこと高橋 それは言う資格もないけれど、要するに周りに絶望したら個

伊藤 今日は長い間どうもありがとうございました。 (終わり) 伊藤 今日は長い間どうもありがとうございました。 (終わり) 切り開くよりしようがないんじゃないかな。まあ組織から浮き上が切り開くよりしようがないんじゃないかな。まあ組織から浮き上がいり開くよりしようがないんじゃないかな。まあ組織から浮き上がいり開くよりしようがないんじゃないかな。まあ組織から浮き上がら何でもできるんじゃないかな……と思いますね。 さすが体をら何でもできるんじゃないかな……と思いますね。 さすが体をら何でもできるんじゃないかな……と思いますね。 さすが体をら何でもできるんじゃないかな……と思いました。 (終わり) しいでは、 (終わり) では、 (終わり) では、

住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

上野 公成

(元建設省住宅局住宅建設課長)

五十嵐 勇二(対談者)

(マルハ株式会社代表取締役社長)

*

[2005年(平成 17年)12月9日 10:00~12:00]

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 住宅局住宅生産課長 高井憲司 住宅局住宅生産課長補佐 武井利行

上野公成(うえの・こうせい)

昭和14年7月23日生

昭和41年 建設省 住宅局 住宅建設課 建設省 計画局 総合計画課 昭和43年 昭和44年 建設省 計画局 総合計画課 係長 建設省 計画局 総務課 係長 昭和45年 建設省 住宅局 建築指導課 係長 昭和46年 昭和47年 建設省 住宅局 住宅生産課 係長 建設省 住宅局 住宅生産課長補佐 昭和48年 昭和51年 群馬県 土木部 住宅課長 昭和54年 建設省 住宅局 住宅建設課長補佐 建設省 住宅局 住宅建設課 建設専門官 昭和56年 昭和58年 建設省 住宅局 市街地建築課 住環境整備室長 建設省 大臣官房 政策企画官 昭和61年 昭和63年 建設省 住宅局 住宅生産課長 平成2年 建設省 住宅局 住宅建設課長 平成3年 辞職

住宅生産企画室から住宅生産課へ

をお伺いしたいと思います。うタイトルで上野先生に、お相手にマルハの五十嵐社長、当時のお話政の転換期にあった方々にお話を伺う回で、「住宅生産の近代化」とい高井(今日はオーラル・ヒストリーということで、住宅行政、建築行

からお伺いしたいと思います。 最初にお二方の生産行政とのかかわり合いについて、まず上野さん

産課だったか.....。 産課だったか.....。 産課だったか.....。 産企画室へ行きまして、その次の年に住宅生産課で課長もやりました。 産企画室へ行きまして、その次の年に住宅生産課になったのかな。そ 上野 私は昭和四十六年四月、当時、建築指導課の中にあった建築生

五月には、住宅生産課ができたから。五十嵐 四十六年十一月からだから、建築生産企画室の最後。翌年の

一緒にいたかな。総合計画課には、山内君もいたかな。 とな教わって、五十嵐さんの前に木村さんが二年いて、それから神谷いないので、五十嵐さんも当時は日本興業銀行なので、いろいろなこましてね。今までにない行政だから建設省は、産業行政に全くなれてましてね。今までにない行政だから建設省は、産業行政に全くなれてかな、その一番最初の時期だったものですからいろいろなことがあり上野 要するに住宅生産課ができる時期だから、住宅産業行政という

上野(要するにそういうつき合いがあったので、これから住宅産業行五十嵐(神谷さんの後、山内君もいたよ。その後、清水。

かなと思うんですね。 政をやるのにいいんじゃないかというので、そこへ行ったんじゃない

高井 五十嵐さんはそういう関係で興銀から。

五十嵐 上野さんのお話のように、私は住宅局としては二代目になる五十嵐 上野さんのお話のように、私は昭和四十六年十一月から四十六年までいて、私は昭和四十六年十一月から四十八年十一月までやはり二年いたんですが、そのときは初めが建築生産の一年、日のですが、本村さんが建築生産企画室時代に二年、昭のですね。その前から建設省全体としては総合計画局に一人行っている子園 上野さんのお話のように、私は住宅局としては二代目になる

上野(そう、ちょっとしてからかもしれない。

五十嵐 補佐に上野さんと鈴木さんと、それから公団から来た清野さとやはり建設省の分野だから。

パイロットハウス事業

前からそういうのはあった。それを何年かやってたんです。 というかそういう時代でした。また、プレハブの欠陥問題が随分あいというかそういう時代でした。また、プレハブの欠陥問題が随分あいというかそういう時代でした。また、プレハブの欠陥問題が随分あった。欠陥でこのころは相当苦労したということがあって、そういうった。不のときに三井造船とか久保田鉄工だとか、いろいろなところが住宅に対して参入するようになった。また、プレハブの欠陥問題が随分あった。そのときに三井造船とか久保田鉄工だとか、いろいろなところった。そのときに三井造船とか久保田鉄工だとか、いろいろなところが住宅に対して参入するようになった。また実際に提案をして、試作中層をやってたんですね。そういうものになって、これは僕らが行く中層をやってたんですね。そういうものになって、これは僕らが行く中層をやってたんですね。そういうものになって、これは僕らが行く中層をやってたんですね。そういうものになって、これは僕らが行く中層をやってたんですね。そういうものになって、これは僕らが行く中層をやってたんですね。そういうものになって、これは僕らが行く中層をやってたんですね。そういうものになって、これは僕らが行く中層をやってたんです。

L野(それから泉北が二種類で一戸建とアパート連続建があって、A十嵐(高島平は一戸建だったね、稲毛が集合住宅。

企業グループが提案をして参加するというのがパイロットハウスの時で残っているものはあまりなかったと思うんですね。要するに住宅にあそういう時期だったけれど、それがうまくいったかというと、そこ上野(それから泉北が二種類で一戸建とアパート連続建があって、ま

う動きがあって、それはユニットとか設備、要するにバスタブみたい(その後、住宅の中を工業化していったほうがいいんじゃないかとい

たいいのできているなユニットができてくるんでなものやシステムキッチンとかいろいるなユニットができてくるんでなものかなか個性的なんだね。それで2人でけんかばっかりしているの米倉理事長さんという人が中心で、日本住宅設備システム協会もできた。それから流通で、これは株式会日本住宅設備システム協会もできた。それから流通で、これは株式会日本住宅設備システム協会もできた。それから流通で、これは株式会日本住宅設備システム協会もできた。それから流通で、これは株式会日本住宅設備システム協会もできた。それから流通で、これは株式会日本住宅設備システム協会もできた。それから流通で、これは株式会日本住宅設備システム協会、通産省から江夏さんというという自会が自営の米倉理事長さんという人が中心で、日本住宅物流センターという住でが、当時は審議官か参事官だと思うけれど、その2人がたしか旧制ですよ。ところがうまくいかない、その一番に流通の会社をやったんですよ。ところがうまくいかない、その一番で流通の会社をやったんですよ。ところがうまくいかない、その一番を流通の会社をやったんですよ。ところがうまくいかはつかりしている人もなかなか個性的なんだね。それで2人でけんかばっかりしている人もなかなかはできた。とれて2人でけんかばっかりしている人もなかなからは高本というという。

ないかと思うんですね。これも稲山さんが会長で、専務理事は、まあ両方からいってたんじゃうことでやったんだと思うんですね。それから住宅情報サービスは、会長の稲山さんはああいうすばらしい人柄だから、ちょうどいいとい

れば大変いいことだと思うけれど、それがうまくいかなくてね。年以前にそういうものをつくっていたわけだから、それが機能していけれど、根底にはそういうことがあるからなかなか.....、昭和四十六ところが、こっちのほうは情報だからそんなにけんかはしないんだ

ヘター リビング設立

五十嵐 通産省の人は受け入れたでしょう。

五十嵐 丹羽さんが専務理事でしょう。 その理事長も民間人がいいからというので、市浦健さん。

もいたのかな、割合あっけらかんとした人だった。上野(そう。丹羽さんは建設省のOBだけれど公庫にいたりミサワに

いったんですか。 高井 部品開発センター の所管の問題については、どう決着がついて

んだね。上野でいるのとかまあ上の人は、専管でやることに結構ビビッてた

高井
当時は業界も両方の意見があったようで

るけれど、向こうにも人が行っていたんだ。長の加藤さんが割合しっかりした人で、五十嵐さんはこっちに来てい上野 業界も両方の意見があって、だけど業界は、興銀の産業調査室

五十嵐 加来(かく)さんだね。

とも感じていたと思う。いるから、こっちでやったほうがうまくいくんじゃないかなというこ上野(行っていたけれど、ずっと見ていてやはり両方のけんかを見て

五十嵐 その点は、興銀は銀行だから通産省も歴史的に人が出ている五十嵐 その点は、興銀は銀行だから通産省も歴史的に人が出ている五十嵐 で、おいり感じがありましたよ。 送っている親元は興銀の産業調査室、その後の産業調査部だったよ。 送っている親元は興銀の産業調査室、その後の産業調査部だったがな。だから、そういう意味では選銀の産業調査室、その後の産業調査部だったが出ている感じがありましたよね。

本を書いたりする人だから、すごい激しい人なんだね。それで加藤さ上野(そう。並木さんは、やめた後は通産省の悪口まで言い出したり

をかけたと思う。 んのところには何回か行ったというのは聞いているけれど、相当圧力

高井 興銀にですね。

なってそういう話もちょっと聞いたり。んが言ったようにそういう判断をしてくれたんだと思う。実際、後にの方向でいったほうが産業としてうまくいくかというのが、五十嵐さ上野 興銀というか加藤室長のところにね。でも加藤さんは、どっち

そのころは神谷さんが産業調査室にいたんだ。

五十嵐 建設省に出向していた。

上野(僕も二年間一緒にいた。

設省に向いたんですな。 五十嵐 その神谷氏も、やはり建設省だとやったものだから余計に建

カーは直接関係あるけれど、それ以外日立化成の岡屋さんの下、部品き合いがあったと思いますよ。住宅局も、ゼネコンとかプレハブメー五十嵐 建設省としては珍しいぐらいに、銀行を含めて産業界とのつないと興銀とかほかの企業にも迷惑をかけるということがあったから。けれど、これは初めて建設省が責任を持ってやるわけだから、成功し上野 それで、その当時はただの役所の争いみたいに見ていたわけだ

高井 そうですね。住宅生産課をつくって初めてそういうつき合いが関係とか松下電工とか随分幅広くつき合った。

始まったんですね。

上野をうなんだね。

五十嵐 住宅局では珍しいつき合いだった。

な、三代はつき合わなかったと思うけれど、少なくとも二人はつき合上野 要するに総合計画課にいて、そのときから興銀、たしか二代か

短期ごから。 やっぱり張り切るからね。それで財団への出資をしてくれるのも広いう形で、新しい仕事、芽生えをつくるときは割合おもしろいんだね。った。それでこっちへ来て、木村さんがちょっといて、みんなそうい

範囲だから。

億円集めたと思うな。 ころをみんな入れたほうがいいんじゃないかということで。たしか五とそんなにつき合いがあったところじゃなかったけれど、そういうとているし、日東紡とか旭硝子とか、そういうところはそれまで建設省本軽金属、東京ガス、それから新日鉄はもちろん、日立製作所も入っ上野 ここにも書いてある。日立化成はその後自分でもやったし、日上野

五十嵐 あの当時の五億円を集めるというのはかなり大変なはず。

高井 すごい額ですね。

してくれて。 五十嵐 勝算はなかったんだね、だけどいろいろやって、興銀も応援

たんだね。 上野 そう、興銀もそこでは随分応援してくれて、それで全額集まっ

昇にね。 五十嵐 それは集まりましたよ。集まったので、ある意味では自信を

上野そう。

高井 ところで昭和五十八年に出た住宅部品センターの十周年誌に岡

んで、業界の語り種になった逸話もそのときの事件であるのだけれど屋さんが、反対派の説得をするときに支えてくれたのが当時の上野さ

も、これは今は公表できないと書いてあるのですが。

五十嵐 上野さんが準備委員会かなんかでやったこと?

上野 いやあ、よくわからないけど。金子さんと松谷さんがひよって

るから、僕がどなりつけたことがある。

五十嵐係長が課長補佐をね。

高井 課長と専門官がひよっているから。

っていたかもしれないけれど……これは直接確かめたわけじゃないけたようなことをずっとしてきているから。恐らく澤田さんも少しひよたとか、そういう安っぽい問題じゃないと思ったんだね、さっき言っくいかない。ただ財団を建設省がつくったとか、両省で共管でつくっ成功させるというのは、通産省を入れて曖昧なものにしたら絶対うま上野 まあひよっているわけではないんだろうけれど、これを本当に

いう雰囲気だったね。 五十嵐 むしろ岡屋さんなんかを通じて、間違いなくそうだそうだと れど、偉い人もみんないたけれど、部屋で全員で会議して.....。

上野 岡屋さんはその中にいないんだ。

五十嵐 準備委員会だったね。

上野 どの席か知らないけれど、それは課の中だけで言ったんじゃな

かったかな。

五十嵐 いや、何人かいたよ。だから、岡屋さんも書いているんだ。

上野 じゃあ岡屋さんもいたかもしれない。

五十嵐 準備委員会の席じゃなかったかなあ。

上野 そのことだと思うよ。だけど結局、本心はこっちのほうがいい

と思っているわけだ。

五十嵐。まあそれほど大事にならなかったですよね。

上野そうそう。

- 五十嵐 まあ上司はみんなけしからんとは思ったかもしれないけれど。

部下にどなりつけられたんじゃあちょっと.....。

神谷、五十嵐両氏が満々たるファイトで、われわれを勇気づけてくれ高井(この十周年誌ではそれに引き続いて、「興銀から出向していた)

た」とあります。

上野 神谷さんも準備委員会のメンバーだったしね。

げて業界の説得に狂奔」と。高井(そういう背景があって、「賛成派が自爆を覚悟のうえ、Z旗を掲

指導課長に行って、その後を僕が引き継いだわけ。 と、要するに松谷さんは大阪のグループと割合......まあ大阪府の建築と、要するに松谷さんは大阪のグループと割合......まあ大阪にいたからね。そういう人とのつながりが多分.....。専門官から大阪府の建築らね。そういう人とのつながりが多分.....。専門官から大阪府の建築らね。そういう人とのつながりが多分.....。上野、賛成派、反対派は二つあって、専管の賛成派と反対派は、通産上野、賛成派、反対派は二つあって、専管の賛成派と反対派は、通産

て、精度が高い、品質の安定した性能のいいものが自然に住宅の中にそういうことではなく日本全体の住宅の工業化というか部品化をやっを中心にやっていこうというグループと、僕や五十嵐さんのように、ほ」制度というのがあったんだね。KJに指定されると公営だとか公KJ制度というのがあったんだね。KJに指定されると公営だとか公F1和で結局、関西というとちょっと言い過ぎかもしれないけれど、

BLマーク

協はできないわけだ。 たものにしなければいけないという考えが根底にあるから、絶対に妥入ってくるということで、日本の住宅生産というかその体制を安定し

保険で担保しようと。けがをしたとかも、公共住宅に限らず部品の性能を伸ばそう、それは五十嵐(あれは保険が製造物責任というか、例えば給湯器が爆発して

いいじゃないかというふうにしたわけ。 日、Kというのをつくって、普通よりは需要がある程度確保していほうは発注の量が多いから、そういう価格の問題があるから、それはほうは発注の量が多いから、そういう価格の問題があるから、それはは宅部品の開発をして、その中からいいものは優良部品という認定を上野、僕はその担当だったから、要するにそういう路線にしたわけ。

上野(いや、BLがあって、その中からいいものがあったらやればい高井(それはKJの延長線上にBL)Kがあったのですね。

KJでいいじゃないかということで、また同じような......。たから。それそれで別の新しい制度として、BLの制度をやるときにいということ。今までのKJは全部BLにしなかった、それは別だっ

局井 業界が二つに分かれた。

高井(全部そうですね。このごろ展示場へ行くと、システムキッチンは当たり前でしょう。とは全然なかったわけ。それからシステムキッチンとか全然なかった。の当時までホテルとか行っても、浴室ユニットが入っているようなこ上野(けれど、結果的にはこれでよかったんじゃないかなと思う。そ

じものをマークをつけないで売っている人もいるわけ。 たものが多いから。ただBLの認定をするかしないかはまた別で、同いけれど、一つ一つは知らないけれど、あそこで開発してうまくいっットもほとんど当たり前だね。一番普及したのはその二つかもしれな上野 まあ高級なものから高級でないものまであるけれど。浴室ユニ

その生産物賠償責任保険というかな。して開発したものが多いわけでしょう。それが不具合あると困るから、そのBLのマークはどういうものかというと、要するに役所が主導

五十嵐製造物責任保険かな。

上野要するにそういうものと、特にガス給湯器かな。

五十嵐 あのころ、事故があったんですね。

上野 後であった。そういう保険は多分最初じゃないかな、瑕疵担保

保険の最初だと思います。

五十嵐 そう。だから、そのころに安田火災の望月さんという人が新

種保険に一生懸命取り組んでね

五十嵐(その人と相談したり、興銀もまた間へ入ったりいろいろして、1クのシールの料金の中に保険料を入れるのは。

まあ最終的にこれでいこうと。

そのときは結構大変だったんですね。それは後でちょっと......忘れな谷さんが強引にやろうとしてね、もちろんいい制度だと思うけれど、険はできなかった。その後、今はあるけれど、またそっちのほうも松上野 それはだから最初の保険なんですね。そのときはまだ戸建の保

いようにしよう。

高井(そういうので普及していく弾みにもなったわけですね。るということで、それを全部担保した。相当の額が担保されたと思う。いから。 そういうのがあって、 それは結果的に製造にも少し責任があて、 それでえらい事故があって.....。 とにかく中華料理の火力はすごちょっとうろ覚えだけれど、 中華料理屋がBLの給湯器を使ってい

上野そう。

主流でしょう。 五十嵐 公共住宅というのが力になったんですね。あのころは住宅の

上野(いやまた多かったもの、戸数も。

とKJからBLに移るというのも結構勇気が.....。つくっていれば需要は明らかだから、つくっているメーカーからする高井(あのころは公共住宅がまだまだ多いときで、そうするとKJを

上野(だけど、要するにBLのほうに実質は移行したよね。KJは今

はないでしょ。

高井 はい。

上野(それはやっぱり消えるんだよ。それは民間で開発した全体.....

それでどんどんよくなるじゃない。

高井 そうですね。

があった。 いろいろ工夫して、そういう性能のいいものが出てくるとまあ自然にいろいろ工夫して、そういう性能のいいものが出てくるとまあ自然にいう人がステンレスの流しを開発して出したんだけれど、水切りとかシンクが普通だった。ああいうのは公団が自ら、まあ尚さんとかああ上野 キッチンでも、ステンレスの流しの前は、人造石の研ぎ出しの

のかわり使わせてくれると。 これは市浦さんの発想だけれど、要するに「ベストリビング」 じっという本があるんだな。それに住宅関係の広告を出す、そいの名前にしたわけ。金子勇次郎さんのおじさんがデザイナーで、た品の名前にしたわけ。金子勇次郎さんのおじさんがデザイナーで、たるから、よりよい住生活を目指して「ベターリビング」を優良住宅部ないんだな。住宅にはベストということはないわけだ、もっとよくなっかわり使わせてくれると。

やはりベターリビングにしたほうがいいんじゃないかって。開発センターというのがあったけれど、僕が生産課長になったときに、上野(そういうことだった、 まあ公共のことだしね。 それで住宅部品高井(その広告を出すかわりに無料で使っていいということですね。

五十嵐 組織そのものをね。

上野(僕が住宅生産課長のときにベターリビングにかえたんだ。

高井 昭和六十三年八月ですね。

五十嵐
そうそう、結局は全部切られちゃったのね。

れ、発起人会の席でだ。上野のそれで上を全部切られて、住宅部品開発センターになった。そので

高井 それは初めて聞きました。

五十嵐 あれは建設省から誰が行ったんでしたっけ、丹羽さん以外に。

上野を建設省からは、最初はそれだけ。

五十嵐
一人だけですか。

れど、要するに人事院の認める規則の範囲内で、山東さんが部長、中ったものだから、それも人事院に交渉して、なかなかうるさいんだけり忙しいものだから。建設省から人が行かないとなかなか動かなくな上野(そういうのは一人もいなかったけれど、ただ後になって、あま

澤君が課長で出向した。

それと、人事院の人に一人来てもらった。

五十嵐 軍司さん。

上野(軍司さんがいて、保険会社の代理店があった、共立からも誰か

来たね。

五十嵐 そうそう

上野 共立が続いて、共立の下に彼がいたんだ.....確か共立の平山さ

ん。いやあだんだん思い出してくるな。

五十嵐(僕はそのころは大分切れてたからな。

上野 鈴木さんというのが興銀から来ていて、その後に阿曽沼さんが

いたと思う。阿曽沼さんの後がいないなあ。最初は鈴木さんだね。

五十嵐(そう、初代が鈴木さん、二代目が阿曽沼さんだ。

上野 昭和四十八年から五十年が鈴木さん。その後の二年が阿曽沼さ

んた

五十嵐 鈴木さんは、業務部長をやっていた。

上野(鈴木さんは結構よく働いてくれたもの。

五十嵐 あの人は存在感があったね。

上野 そうそう。それで共立は平山さん。針谷さんというのが通産省

だね。

五十嵐 そうかもしれない、平山さんが業務部次長だから

上野 そうだ、この二人だ。こういう人がみんな最初の基礎をつくっ

てくれたわけ。

五十嵐 設立当時の前から、我々は毎日行ってたものね

上野 それで丹羽さんが来ているんだけれど、アルバイトの女の子を

三人か四人採用して。 それだけではしようがないから、我々二人はお

金を出してもらった責任があるから、毎日行っていたね。

五十嵐
体制を整えるのにね。

上野 勝永ビルというんだな。

高井 当時、溜池のあそこですね。

五十嵐
そうそう、あそこですよ。

上野がけど、百坪を借りちゃったわけだ。

五十嵐 結構大きいところ。立派な専務理事室とかつくったじゃない。

上野そうそう、理事長室だ。

五十嵐 専務理事は隣にいたのかな。

上野 隣にいたかもしれない。それで机も何もないのに、床に電話を

二本ぐらい引いて、二人でね。あのとき、清水君とかいたっけ。

五十嵐 神谷さんがよく来ていたと思うけれど。

上野が神谷さんは興銀から来た。あと何人かいたんだね。

五十嵐 安田火災の望月さんも結構来ていたなあ

局井 その百坪のフロアに?

上野 うん、九十何坪。結局、日立化成の岡屋さんとブリジストンの

波多さんと、東芝の梅原さん。東京というのはその三人のことだけれ

ど、それが一生懸命やった。

しくなったのはいつごろですか。 高井 昭和四十八年二月にスタートして、九十八坪の敷地が事務所ら

った。 五十嵐 それはそんなにたたないと思うけれど、準備段階は何もなか

上野 そこにいる人の数を勘定すればいいんじゃないの。昭和四十八

年二月からね。

五十嵐 準備段階から借りたからね。

上野 興銀から鈴木さんが昭和四十八年四月に来たり、四十八年の二

月を見てみると丹羽さんしかいなかったんだね。

五十嵐 二カ月ぐらいはそうかもしれない。

れど。それと山田君といったかな、プロパーが何人か来たわけだ。れから通産省からは針谷さんが来て。昭和四十八年を見ればわかるけ上野(昭和四十八年四月から女の子が二人来て、鈴木さんが来て、そ

五十嵐 今もいる?

上野 理事でね。そういう創成期の人も結構大事にしているから、岡

屋さんも後で理事になって。

五十嵐 総務部長で今泉さんていう人、いなかったかな。

上野 とにかくこれを見るといろいろなことを思い出す。あと、波多

さんとか何人もいる。

同井 当時の人が。

上野 要するに定年の後、まだ元気じゃない?

五十嵐 波多さんもいるの?

上野 波多さんもいるし、東京ガスにいた永井さんもいるし、要する

に何人もいる。

五十嵐 第二の職場になったんだ。

えている。たんは営業活動できないから、それに合った人をかたね。ここで育った人は営業活動できないから、それに合った人をかで、ISOの仕事をみんなずっとやっている。ISOは結構多くなっ上野 というか、暇でしようがないし、だけどその仕事はしていない

五十嵐 大体皆さん、技術屋さんでしょう。

に亡くなったね。で変わってもらって、寺島さんがいた。寺島さん、一カ月か二カ月前しょう。市浦さんがずっと頭にいて、その後に丹羽さんはそういうの上野(いや、営業の人も多かった。だけど、市浦さんがずっといたで

かいう意見があったんだ。長にならなかった。要するに局長をやらない人が理事長はおかしいと北畠さんは理事長もやった。専務理事をずっとやって、なかなか理事寺島さんがいて、寺島さんが引退して、北畠さんが来られたわけ。

ったね。五十嵐 北畠さんは芦屋のプロジェクトのときの兵庫県の建築部長だ

しく弾力的だから。

北畠さんという人はなかなか立派な人で、腹もあるし、役人には珍なってもらったほうがいいんじゃないかということで北畠さんが理事なってもらったほうがいいんじゃないかということで北畠さんが理事はったときに僕が住宅生産課長だったから、やはりそのまま理事長に上野 これだけ一生懸命した人だからというので、立石さんが局長に

五十嵐の人、部長時代から迫力あったね。

上野(北畠さんがあそこにいたのでよかったんじゃないかな。

きたんだ。その前から筑波の試験場、要するに国の機関じゃなければ、それからもう一つ、僕がまだ生産課にいるときに松谷さんが入って

で実現した。と思う。建築研究所の隣に何とかしてくれないかというので申し込んいけなくて、当時は例外が国立教育会館とベターリビングだけだった

高井 筑波の今の試験場ですね。

上野(そういう経過。そのおかげで性能試験ができるようになった。

局井 そうですね。

性能試験もあそこでやってると思うんですね。 上野(性能試験までやって、建築センター も多分協定かなんか結んで、

しょう。 五十嵐 あのころ、性能試験は建築研究所でやってもらっていたんで

して暫くは、性能試験場はなかったわけだ。 上野 最初の構想から、性能試験場があったわけ。だけど、スタート

五十嵐 構想にはあったね。

問の世界だから、詳しくはわからないけど。建築研究所と連携して、建築研究所のOBもいるんじゃないかな。学任を持ってやらなければいけないというので、隣が恰好の場所なの。いかな。それに性能試験場というのがあったんだ。それは性能まで責上野 パンフレットにね。あのころのパンフレット、住宅生産課にな

いるんじゃないかな。 大学の教授になった人もいるし。そういうので結構しっかりしてきて、大体あそこにいた人はほとんど研究所の教授になるけれど、宇都宮

協力してもらった甲斐があるんじゃないかなと今は思っているけれど。きな役割を果たしたと思う。だから、そのときに協力してくれた人に、うこうというのはないわけだけれど、 住宅産業がある程度育つには大要するに結果から言うと、 お金を出してもらって、 どこの企業がど

でも居住性とか全部入ってましたね、もちろん構造も。でも居住性とか全部入ってましたね、もちろん構造も。その中の一つに住宅部品の性能アップとか、大きなテーマでしたね。その中の一つに住宅部品の性能アップとか、とか一戸当たりの面積というので、欧米から見るとウサギ小屋みたい戦後の発展は著しいけれど、住宅だけはひどい。一人当たりの面積だサギ小屋論みたいなのが最初あったんですね。日本はかなり高成長で、サギ小屋論みたいなのが最初あったんですね。日本はかなり高成長で、五十嵐 今の上野さんの話で一つの大きなテーマに、日本の住宅のウ

貢献している。ないが、品質がよくなるとか居住性能が上がるということには非常に上野(要するに面積が大きくなるのにはまた別の要因だったかもしれ

出始めでしたね。システムキッチンとかキッチンユニット、バスユニットとか、まさに五十嵐(それは多分、この辺から急速によくなったと思う。さっきの

上野で、今はもうそれが当たり前だものね。

か。五十嵐 あのころ、そういうのをやっていたのが松下電工とか淀鋼と

五十嵐 ドアなんかもやってませんでした?鋼は物置とかちょっと鋼製の製品だからそんなにだけれど。上野 松下電工は完全にそういうことで商売に結び付いているね。淀

者もそうだったけれど、そこはうまく切り換えて、電工でも電産でも上野(そう、淀鋼は結局は公共住宅派だったからね。松下電工の担当

みんな同じじゃないかな。

五十嵐 電工の山本さんだったけ?

ったかどうかはわからないけれどね。 上野 山本さんという人がそういう中の一人にいたんだね。何かがあ

11.2 「何かのとき、通産と建設というとちょっと躊躇するほうだっ

て、BLマークが普及してきたと。 保険契約が昭和四十九年十二月ですから、その後だんだん保険がつい高井 昭和四十八年にできて,昭和四十九年にBLマークができて、給湯器もやっていたんじゃないかな。結構いろいろなものがあったね。のまで、システムキッチンもあるしバスユニットもあるしね。あれはと、昔開発したものがすごくよくなって、高いのからそうでもないも上野 今、汐留の下、地下に松下の部品の展示場がある。そこへ行く

上野(そう。BLマークと保険は一緒だ。

五十嵐(セットだった。BL証紙を売ったような形になっていますが、

七十パーセントは保険料だったんですね。

1野 でも、保険料は無事故だとどんどん安くなる。

高井(さっきの中華料理店のガスバーナー爆発のときには保険を払っ

五十嵐 機能したわけです。

上野爆発は生産物賠償責任保険だから当然払うんだね。

五十嵐 けがしたとかはね。

上野 要するに何か欠陥があるから爆発したわけでしょう。製造ミス

高井 証紙保険代で払ったわけですね。 なのかわからないけれど、それをちゃんと払ったんだね。

戸屋浜コンペ

ットハウスがスタートして、なかなかうまくいかないんだね。いいも 五十嵐 雄さん、みんな一緒にいたわけ。あそこに行ったのは、仕事は白書を このコンペをちゃんとやってくれればいいからと言われた。そうした るということでやらないと真剣にならないんじゃないかということで、 上野 そう。これは順番が逆になったけれど、実際はさっきのパイロ か居住性、構造ももちろんやったし、委員会だけで十ぐらいあったね。 う。これはそういう意味ではこれも住宅部品開発センターのきっかけ のコンペに行ったわけ。まず、コンペの場所から探したんだよ。 れがその後、例えばさっきのことにも役立っているし、それで芦屋浜 書いたり大した仕事はないけれど、いろんな人と親交ができたね。 いろな文句を言うわけ。それで計画局に飛ばされて。それで三年間い 五十嵐 あ生意気だから少し何かやらせてみて、それでできなければ.....。 ら、松谷さんがなぜ係長にそんなことを言うんだとあったけれど、ま 実は僕は昭和四十六年四月に帰ってくるときに澤田さんに呼ばれて、 のは多分残っていないでしょう。それでもうちょっと、実際に建設す になったんですね。あれで性能テストの審査とか、設備・システムと て、神谷さんと一緒にいたり、今は東大の教授になっている野口悠紀 澤田さんもね。住宅建設課に入ったとき、僕が澤田さんにいろ 松谷さん、自分がやりたいというんじゃないの。 住宅部品開発センターの前に芦屋浜のコンペがあったでしょ

五十嵐 それは、当時兵庫県にいた北畠さんがかなりやったんでしょ

だけど東京都を相手に、昭和四十六年四月だから昭和四十七年の三月なほうがいいから、一生懸命グランドハイツをやろうと思ったわけ。上野(そう。それで松谷さんは練馬のグランドハイツ。要するに派手

五十嵐 私が行ったときは、もう北畠さんとの話がほとんど決まってる人は、当時見渡してですよ。それで北畠さん以外にないと思ったったわけ。それだけちゃんとフォローして、最後の実現までしてくれうことはできないから、僕が途中から北畠さんのところしかないと思っても無理だから、ちゃんと相手に相当のリーダーがいないとそうい三十一日までに場所を決めなきゃいけないでしょう。そんなこと、と

ぎりぎりになったわけ。 上野 コンペが始まったのが昭和四十七年初めぐらいかな、そこまで いて、昭和四十六年十一月だから。

五十嵐 一年以上かかったんですか。

やらなきゃいけない。だから、みんなもうぎりぎりなんだ。の予算だな、一年後だから。それで昭和四十八年三月三十一日までにういうのが多いんだ。住宅部品開発センターの予算も昭和四十七年度月三十一日までにやらなきゃいけないわけだ。単年度予算だから、 そ上野 予算がついているのは昭和四十六年度だから、昭和四十七年三

ナハゴ。 五十嵐 これを見ると、昭和四十八年八月に入選作決定になっている

地方自治法で随契できるから、コンペで優勝したところに全部随契で。には大変なんだ。 要するに三千四百戸を一括発注だから。 そうすると上野(コンペの要綱、仕組みができたのは昭和四十七年二月。 詰める

五十嵐 競争入札にしなくちゃいけないとか。

に発注できるかどうかということになったんだな。で、コンペは昭和四十七年度にやったわけ。それが後になって、本当それは発注するときね。それはある程度の詰めはやって、見切り発車まで人事院総裁だった中島さんが後に群馬県で一緒になるんだけど、上野 結局ほかではできないというか、それを地方自治法は、この間

だな。
 大自治法の法律要件をクリアするかどうかが問題だったんが自治省行政局の理事官になっていたので、行って説明してね。は宅課長で行って、総務部長は中島さんだったけれど、その中島さん実際に発注したんだけれど、そのときもたまたまその後、群馬県の実際に発注したんだけれど、そのときもたまたまその後、群馬県の

が千六百戸だったかな。アして、発注はそのときだから。そこまで詰めたわけだ。それで公団上野「随契のね。それで要するにこういうことをやるというのをクリ

武井(公営・公団・公社・民間・分譲を合わせて三千四百戸です。

上野全部で三千四百戸だったんだ。

五十嵐 じゃあ縮小したんだな。

民間は六百戸で、自分でやることだからね、自分で売ったんだ。上野(そうそう。公団は千六百戸だね。公営も六百戸、公社も六百戸。

五十嵐 竣工したのはいつですか。

上野昭和五十四年か五十五年じゃないかな。

見ると海のところに異様な建物、真っ黒いものがあるから。五十嵐 私がその後、芦屋に二度住んだんですよ。高台にいたから、

ウスで中層とかやってみたけれどうまくいかない、芦屋浜で高層を三高井(最初の入り口のところをお伺いしたいんですが、パイロットハ

たりの経緯は、どういうところからでしょうか。千四百戸をやってみよう、これなら実現可能性があるとおっしゃるあ

いうことになったわけ。それで公営は北畠さんとやって、大体それまでにそれで協力しようとさんと話をして、公社のほうは北畠さんとやって、要するに県の公社。上野(結局、北畠さんとか公団には江里口さんがいたんだな。江里口

| 「おっこう。」になっていいとは「まっていっとう」である。| 高井 | 北畠さんが当時は兵庫県の建築部長でいらしたんですね。

芦屋市なんだな。芦屋市は偉いというか、高級住宅街のほとんどの人部長が責任者だった。それで全部で相談して、一番うるさかったのは上野(そう。それで、たしか公社は森口さんというかつての県の建築)

んだね。皮は人柄もよくて、そうハう人こも劦力してもらって。とこお医者さんで、ラグビーかなんかやっていた割合穏やかな人になったそれで昭和五十年の春に、ちょうど市長が、松永さんという京大出のが仕事場は大阪なんだ。それで市の行政にもあまり興味がないわけ。

かくこっちは予算があるから。だけど、あれだけでよく詰められたとんだね。彼は人柄もよくて、そういう人にも協力してもらって。とに

の期間を置きましたね。 五十嵐 提案なさって、何カ月ぐらいだったかな、募集してある程度

川さん。加藤六美さんは東工大の学長でしょう。丹下健三さんでしょセンターの理事長、部品開発センターの理事長、それとロケットの糸辺万太郎さん。それから開銀の総裁、公庫の総裁、公団の総裁、建築宅局長でしょう。それから坂井兵庫県知事。芦屋の市長は、当時は渡上野 実施委員会の実施委員長が大津留さんでしょう、澤田さんが住

五十嵐 高山さんは入っていなかった?

う

てね。がやって、これがまた分科会を七つつくって、それごとに全部審査し実質は内田さんだけれど、名前は稗田さんなんだね。実際は内田さん上野(入っていないね。とにかくそういうメンバーで、審査委員長は

五十嵐 だから、委員として六十~七十人いたんでしょうな。

上野ものすごい人数だね。

五十嵐 分科会の下にまた作業部会ができていたからね。

化施設もあるし、社会福祉教育施設とか購買施設とか、全部提案しろ上野(そう。ここに書いてあるけれど、行政管理施設、医療施設、文

高井 たしか二十五提案あって。

というものだから。

五十嵐ケーススタディになったね。

竹中工務店、それから松下興産。上野が一名れで優勝したのはアステムというので、新日鉄、松下電工、

五十嵐 高砂熱学も入っていたね。

上野 五つかな。それで、松下興産が民間住宅を分譲したんじゃない

かな。

五十嵐 そうかもしれませんね。施工は竹中がやったんだね。素材の

供給を新日鉄。

い、僕が全部対応した。しょう。それで説明会へ行って、質問がたくさんあって、しようがな上野(その説明会が大変だった。だってこれだけのことをやるわけで

五十嵐 しばらくの間は毎日のようにやっていたね、一回じゃ済まな

|野|||それで浅野君が僕の下にいて、先輩が来てくれても僕が態度が

かった。

のに、あそこで一人で質問を受けていた。 大きいとか威張ってるとかって言われてね。結局打ち合わせもしない

五十嵐 企業体力とかがあったんだね。

うもないからね。それで何が出てくるかわからないんだ。上野のあんなことは良識というか、そういうのでやらないとどうしよ

高井 その選び方も結構大変だったんじゃないですか。

五十嵐 設計はどこがやったんでしたっけ。

上野 設計は竹中じゃない? よくわからない。

局井 設計事務所は入っていないですね。

上野(ニュータウン設計は.....。

かと思う。も竹中は設計施工の会社だからね。それで竹中に決まったんじゃないそういうことをしてるんじゃないの。そういう形も聞くからね。しかだからね。実際に設計事務所も相当の部分は建設会社にやられたり、上野 それは竹中だろうね。設計の力のほうが、下手な事務所より上

うのかな、要するに市松模様にして、構造体は一つ置きにする。それきたんだ。三井建設かな、三井グループのチェッカードシステムとい、ただ、これはパイロットと違って、この提案から新しいものが出て

にする。多分、壁のほうも同じじゃないかな。
にする。多分、壁のほうも同じじゃないかな。
をのときにそれがいいと言っていたね。確かに、三井プレコンというコンクリートのプレハブ会社があって、割合な、三井プレコンというコンクリートのプレハブ会社があって、割合な、三井プレコンというコンクリートのプレハブ会社があって、割合で箱をつくっておいて、それが組んでそういうのはやったんだ。今の姉歯のと、一ていれば、まあ似ていると言えば似ているかもしれないね。
なくてほかの工法にいってもおかしくないでしょう。だから、鉄骨があっていりした会社で、それが組んでそういうのはやったんだ。今の姉歯のと、一つがいるでである。多分、壁のほうも同じじゃないかな。

選している?れは後で調べてもらったほうがいいけれど、たしか住友建設かな、入れは後で調べてもらったほうがいいけれど、たしか住友建設かな、入くれともう一つ、内田さんが言っていたのはタケノコジャッキ。こ

高井 優秀提案になっていますね。

五十嵐 どんどん上に伸ばしていくんだ。ところまでタケノコみたいに伸びていて、その施工はできるような。上野 それが内側からどんどんジャッキが出てくるわけだ。相当高い

よくわからないけど。ャッキかなと思ってね。それは今でもやっているんじゃないかと思う、上野(そうそう。 それはどこかで見たことがある。 これがタケノコジ

できなかった。 量が多いでしょう、船みたいに使うからね。だから、コストダウンがをやるとか、いろいろ注目すべきものはあったけれど、やっぱり鉄の結局パイロットみたいな、三井造船の船のかわりに船の技術で中層

五十嵐 分科会に構造がありましたね

上野あった。

五十嵐
それと価格もあった。

上野 構造も価格もある。

五十嵐(それでコストも安くないといけない。

よ。 がないかという、これを全部。奥平耕造さんもたしか審査委員にいたて、後の管理もできる。それと価格、都市計画上とか景観として問題ら法規、価格、生産システム。生産システムがよくて、構造上もよく上野 建築分科会の中に一般構造と計画と構造と居住性能と、それか上野

五十嵐
才能があって、変わった人だったと言うからね。

?;。いたよ。あれは才子薄命というか……。四十二~四十三歳で死んじゃいたよ。あれは才子薄命というか……。四十二~四十三歳で死んじゃ上野(才能豊かだものね。都市計画のところだったか、幾つか入って

五十嵐 東大の助教授だったんじゃないですか。

高井 私、授業を受けました。

上野 あとカネだけ使って、入選したところはいいけれど、何にもな

いところが社内的に大分やられて。

五十嵐 落選したところ? それはそうだろうな、相当カネかけたも

高井 当時は一銭も払っていないんですか。

上野 一銭も払っていない。

から、一チームはアステムで五社でしょ。少ないところで三ぐらいだという感じですよ、二十二グループ、二十五提案だけれど、チームだ五十嵐(だけど、日本の優良企業という優良企業はほとんど参画した

から百社以上が参画した。

けれど、それで全提案グループに、金丸さんが大臣のときに感謝状を上野(三井とか住友というのは、カネがなきゃ開発しなかったと思う)

出したんだ。

五十嵐 フォローが大変だった。

もあるけれど。たかね。個別にいい提案があって、それを企業として生かしたところけど、これはBLというか部品の制度と比べて、後にどれだけ貢献し上野(それだけ長い間いるから、苦情はみんなうちに来るわけだ。だ

高井 さつき・ファイコブァ

しい芽は、その後出てきているんですね。高井(さっきのタケノコジャッキの話とか、構造体とか、そういう新

五十嵐(住宅部2上野(そうそう。

いかな。 五十嵐 住宅部品の向上にもかなりスタートラインになったんじゃな

おいたほうがいいんじゃないかな。 おいたほうがいいんじゃないかな。 これはこれで、内田先生にでも誰かがインタビューしてとっていき。だけど、これはとにかく膨大だから、二十二グループがどういのほうが後だから、性能・設備のいろいろな提案も随分入っていると上野 それは住宅の性能を.....、もちろんこういうところに、こっち

五十嵐 内田先生はお元気ですか。

上野 元気。去年かな、勲章をもらったとか言っていた。

にしろ、みんな委員長は内田先生。 五十嵐 このころ、建設省の住宅関係のこういう審議会にしろ委員会

の大野君とか内田さんの門下生だし、内田さんがいて、その門下生を上野(みんな弟子だから。結局いろいろやった人も、セキスイハイム)

含めて日本の住宅政策とか住宅産業の振興に相当力があったんじゃな いかと思うね

仕事をやるのはね.....。 八年ごろやっていたから、三十年前にね。これは毎年こんなに大きい それと性能発注というのも大きな試みで、それを昭和四十七、 四十

五十嵐 私、たまたま二年しかいなかったけれど、その二年の間にこ

の二つが二大プロジェクトで、結構あわただしかった。

結構大変ですよ、二十数グループの.....。

だって両方やっているんだからね。

五十嵐 分科会のお世話もしなければならないからね

上野(そう、だから大変だった。それとその後、実施のときに帰って)

きたでしょう。

五十嵐 僕は実施は知らないんだ。

上野 そのときに、兵庫県に何遍行ったかわからないな。公営の建設

とか公団とか、建設は住宅建設課の課長補佐でやったのかな。

それで着工するまで大変だったよ。これは性能発注をやるわけだか

ょう。 五十嵐 さっき言ったように、できたのは昭和五十四、五十五年でし

上野
そうだろうね

五十嵐 大分後だ。

もっと後だ。というか、途中で価格もその値段でやるというこ

とだったけれど、例の耐震の基準法の改正があった。

昭和五十六年にありました。

その昭和五十六年にかかっちゃったんじゃないかな。

高井 後ろのほうがかかったんですね。

上 野 それで全部見直ししたわけだな

上 野 五十嵐 じゃあ昭和五十六年の基準法はクリアしているんだ。 たしかしているんだ。だけど、それに随分カネがかかったんだ

な。

五十嵐 それはアップしたでしょう。

上 野 別だから、鉄骨の量とかそういうのがすごくボリュームが大き

高井

いからね。

上野 そう。だけど前の価格はあるから、それを基本にするから、し 鉄の量が値段につきますからね。

かも新日鉄だからね。

五十嵐 新日鉄は岡松さん。あの人があのプロジェクトの実施に行っ

たの?

五十嵐 上野 行ったんじゃないかな。新日鉄の森英二さんが担当で、その下 に岡松さんというのがいて、死んじゃった奥平さんと同級生なんだ。 あの人は昭和三十四年か三十五年だったね。

められているとかいう話もちょっと聞いたけれど、それは社長まで全 専務とか常務とかになったけれど。 ただ、これが値段のあれがあった とは竹中が設計したんだな。それで浅野さん、今うちの理事をしても どね。それから竹中は山中さん、専務だったかな、設計だ。というこ お会いしたけれど、子どもだったからあまりわかっていなかったけれ 部相談しているわけだから。 から、価格的にはみんな厳しかったと思うんだな。それで社内的に責 らっている。それがずっとこれをやっていたんだ。みんな役員だった、 上野 あの人は死んじゃった。それで娘が宝塚に入っていて、この間

難しいんですよね。プロジェクトをやったときと、実際に施

工するときではずれがあるからね

高井(時代が変わりますからね。

基準法まで変わるわけだしね。

五十嵐
そうするとコスト絡みになるんだね。

上野 だけど、昭和四十七年にしてあれだけのものができるというの

も大変だよね。

五十嵐 それは画期的だったでしょう。

高井
そうですね。

っぱり結果的には五十嵐さんとか神谷さんとか、みんな若かったけれ いたというので、その後の僕にとっては非常にいい経験だったね。や まあそういう意味では、あのころの創成期にそういうところに

五十嵐 何となくやりがいはあったんですよ。

よくやったんじゃないかと思うな。 要するに国の官僚じゃないとできない仕事だな。その年にして

高井 これは同時並行でやっていたわけですね、すごいですよね。

瑕疵担保保険制度

そういうのが昭和四十五年から四十七年にかけてあった。 陥住宅問題があって、大変な問題だった。台風で屋根が飛んだとか、 上等、プレハブのほうは安物というような感じがあった。 実際はそう 要するにその当時のプレハブ住宅の印象は、木造の一戸建のほうが それからもう一つ、重要なのは工業化住宅性能認定。これは欠

> じゃないんだけれど、そこへそういうものが来たから、それからプレ ハブ住宅は相当受難の時代だったね。

工場へ行って全部調べて、認定が始まったのが昭和四十八年。これは 今は法律になっているけれど、要するに住宅の性能で耐久性とか遮 いろいろな性能を何段階か忘れたけれど分けて認定する。それも

中澤君がやっていた。 五十嵐
そう、中澤さんが最後にやったね。 僕はその最後のころだっ

たけれど、多少走りは知ってますよ。

さんがかなり一生懸命やったんだな。松谷さんが生産課長のときだな。 保の保険が本格的にスタートした。 欠陥住宅問題がプレハブにもあっ 上野 そうこうしているうちに、昭和五十年には、BL部品の瑕疵担 か、それを保険でカバーしたらどうかという話があって、それを松谷 た時代だから、プレハブ住宅について性能保証を十年間やったらどう

五十嵐 多分そうでしょうね。

松谷さんはどこで課長をしているのかわからないけれど。

高井 松谷さんが課長になる前ですね。

たんだ。 瑕疵担保を保証する保証機構の仕組みができたのはもっと後 五十嵐 で昭和五十七年になるけど。 要するに性能認定は金子さんだけれど、保険は松谷さんがやっ 昭和五十年の七月だ。やっぱり初めは金子さんだったんだな。

さんがそのまま高橋さんに引き継いだわけ。高橋さんはまたああいう 人だから、何とか芽は出さなきゃいけないというので、その保険制度 人もかなり強引だから、プレハブ業界の大反対にあってね。 まあ松谷 五十嵐 今その制度、十年保証は生きているんですか 法律もできている。結局、松谷さんがやったけれど、まああの

ができたことはできたんだ。戸建の瑕疵担保の制度はできたけれど..

:

高井
始めたのが北海道ですね。

から入ったわけ。それからずっと、僕が生産課長になるのは昭和六十上野(釧路の建設業者、それだけだったんだね。要するに戸建のほう

高井昭和六十三年ですね。

年ぐらいっ

保証するということは当然なんだから、保険はなくていいと言ったんへ乗り込んでいったわけ。田鍋さんもいろ言うんだけれど、十年とが反対なんだ。だけど、プレハブは一番戸数も、まあ二割、十数パーセントになっていたから、そこはちゃんとやらないとまずいというまり広がらなかったわけ。それで生産課長になって、とにかく田鍋さは宅とか住友林業はどうなったかよくわからないけれど、とにかくあ上野 それまではそういう小さい制度だったんだな。ツーバイフォー上野

るだろうから、それをプレハブ建築協会の中で協会員のものはすべて全体で保証してくれればいいから、それは恐らく社会的にも信用されだ。だけどプレハブ業界も大きくなっているから、プレハブ建築業界

連帯責任で十年保証する。 そういう仕組みにしてね。

らね。どの程度の保険料になるかわからないけれど.....。五十嵐 プレハブ業界とすれば、保険をかけるとコストアップですか

イドもあるから、部品のように、最初から開発したもののようにはい上野 保険屋にもうけさせるだけというのと、それと自分たちのプラ

五十嵐 でも、保険をかけないで十年間保証というわけにいかないも

かないわけね

のね、リスクが大き過ぎる。

上野そうそう。

な。 を負う仕組みにしたんだな。だけど、今そういうのはあまりないのかゃ ないけれど基金をつくって、それで足りなければ、そこで連帯責任そういうことがあったときは、プレハブ建築協会にまあ大した額じ

武井 瑕疵保証基金制度ですね

り広がりがなかったんだな。の保険を使って性能保証。始まったんだけれど、これは暫くの間あま上野(それが僕が頼んでやってもらったからね。あとは、木住協はそ

高井 そうですね。木住協が大きく増えたのは、平成に入ってからで

す。

な。末がついたりして、木住協とかツーバイフォーはやったんじゃないか上野「広がりがなくて、それをきっかけにして、プレハブのほうの始

五十嵐 法制化されたのは何年ぐらいですか。

上野 法制化したのは平成十二年。

五十嵐 最近なんだ。

高井

はい。

たのは僕が全部やめてから。つくったんだね、住宅建設課長のときにつくったけれど、法律になっ上野(それは結局いろいろな制度を、公共住宅も借り上げの制度とか

これもそうだね。だから、性能保証で戸建の保証もしてるんでしょ

高井 しています。

う

何戸ぐらいになってるの?

年間十万戸以上ですね。

まあ全体の一割に満たないよね。

五十嵐 制度は、できているわけね。

だけど、十年保証をしていない住宅はあるの?

いや、住宅品質確保促進法ですべての住宅の重要な部分は十年

保証が義務付けられました。

だけど、財政的な根拠はあるかというとない。

構造計算書偽装事件を考える

今度の事件みたいなものは、

ザーが買った人に対しては十年保証の責任を持たなければいけないん 高井 全部に瑕疵担保責任がついています。ですから、売ったヒュー

ないんだ。 ただ、 彼のところが保険に入っているかというと多分入ってい

はい。

いうことじゃなくて、やっぱり性能認定があって、しかも何かあった いう制度がせっかくあるのだから、ちゃんと消費者も、ただ安くてと に求償するだろうね。そういうことはあるかもしれないけれど、こう そういう保険はおりるんじゃないかと思うんだね。だけど、悪いもの れど、要するに何かあるんでしょう。それにだまされていたりすれば、 上野(まあヒューザーとしては瑕疵があるのかないのかわからないけ 五十嵐 だから負担料プラス云々と言ってるわけね。

> ないといけないんだね。百平米超えるものが三千万、四千万でしょう。 ときに保険がちゃんと入っているとか、そういうところまで見きわめ

性能評価もこれだけPRしているのにね。

五十嵐 考えられないね。

あるでしょう。それから鹿島や、よくわからないけれど大林などは、 けだけれど。まあ鉄の値段が上がっているからこういうことになるの ね。だけど木村建設に丸投げ.....その事実関係はわからない、報道だ 丸投げで下請けに。 鹿島や大林が施工したと言えば、普通は信用する かどうかわからないが。 しかも、性能評価機関も見落としていたね。そういうところも

高井 今、鉄は高いんですか。

上 野 中国の鉄の需要がね。だから新日鉄などは.....。 高い。鉄はもう倍とか何倍かになってるね。それは中国のせい。

五十嵐のぶれそうだった会社もみんなよくなった。

上野(これもそういう意味で少し残念なんだな。

五十嵐 今度の事件は、ある意味ではカバーされないと.....。

ント台になった。それでも、民間に開放するから、建築確認が原因で 上野 住宅性能の財政的な根拠までちゃんとやらないとまずいんじゃ 何かあったときは、建築主の負担はなしでちゃんと出来るようにしな にも開放しようと。その結果完了検査率も大きく上がって七十パーセ ているか、否かの一点をみるだけなので、資格を持つ人がいれば民間 か手が回らない。そこで、そもそも建築確認は、確認対象法令にあっ 了検査率も三十パーセント台と低いし、違反の取り締まりにもなかな ないかな。この間の建築基準法改正のとき、平成十年当時かな、年間 百万件もの建築確認を千八百人の建築主事でみていたんだ。 だから完

ぱり保護されるべきだと思うんだ。けれど、建築主や住宅の購入者には故意などあり得ないわけで、やっどうするとか、故意にやったら保険がおりるかおりないかとかがあるければいけないのではないか、と質問したんだ。故意にやった場合は

かに主事試験があるでしょう。それが三年ごとの更新だけでしょう。それと建築士というのは、主事は建築士の試験が受かって、そのほ

高井 いや、更新も要らないですね。

問をしたんだ。

明をしたんだ。

明をしたんだ。

の研修を受けないのはそこで仕事なし、ペーパーもたくさないるかけだから、そうしたほうがいいというのをちゃんとつくらないとしたんだ。そうしたら、建築士会連合会はむしろそうしてくれというかけだけれど、反対する団体もあって、結局それはできなかったんだ。だからそれは、宿題になっている。そして建築確認にミスがあった。だからされは、宿題になっている。そして建築確認にミスがあったが、それをサポートするシステムとして保険制度を組み込めないか、かが、それをサポートするシステムとして保険制度を組み込めないか、かが、それをサポートするシステムとして保険制度を組み込めないか、お出の時間責任の取らせ方をきちんとすることが大切だといったんだ。そうしたらだ。その研修を受けないのはそこで仕事なし、ペーパーもたくさをして、その研修を受けないのはそこで仕事なし、ペーパーもたくさをして、その研修を受けないのはそこで仕事なし、ペーパーもたくさをして、その研修を受けないのはそこで仕事なし、ペーパーもたくさをして、その研修を受けないのはそこで仕事なし、ペーパーもたくさをして、その研修を受けないのはそこで仕事なし、ペーパーもたくさない。

高井 住宅性能保証も故意だとだめなんですね。

故意などあり得ないんだから、きちんと保護されるべきだ。そのためめだろう。でも、建築主や住宅の購入者には、さっきも言ったけれど上野(設計事務所、建築業者、民間確認期間などに故意があれば、だ

ど。 夫だからということで一番低いランクにしたということだと思うけれ りるというが、確認と評価を別にやっていないんだね、基準法で大丈 のほうも外国のつくった、横浜の検査会社が見落としていると言って をないから、大丈夫じゃないかと思ったんだ。だけど、住宅性能評価 には、住宅の性能評価をやることが大切で、そうすれば最低の性能じ

見ていると言うんです。高井(説明を聞くと、確認部門と評価部門は全く別々で、それぞれが

だから、両方ともあれなんだろうな。上野、要するに改竄しているわけだから。同じ根拠を出しているわけ

高井 ええ、極めて巧妙だと言ってました。

五十嵐(生産課がやるべき仕事がたくさんあって大変ですね。い。少なくとも、確認と評価は別々に見るべきと思う。そうも言えないけれど、性能評価は別の会社のほうがいいかもしれな上野(性能評価のほうもそんないいかげんなことになったんじゃあ、

これからの住宅生産行政へのアドバイス

るんだね。形だけはあるけれど、本当に何か起こったときに、全く落制度をせっかくここまでつくってきた。要するに今、その形だけがあい限りみんな素人なのだから、素人でもわかりやすいように性能評価鉄筋を抜けとかそういうことを言っていれば別だけれど、そうではな上野 いずれにしても住宅は、相当高額なものだから、消費者のサイ高井 これからの住宅生産行政へ何かアドバイスをお願いします。

供給者になるものね。それが一番じゃないかな。それでなおかつ、こ う仕組みが大事じゃないかなあ。結局、故意でも主事の力不足でも、 評価をしたところが.....といってもこれも検査会社だからやれないか は全く保証はないわけ。だから、これは絶対大丈夫だという性能認定・ ばちゃんと自分の負担なしに、第一義的にはつくった人だろうけれど、 ち度のない消費者が自分の負担は一つもしないでちゃんとできるとい というのでモラルハザードになるから、なかなか難しいと思うね。 の問題を見ていると、その上に悪意のとき、わざとやったとき、それ 欠陥構造のものはできるわけだから、そういうものでも悪意がなけれ しれないけれど、あまり表に見せてしまうと、今度はそれがあるから だから最後は、国が基金みたいなものでということになるのかも

保険制度みたいなことになるんでしょうか。

だけど保険はどうなのかね、そういう故意のはないんじゃない

そうですね、故意による場合はだめですが。

かな。

保険が払っても求償する額が.....。悪意とか重大な過失とか

求償しても、支払能力がないんだもの

普通は能力がないから、 ヒューザーもそうだし。

ったら大手が負担しなきゃだめだ。 負担できるところは全部負担しな ものを買いなさいということは言わなければいけないけれど。大手だ 上野(下手するとつぶれるだけでしょう。もうちょっとちゃんとした

五十嵐
それはそうだ。

何かあったときに負担できるところで買いなさい、ということ

高井 ち度のない消費者をきちんと守るということですね。 はなかなか言えないかもしれないけれど。でも、そういうことだね。 まあ買う側は情報不足なので、情報をたくさん出すことと、落

こういう制度を知らないで買うわけでしょう。だけどPRは結構して 足りないのは、昭和四十八年ぐらいからこういうことをやってきたけ ターリビングなのだからもっとよくなる制度はあるわけだ。やっぱり のを供給するところは、今のものが完璧だということではなくて、べ ろいろ選べる中からいいものができるという場合、その前半のいいも るけれど、それが民間の競争でいいものが出るし、それを見ながらい いないということだから、そこは何か欠けていると思う。 いると思うんだね。PRをしても、やっぱりそういうものは知られて れど、メーカーにもなかなか受け入れてもらえないし、買う人たちも 物はよくなっているし、これからもよくなる仕組みはできてい

アスベストは論外だけれど、シックハウスとか戸建で欠陥住宅だとか、 れど、これだけ性能向上とか性能認定とかいろいろやってきて、まあ 五十嵐 やはり消費者保護が大事ですね。もう一つ疑問に思うんだけ いまだに頻発するんですね。

た。一昨年だったか建築基準法を改正した。 シックハウスは、シックハウス議員連盟にいてかなり言ってき

きたけれど、ただ、それ以前のものがあるわけ。 換気を二十四時間するということで、生産課が主導してずっと調査を 建材をアレンジするわけだ。何か原因があるからね。その仕組みはで した。結局、その法律以後に建ったものは、必ず施工でチェックして、 上野 チェックされた建材しか使えない。それから二十四時間換気。 五十嵐 そういうチェックはかかるようになるんだね

ようなことはなかった。しい基準のものは、特別のことがない限りペシャッとなって人が死ぬある、マンションもたくさんあるわけ。だから阪神大震災のときも新もう一つは今までの住宅で今の基準法にあっていないものが相当

五十嵐(やっぱり昭和五十六年以降のものが強かったみたいですね。

高井 そうですね。

たのかな。いるということもわからない。耐震改修したら公表できるようになっそういう法律ができても、一人一人は自分がどういうところに住んでの法律ができたけれど、そこで対応はみんなちゃんとしているけれど、上野 それ以前のものはまだたくさんあるわけだ。この間、耐震改修上野

高井 指示できるようになりました。

るわけでしょう。だけど、いいものも公表すればいいんじゃないか。上野 要するにそれは全部指示すればいいんだ。悪いときは公表でき

局井 まだ旧耐震のままの住宅が千百五十万戸あるんですね。

れはやってみないとわからないけれど。上野をれは、今起こっている問題と比べてどっちが安全だとか、そ

五十嵐 一たんできたものに補強するのはものすごく難しいんでしょ

されていますね。 高井 いえ、今はその技術が大分進歩していますし、助成制度も用意

五十嵐 でも姉歯のものは?

あるかもしれないな。すのもあるけど、補強すると面積が小さくなるとか、そういうことが上野(いや、補強できるみたい。全部ではなくて、建替えるために壊

五十嵐柱とか梁がね。

|予してういう捕食はしなぎやいけないごろう||井|||日が当たらなくなるとかですね。

五十嵐(じゃ あ主ひ則ここつ ても、 甫蛍さったからあいまた上野(そういう補強はしなきゃいけないだろうね。

てもちょっと怖いね。 五十嵐 じゃあ住む側にとっても、補強されたからあと住めと言われ

すね。

大でででいっことがありますからね。だけど問題は、耐震問題だな。

な、そういうことで少し料金が安くなるとかがあるし、賃貸住宅もそれ、そういうことで少し料金が安くなるとかがあるし、賃貸住宅もそ上野 ホテルなどはしようがない、壊すよりはいいかもしれないから

いいかどうかとか、いろいろあるね。いいかどうかとか、いろいろあるね。プログラムを認定していていいわけだから。そんな改竄できるようなプログラムを認定していて学を途中で変えるということもできるらしい。最後は一・0にすればかまプログラムの操作をしたとかそういうことを明確にしないと。数査会社が多過ぎる。どれだけ巧妙に見つけられないものかどうか。巧上野、まあみんな結局、見落とした件数が多過ぎるね。見落とした検

五十嵐 ある設計士が見ていて、見た瞬間におかしいと思ったとかや

ってるじゃない。

五十嵐 それは見ていないか、見て見ぬふりをしたか、どちらかだと

高井(今日は長い間、ありがとうございました。上野(いずれにせよ消費者が安心できる制度の見直しが必要だね。思う。 五十嵐 昔のことを思い出して懐かしかったです。(終わり)

住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

伊藤 茂史

(元建設省住宅局長)

*

[2005年(平成 17年)12月 15日 10:00~12:30]

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 住宅局住宅政策課長 依田晶男

伊藤茂史(いとう・しげふみ)

昭和8年12月3日生

```
昭和34年 建設省 九州地方建設局 企画室
```

昭和35年 建設省 河川局 計画課

昭和36年 経済企画庁 総合計画局

昭和39年 建設省 計画局 総合計画課 係長

昭和41年 建設省 中部地方建設局 河川部 水政課長

昭和42年 経済企画庁 総合開発局 総合開発課 主査

昭和44年 建設省 大臣官房 会計課長補佐

昭和45年 建設省 大臣官房 政策課長補佐

昭和46年 福岡県 土木部 土木管理課長

昭和49年 建設省 大臣官房 政策課 建設専門官

昭和50年 建設省 大臣官房 会計課 建設専門官

昭和51年 建設省 住宅局 住宅計画課 民間住宅対策室長

昭和53年 建設省 住宅局 住宅企画官

昭和54年 建設省 住宅局 住宅政策課長

昭和56年 建設省 住宅局 民間住宅課長

昭和57年 住宅·都市整備公団 企画調整部長

昭和59年 建設省 大臣官房 政策課長

昭和61年 建設省 大臣官房 審議官

昭和63年 建設省 住宅局長

平成2年 辞職

その後、住宅金融公庫理事等を務める。

してありがとうございます。 依田 本日は師走の大変お忙しい時期に、わざわざご足労いただきま

解、ご協力いただきまして、大変ありがとうございます。 また、今回の国土交通行政オーラル・ヒストリーの企画趣旨にご理

事をしていただいたと思っております。

事をしていただいたと思っております。

事をしていただいたと思っております。

事をしていただいたと思っております。

事をしていただいたと思っておりますが、伊藤様におかれまして住宅局のは当審議官、住宅建築行政に関するオーラル・ヒストリーということでは昭和五本日は、住宅建築行政に関するオーラル・ヒストリーということでは昭和近に関して、当時の責任者にインタビューを行うことによって、既決定に関して、当時の責任者にインタビューを行うことによって、既決定に関して、当時の責任者にインタビューを行うことによって、既決定に関して、当時の責任者にインタビューを行うことによって、既決定に関して、当時の責任者にインタビューを行うことによって、既決定に関して、当時の責任者にインタビューを行うことによって、既決定に関して、当時の責任者にインタビューを行うことによって、既決定に関して、当時の責任者にインタビューを行うことによって、既決定に関して、当時の責任者にインタビューを行うことによって、既

今日はよろしくお願いいたします。 今日はよろしくお願いいたします。 が、ぜひ私どもの参考になるお話をいただければありがたいと思い、 おでございますので、なかなか記憶がない部分もあるかもしれません すけれども、本日は課長時代のお話ということで、昭和五十年から五 ましてはいろいろな機会にお話をしていただくことがあったと思いま けでございますが、これまで住宅局の審議官と局長時代のことにつき そういう中で、時々の政策の企画立案に対してご指導いただいたわ

十一年は、第三期の住宅建設五箇年計画が昭和五十一年三月に閣議決最初に、伊藤様が民間住宅対策室長として住宅局に来られた昭和五

話を伺えればと思います。 話を伺えればと思います。 話を伺えればと思います。 話を伺えればと思います。 話を伺えればと思います。 当時の状況を含めて、答に同けた検討が進められた時期と受けとめているわけですが、その中に向けた検討が進められた時期と受けとめているわけですが、その中においては第三期計画に基づく施策の推進と五年後の第四期計画策定定されているわけでありますけれど、その初年度に当たります。当時

昭和五十年住宅宅地審議会答申~ 応能家賃制度問題~

共賃貸の家賃制度が硬直化しているためほとんど麻痺している状況がだいまれた後でした。五十年答申をお読みいただければわかります。 おいけですが、それまでの答申とは違って、住宅政策体系を初めて系統立ててつが、それまでの答申とは違って、住宅政策体系を初めて系統立ててつたわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共たわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共たわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共たわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共たわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共たわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共を、私も住宅局に行った直後で先輩からいろいろ聞かされたり勉強したわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共たわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共たわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共たわけですが、一つは戦後の復興、高度成長期を通じて、これは公共をが、それまでの答明を対している状況が

進んでいたということがあるのじゃないかと思います。

それに輪をかけたのが地代家賃統制令です。昭和五十年当時は借家変わったのに、昔のままの状況で続くということが多かったわけです。重視する形のものが多うございますし、そういうことでこと家賃に関か、戦後の住宅難の時代の判例ということで、借家人の居住の安定をも、戦争中の工業中心に労働力を動員しなきゃいけない時期であるとも、戦争中の工業中心に労働力を動員しなきゃいけない時期であると民間につきましては、借家法も戦争中に何度か改正されまして、ど民間につきましては、借家法も戦争中に何度か改正されまして、ど

があったわけですね。それ以後、火・空襲から守るということで借家 は相当困っておられた。 ら建て替えられないし、家賃も値上げはできないというので、家主方 上はこれはおかしいじゃないかと。 建て替えようにも借家人がいるか 態から遊離した形になっていて、法律だけがあるという状況で、実際 といってもなかなか上げられない状況が続いたということで、全く実 の中が変わったのだから、これだけ物価が上がったのだから上げたい 借家人がお金を出してきたという経緯があって、東京や大阪では、 踏まえて、戦後資材のない時代に維持修繕をやるときにでも、みんな 人が自分の家でもないのに自分の居住のために頑張ったという実績を に東京と大阪は空襲で自分の住宅は自分で守らなければいけない時期 齢化したり病人がいて家主も手がつけられないところであるとか、 ものが多くて、守られているところは借家人がものすごく強いか、老 ト的には相当あったと思うんですが、実態は統制額が守られていない 全体百六十万戸のうち十四パーセントぐらいというので、まだウエー 世 特

ところが住宅局のほうは、五十年答申後に一回統制令の値上げをし

けですね。 けですね。 したのときに寝た子を起こしてしまって、この地代家賃統制令という制度の中で、民間の借家のほうも市場合なったわけです。行政管理庁のほうは、これは前々から実態に合いが機能がほとんど麻痺している状況で、新規の供給はそれらと全くをつり、これは前々から実態に合いが機能がほとんど麻痺してしまって、この地代家賃統制令問題が大きの問題がはません。

人が行くような状況ではなかったわけです。いる。つくれば必ず入る人はいる、そういう需給アンバランスの市場らいなら払えるということで、初めから相手のふところを見て決めてた若いサラリーマンの人たち、あるいは新婚夫婦は一畳当たりどのくこれはむしろ借家人の支払い能力といいましょうか、東京へ出てき

営・公団につきまして、新旧家賃の格差が公共団体あるいは公団にとらいということでだんだん乖離がひどくなっていく。主として公の規模を上げていますし、大きい規模にして高い土地代を払ってやっていくんですから、毎年つくる規模が違うわけですね。予算要求の規模を上げていますし、大きい規模にして高い土地代を払ってやっていくんですから、新しい家賃のほうは上がっていって、水準をよくしなきゃいけないというこをがあるものですから、毎年つくる規模が違うわけですね。予算要求のほうはなかなか値上げができない。住民との関係でいいますと、家のほうはなかなか値上げができない。住民との関係でいいますと、新規新しい土地を買って立地し、資材価格も上がってきていますし、新規新しい土地を買って立地し、資材価格も上がってきていますし、新規

題になってきたわけです。ってもどうにもならない状況になっていき、借家の経営上、大きな問ってもどうにもならない状況になっていき、借家の経営上、大きな問

ら出てきた発想だと私は見ています。です。まあ動機は、公共賃貸住宅の経営を何とかしたいということかは民間まで含めるということで応能を勉強しろということになったんうのが私自身はおかしいなと思ったのですが、いずれにしても、将来それを目先の何とかならないかだけで応能家賃制度が出てきたとい

ービスに対してお金を払いたがらない、かつそれが一番住宅政策を進一番の権威なわけですが、この人がどっちかというと日本人は住宅サた人です。したがって、家賃問題については本当に一番経験も長いし、物的資源も動員を進めていた、いうなれば日本の国土計画・経済計画部会長ですけれど、この人は、企画院で戦争遂行のために人的資源もども京須計画課長で、住宅部会のほうは谷さんという都立大の先生がそのときに一番それを進めていたのが、もう亡くなられましたけれ

いう思想の持ち主でした。やって政策をもっていくかということが住宅問題の根本ではないかとめる上での大問題なので、サービスの対価を喜んで払うように、どう

た。それに輪をかけたのが公営住宅ということなんですね。を安く払いその上社宅も安くするということで、安い家賃の経験が住ときに社宅をたくさんつくった。社宅は給与の一部分ですから、給与とさに社宅をたくさんつくった。社宅は給与の一部分ですから、給与に社宅をたくさんつくった。社宅は給与の一部分ですから、給与にというと、戦争中からの問題ですけれど、工場に人を動員するにということから一生懸命家計の支出分析をやって、外国ではどうた。それに輪をかけたのが公営住宅ということなんですね。

じゃないかと思うんですね。じゃないかと思うんですね。したがって、サービスに見合うように適正に家賃を評価して、そんのたが、、サービスに見合うように適正に家賃を評価して、そんしたがって、サービスに見合うように適正に家賃を評価して、そんしたがって、サービスに見合うように適正に家賃を評価して、そんしたがって、サービスに見合うように適正に家賃を評価して、そん

賃貸で、民間までいくのは日本の今の賃貸市場の現状から見たらとてっちゃうんですが、私自身もいろいろ調べてみて、どうも発想は公共る相手がいなくなってしまい、局内で議論をすると応能なんて「オー局長もかわられるしというので、私も住宅局は初めてですし、相談すそこに私が来まして、ところが京須課長もおられなくなりますし、

当時の私の印象でした。 当時の私の印象でした。 おいるところに理想を持ってくるような話じゃないかというのが、その 場からいえば変な話なんですね。そういうことで、現状がかけ離れて の懐ぐあいを見てぱっと決めるということですから、これも市 ので長い間、そういう格好で来たことがしみついて、新しい供給のとこまっている。普通の民間の場合は継続家賃になるわけですが、借家法 も難しいのじゃないか。余りにも市場から離れた家賃で既存家賃は決

かという問題もあります。

勉強を始めたのですが、例えば負担限度率は非常に重要な話ですが、かという問題もあります。

勉強を始めたのですが、例えば負担限度率は非常に重要な話ですが、かという問題もあります。

るわけです。どういう住宅なら応能家賃をやるかとか、木賃まで本当使って、人を使って踏み込まなければならないような話がたくさんあさっきの所得の把握の問題もそうですけれど、役人が相当な組織を

とても難しいということでございます。を日本の現状から決められるのかというような問題があって、これはてのいろいろな基準をつくらなきゃいけないわけです。そういうことにするのかとか、何でうちの住宅はそうならないのとか、住宅につい

議会答申(家賃答申)昭和五十五年住宅宅地審議会答申と昭和五十六年住宅宅地審

ないとなったわけです。

おいとなったわけです。

は、五十六年の家賃答申で結論を出さなければいけたがいましをお見逃しいただいた。したがいまして、五十五年の本答申で、谷部会長が「家賃の審議のときにまた出るんですな」と発言され、作ができには触れずに、五十六年に出しております。そういう経過で応いても諮問して、検討は少しおくらせて、本答申が出てから答申をいるいとなったわけです。

ないという状況でした。 問では適正負担というのは先生方は大好きでいろいろ聞かれました。 段としてはいろいろなことがあると思いますが、全部の居住水準達成 居住水準の目標はきちんと定めるわけですが、居住水準を達成するた は記憶にあるのですが、答弁する本人は重要視して言っているのでは 率以内だから大丈夫でしょうとかというふうに使わせてもらったこと に面積等を決めて負担限度率を定めておりますという話で、負担限度 そのときには、審議会の五十年答申ではこういう形で世帯の構成員別 うがないかという話になったんじゃないかと思うんです。 ただ国会質 方とは合わないので大変苦労しまして、若い者が言っているからしよ ないでいこうということで持っていったんです。これは部会長の考え ことは当然あっていいと思うけれど、それ以外のところでは余り考え 番ナショナルミニマム的なところの最低居住水準の達成のところで個 の考え方に近くなるわけなので、それは何とか外そうというので、一 のために適正な家賃の負担が全部くっついてくる形だと、それは応能 私の考え方は、住宅政策の目標は居住水準に置いておいて、達成の手 な形で書かれている。これをどうするかということが大きな問題で、 ている。だから、対等の目標ではないと思うんですが、付随の目標的 めに国民に適正な住居費負担をしてもらって達成するという考え方な 人に家賃を出してもらうところでの考え方としては、負担限度という 目標は居住水準と適正な家賃負担という考え方とが対になって書かれ んですね。この考え方が五十年答申に入っていたわけですが、 五十五年の本答申を決めますときに一つ大きな問題があったのは、 計画の

ど、時間をかせいでいって、家賃の評価、支出能力の計測、それから「五十六年答申は、谷さんに対して悪いことをしたと思うんですけれ

ないかと考えておりました。自身もこれで当分死に体かなと思っていましたが、勉強はしようじゃので、引き続き検討するという結論にしました。当時の住宅局も、私これをやっていく行政組織、人員・費用等、非常に大きな問題が多い

値上げは借家法に基づいて孜々営々とやらなければならないというこ そういうことで公営、公団の既存家賃については当然借家法がかかる 施設の料金という考え方の人もいたみたいですね。私は初めからそん すから、そういうことで住宅局の中の古い考えの人は相変わらず公共 くつかの判例もありまして、結局借家法適用という話なんですね。 家賃値上げにかかる問題で退去の問題だったかもわかりませんが、 料金かという議論があって、料金説は結構強かったんですね。それで の当時は公営住宅の家賃は借家法の下での家賃か、それとも公共物の 場を意識しながら公共家賃も考えていくということで言わなければだ に合理的な運用がまずかったという部分が非常に多いので、もっと市 身の考え方はこのときに、公団住宅も借家法なのだから、継続家賃の なったときの公団法の改正で、市場家賃と変わりましたけれど、私自 断の努力をしていかないと上げられないし、場合によっては思い切っ なことは全然考えていなくて、当然借家法だと思っていましたから、 めじゃないかというので、今はそんな議論はないと思うんですが、あ とをこの答申で書いたつもりなわけです。 て下げなければいけないということです。 公団家賃は都市基盤公団に ので、要するに継続家賃はその時々の経済社会情勢の変化に応じて不 公共賃貸のほうは現行制度の若干の手直しと合理的な運用、 要する で

思うんですが、昭和五十三年に最初の公団家賃の値上げをしたときに、ところが、ここがまた実態がそこについていかないところがあると

のですが、そういう意味で書いたわけですね。のですが、そういう意味で書いたわけですね。昭和三十年から始まって五十三年に初めて上げるわけですが、それは鑑定評価に基づく市場家賃をもとにしてやない、やはり借家法なので公営住宅の家賃とはまた違う、公団独自の体系でやるべきだ。それは鑑定評価に基づく市場家賃をもとにしてやない、やはり借家法なので公営住宅の家賃とはまた違う、公団独自のない、やはり借家法なので公営住宅の家賃とはまた違う、公団独自のない、やはり借家法なので公営住宅の家賃とはまた違う、公団独自のない、やはり借家法なので公営住宅の家賃とはまた違う、公団独自のですが、そのとのですが、そういう意味で書いたわけですが、住民に対するということで、それにはいったりではある。

方式だというのが皆さんの言い方です。

六年のときに言ったじゃないかと言ったのですが、あれは公営限度額さからそれを使ってしまったんですね。皆さんの考え方は、都市基盤がいらそれを使ってしまったんですね。皆さんの考え方は、都市基盤がらそれを使ってしまったんですね。皆さんの考え方は、都市基盤を使ったという五十三年の実績があるものですから、対住民の説得し平成三年の家賃改定をやるわけですが、公営住宅の家賃の限度額方式でよいころが、昭和五十三年の値上げ以降、昭和五十八年、六十三年、ところが、昭和五十三年の値上げ以降、昭和五十八年、六十三年、

もらえる。それを担保すればいいわけなので、最初に家賃を決めてお家賃を決めてもらって家賃収入を入れれば当然公庫のほうには返してえ貸付金償還にちゃんと金額が合えば結構な話ですから、原価方式では変更手続が何もなかったわけです。公庫法のほうは当事者の家賃さそのときに公社賃貸については公庫法で決められていまして、これ

いう結論にしたわけです。
いう結論にしたわけです。
いう結論にしたわけです。
いう結論にしたわけです。
になったんですね。それと同時に定期的な見直しをやないかという話になりまして、公団方式の変更手続に準じて入れるともままならないという話で、公庫法の中で変更手続を入れるべきじともままならないという話で、公庫法の中で変更手続を入れるべきじかって、できるだけ既存家賃を市場家賃の値上げに見合わせながら、かって、できるだけ既存家賃を市場家賃の値上げに見合わせながら、かって、できるだけ既存家賃を市場家賃の値上げに見合わせながら、かって、できるだけ既存家賃を市場家賃の値上げに見合わせながら、かって、できるだけ既存家賃を市場家賃の値上げに見合わせながら、かって、できるだけ既存家賃を市場家賃ですが、値上げをすべきだともいっても継続家賃の市場家賃ですが、値上げをすべきだともいかという話論にしたわけです。

が、政治的にそういうふうにさせられました。これが公団基本懇の家 とは知りません。そういうことで、後々尾を引く問題もありました。 すが、今後どうなっていくのか。今の市場家賃制度の下でどうなって やかな人が入っているみたいなので、昔みたいにきつくはなさそうで 賃部会に自治協の代表が入るという根拠になっていまして、以後、 べきだという話で、とても市場家賃で決めるという話ではないんです 言い分は裁判手続でも民主主義に応じた公正な手続の原則あるじゃ な 切な手続に基づく必要なルールづくり」ということでした。向こうの ここでわけのわからない文章を入れさせられたわけです。それが「適 議会まで大勢来て大変だったのですが、豊蔵住宅局長に直談判されて、 問題小委員会に入っていたわけですが、その人が自治協の工藤さんと いるのか、やはり相変わらずやっているとは思うんですが、詳しいこ 団内部の公団基本懇の中の家賃部会には住民代表が出ている。今は穏 いか。家賃を決めるときにも継続家賃についてはそういうことをやる いう当時は有名な人ですが、当然連携していまして、自治協の人も審 ここで、総評の国民生活局長さんが、住宅宅地審議会の委員で基本

ていくべきではないかという話が入っていますね。報提供とか契約関係の適正化とかも、住宅行政の中に取り込んでやっ、民間市場の活性化については、当然統制令の廃止は前提として、情

いうことを技術部隊が言い出しました。
いうことを技術部隊が言い出しました。その後、世の中は随分変わりです」と手を挙げようと思っています。その後、世の中は随分変わりです」と手を挙げようと思っています。その後、世の中は随分変わりに応益であるとか応能であるとかと言います。その後、世の中は随分変わりに応益であるとか応能であるとかときに、昭和五十年当時は全く考えられたがということで、結局応能をつぶした犯人は誰だと言われれば「私

思いますが、底の部分ではずっとつながっているのかなと思います。ころまでいかなければならないものなので、少なくとも今出てきている応益・応能的な考え方の家賃補助は、あくまで建設者、事業者のほる応益・応能的な考え方の家賃補助は、あくまで建設者、事業者のほる応益・応能的な考え方の家賃補助は、あくまで建設者、事業者のほる応益・応能の応能家賃はそうではなくて、個人にお金をばらまくともうに渡していると思いますので、流れとしては似ているけれど違うとあ本当の意味の応能家賃はそういう家賃対策補助的なことをやる時代は移り、民間まで含めてそういう家賃対策補助的なことをやる

第三期住宅建設五箇年計画~最低居住水準~

五カ年計画ですが、ここでは初めて最低居住水準、平均居住水準とい依田 話は変わりまして、五十年答申を踏まえてつくられた第三期の

あったのでしょうか。 論点でしょうけれど、最低居住水準について当時はどのような議論がう考え方が打ち出されているわけであります。今の家賃の話とは別の

すぐ目前に来ている状況だったと思うんですね。ほうは追いつき方が、持ち家がどんどん増えて、そのおかげで達成が見ても最低居住水準も着実に改善していますし、特に平均居住水準の人っているのですが、五年間たったばかりなんですね。当時の状況を伊藤 居住水準は、一応五十年答申に基づいて三期五計の中で初めて

くて、五年ごとに変えるというのもどうかねという話になりまして、 若い者の部屋を見てみろ、家具がいっぱいで人間はどこにいていいか う話が出てくるわけです。したがって、居住水準そのものは基本的に けですね。したがって何しろ寂しいじゃないかという話も相当あって、 家賃負担のほうは余り進展もないし、そのほかにも五十年答申で大き 決めたばかりだから変えないでおこう。 けれども、もう一つの適正な 家具を置いていろいろやって、やはり狭いとか狭くないとか。けれど 計図をつくりました。 居住水準のそのままの設計図をつくってそこに 変えないでおこうということで皆さんの意見は一致しました。 からそれで十分だと思っていたのですが、そういうことで住環境とい 私自身は基本的な考え方を、方向は同じでももう一回構築し直すのだ な政策、新しい政策がいっぱいあったのが大分柱が倒れたのがあるわ しょうけれど、紙の上に書いて人形を置いてもなかなかよくわからな も、今だったらそれこそコンピューターグラフィックでやるところで わからないような状況じゃないか。 だからいろいろな家具を置いて設 それから何といっても、誰が考えてもやはり狭いじゃない 今の

当だという話で一致しまして、五十五年答申もその「保障」という言 うことで議論がございました。マスコミの論説委員とか住宅局の我々 五カ年計画ではそうなっていない。これは行政判断として今の日本の 考え方があって主張されたと思うんですけれど。私どもはこの前の五 って、当時日本社会党がそういうものを出していたわけで、そういう なっているわけですね。総評委員などは、国は居住水準を保障して公 ば、最善の状況は保障までいくとは思いますが、もっと緩い書き方に けですが、五カ年計画、三期五計では「すべての国民が最低居住水準 申では国民に「保障」すべき最低居住水準の目標がうたわれているわ も含めて、三期五計での書き方のほうが、あるいは考え方のほうが穏 るので、保障についての考え方は今回もう一回考え直してほしいとい 政府としての判断、閣議決定ですから、そういうことでそうなってい 十年答申では保障すべき最低居住水準と書いてあったけれど、具体の 国民に具体的な権利を与えるという住宅保障法的な考え方が背景にあ を言うわけですが。その考え方は憲法二十五条一項に根拠を置いて、 共賃貸住宅の大量供給をすべきだと、お題目みたいに口を開けばこれ いうことは、確保することができるようにすることを突き詰めていけ を確保することができるようにする」としています。 国が保障すると

の確保をめぐってそういう議論があったということでございます。り自己主張はされませんでしたが言っておられました。最低居住水準は保障だったのに今度は書かないんですか」と、まあ議長ですから余ただ、谷部会長は応能家賃が頭にあるものですから、「五十年答申

葉を消して書かないことにしたという経緯でございます。

第四期住宅建設五箇年計画に向けて

〜 住宅公的援助のあり方を優良ストック誘導へ〜

どういう点があったでしょうか。ほど聞くにしても、それ以外の論議が集中した点というんでしょうか、依田(今の点以外に、四期五計に向けて、一つは住環境水準の話は後

て、説明でほぼ時間を費やして。事務方のほうがその時々にいろいろな資料や論文をいっぱい出しましるのでもっと議論は進んでいるかと思います。昔はどちらかというと伊藤(今はどういうふうにしておられるか、懇切丁寧にやっておられ

依田 今も同じじゃないですか。

がいるような感じなんですね。「つーつたくさんあるわけではありませんで、毎回同じことを言う人回数も少ないですし、なかなかどこで議論が集中したかと聞かれても、番いいと思うんですが、そんなことを構っておられないということで、伊藤 皆さん議論というのは同じ水準で理解が進んで議論するのが一

った時期です。新聞も毎日のようにとはいかないけれど、ローン地獄中五年ごろまではそういうことで住宅事情が変わった大きな要因にないか。大都市ではもっとひどい。それにつけ加え、最近の持ち家ブする人もおれば、まだ十五パーセントまで減ったから大変いいという評価をごくらなければいけないわけで、五十年答申以後の状況変化をどうをつくらなければいけないわけで、五十年答申以後の状況変化をどうー番問題になったのは、一つは三期五計の実績を踏まえて四期五計

新聞で出てくる。ローン地獄という言葉が出たわけです。 ほど定着しているわけではないので、やたらとそういう話がテレビやの話は相当ありまして、個人が借金して住宅を建てるのが日本でそれ

のかというような話ですね。ものだ。だから、そういう大問題が日本ではどうして問題にならない問半が何パーセントというのがあるわけで、外国だったらこれは離婚しょうかね。けれど、二時間かけてくる人が何パーセントかで、一時通勤時間がふえる。あのころ平均一時間はまだ超していなかったんでそれから、大都市でどんどん住宅が外縁部に立地するようになって

ように言われました。

く言うべきではないか。そういうことはさんざん、まあ同じ人が同じ現実をしっかり認識して、それで公営住宅を建てるということを大きはもっと大きくとらえて、いかに国民が住宅で困っているかという域では住宅問題が深刻化したではないか。こういうことを審議会としあのころは当然土地も上がった時分なのでそういう話とか、大都市地まうに言われました。

あるかということをしっかりと見きわめて、施策の見直しというんでの答申を考えるべきではないか。居住水準改善上、どういうネックがるとか周りの環境であるとか、いろいろなことを意識したニーズになのではないかということやら、住宅産業が格段に成長しているというの一番大きい要因は持ち家取得の時代に入ってきたということがあるの一番大きい要因は持ち家取得の時代に入ってきたということがあるけれど、客観的な判断として、居住水準は着実に向上している。そ

うところが一つございました。ういう議論に誘導していったわけですが、住宅問題の現状の認識といしょうか、どこに力点を置けばいいかということを考えるべきだ、こ

のでした。

思い出すこと幾つかあるのですが、一つは例の日本人の働きバチと思い出すこと幾つかあるのですが、一つは例の日本人の働きバチと思い出すこと幾つかあるのですが、一つは例の日本人の働きバチと思い出すこと幾つかあるのですが、一つは例の日本人の働きバチと思い出すこと幾つかあるのですが、一つは例の日本人の働きバチと

次的援助のあり方の議論ですが、先ほどの最低居住水準あるいは適いたの。
 で住宅公的援助のあり方を、階層応能的な部分、最低居住水準部分だけですが、最低居住水準確保のためにその階層だけに階層応能的な考がで住宅公的援助のあり方を、階層応能的な部分、最低居住水準部分だけの補助にするというのではなくて、奨励補助的に少し国も支援していますということがあればいいじゃないか。その一番典型が公庫のていますということがあればいいじゃないか。その一番典型が公庫のたがで住宅公的援助のあり方を、階層応能的な部分、最低居住水準部分だけを所得補完論的なもので理論武装して、それ以外は優良ストック誘うでは空というのではなくて、奨励補助的に少し国も支援した。

が変わった。 りに押し切ったということですが。そういうことで、ここは相当考え ががらっと変わったというふうにはとっていないようなんですね。そ るのか、下総先生も課長と同様、物を中心でいいということで言って るんだと思うんです。ところが、他の委員も部会長も、住宅政策課長 下総先生というのが住宅局の建築の先輩で東大の先生をしていて、そ いますが、当時はなかなか谷先生も釈然としない顔をしていましたし、 の辺は一々聞いていないのでわからないですが、だからあとは無理や おられるのかというのがなかなかよくわからなかったようで、考え方 が言っているのは相当危険なことを言っているという意味で言ってい 言っているわけです。「今までと考え方が違うんですね」と言ってい が、その人が「やはりこれからは物だけ見ていくんですね」と盛んに 才能があり過ぎるというか。何を言っているのか解釈が難しいんです 知っている人ですが、ちょっと言い方がわかりにくいというか独特で、 の人がずっと小委員会に入っていて、行政も理論的な部分も一番よく これは住宅局の考え方としてそのまま定着してきていると私は見て

すか」と。住宅局の先輩にそう言われがっかりしました。です。それが一番大事ですよ」と言ったら、「そんなことをやるんで公庫の役割は何ですかな」と言うから、「それは優良ストックの誘導この話をしました。そうしたら時の向こうの理事さんが、「ところでところが金融公庫に、審議会の答申が出た後、講演を頼まれ得々と

ね。所得補完というのは、要するに経済分析をして所得補完効果が五・めていろいろな書き物の中に公庫融資は所得補完と出てくるわけですと金融公庫の論文、予算要求の説明から、政策提言みたいなことも含その後、卒業して金融公庫に私も理事で行くわけですが、そうする

す。 改めるのに物すごく時間がかかるんですが、そういう後日談もありまんな書いてある。だから、それはちょっと違うんじゃないか。これを五パーセントというのは所得補完が目的でやっているというふうにみ五パーセントでも若干あるというならわかるんですよ。けれども、五・

した。なぜそんなことまで答申で言うんだという話で。した。なぜそんなことまで答申で言うんだという話で。これを住宅局ので、これを一生懸命反省……自己反省ですけれどね。これを住宅局ので、これを一生懸命反省……自己反省ですけれどね。これを住宅局ので、これを一生懸命反省……自己反省ですけれどね。これを住宅局ので、これを一生懸命反省……自己反省ですけれどね。これを住宅局の中で事業をやっている人たちも含めて納得させるというのが大変でと、同じ目的でもいろいろな手法があるので手段として幾つも代替手と、同じ目的でもいきますと、公共賃貸住宅に限って応能はいいけれるからいう理屈でいきますと、公共賃貸住宅に限って応能はいいけれ

だということにしてあります。 ここのところも答申をごらんになればわかると思いますが、自分が ここのところも答申をごらんになればわかると思いますが、自分が このところも答申をごらんになればわかると思いますが、自分が ここのところも答申をごらんになればわかると思いますが、自分が

当時から、だれもがみんなそのようなことを考えていなかったのか

をつけてやっていくという話で、しきりに大阪は言っていました。賃補助でいきたい。その場合には優良民賃という形で認定をして看板て、どうしてもやれというならば、借り上げないしは民賃に対する家すが、大阪府としては公営建設はやりたくないと盛んに言っていましというと、大阪府は陳情で昭和五十年に入った直後ぐらいかと思いま

もしろいことと思うんですが、盛んに言ってこられました。ずっと先進的なことをいろいろやっているんですね。それは非常におそれ以前からですが、団地開発の方式等も含めて、大阪は東京よりも住宅政策のいろいろな手段を考えていくときに、これは私の時代、

います。 があった話ではないけれど、トピックとして大きいんじゃないかと思め、その理論的な根拠をもう一回入れた。これはそんなに激しい議論ら、その理論的な根拠をもう一回入れた。これはそんなに激しい議論はに今一生懸命やっているわけですし、五箇年計画で書くものですか、ということではない時代に少し入りつつはあったとは思うんですが、ということではない時代に少し入りつつはあったとは思うんですが、ということではないはがは、単対だ

ら、大都市圏で住宅局が考えているいろいろな政策と違ったことを公をできるだけ減らして、産業立地で稼ぎたいという方向ですね。だからして事務所ビルをつくるなら容積率は負けてやりますとかそういう方ので、これはもう平成に入るころまでですね。今は事務所ビルをつくるなら容積率は負けてやりますとかそういう方で、これはもう平成に入るころまでですね。今は事務所ビルをつくる東京都に何戸、埼玉県に何戸と一生懸命やってみても、大都市ではな東京都に何戸、埼玉県に何戸と一生懸命やってみても、大都市ではなー番議論されたのは、五箇年計画で決めても、国が住宅政策をやっ一番議論されたのは、五箇年計画で決めても、国が住宅政策をやっ

議論はたくさんありました。でも、これは大変なことなんです。共団体がやる。それは住宅局がしっかりしていないじゃないかという

効薬というところまでにはなかなかいかなかった。 進費のほうは曲がりなりにも予算制度上認められて、それを活用して けで、そういう話も出ていましたし、そういうことで、その後関公促 うのですが、転がし事業とか地区更新事業というふうに具体化するわ えながら、まず公共住宅を建て替えても構わないのですが、まず新し 団地お断りというのはある程度防げたかもわかりませんが、それが特 よくしながら居住水準を上げていく。 考え方としては非常にいいと思 た更地にして地主に建てさせて小さな再開発をやりながら、住環境を いものをつくって、周りの木賃住宅からそこに人を移して、そこをま かれているんですね。そういう話と、木賃アパートを部分的に建て替 たいというので、大都市の事業所から税金を取ろうということまで書 て要求し、団地お断りの公共団体に対して交付金みたいなお金を渡し 論して、いわゆる関公促進費ができる前の要求ですけれど、事業とし の人口政策等にどういうふうに対抗するかというので本当に真剣に議 も続いていると思います。 五十年答申のときは団地お断りとか自治体 案なしの話ばかりなので扱いが大変なんですが、これは延々とその後 をどうするのかということが批判として出ました。 どうしろという提 とが全然とれていないではないかという話がたくさん出まして、これ 建築基準法との関連がないとか、特に交通、鉄道、道路と団地の関係 それで言われていることは、そのほかにも住宅計画が都市計画法や

そういう空気だった。けれども、昭和五十五年ごろになると転がし事策は転がし事業をやれば解決する。大阪が一番熱心だったんですが、転がし事業のほうも、昭和五十年でいったときには、これで木賃対

とで、どうすればいいのかという話でございました。とで、どうすればいいのかという話でございました。 いうことができてきたのですが、なかなか効果が出ていないというこか幾つか打たれて、制度的にもまだ予算要求すればできる時期でそうろがあれば、やっと少し動くかもわかりませんが、そこがなかなかうちに東京都の区あたりで熱心なところ、大阪でも大阪市で熱心なところが幾つか打たれて、制度的にもまだ予算要求すればできる時期で全方が幾つか打たれて、制度的にもまだ予算要求すればできる時期でそうが幾つか打たれて、制度的にもまだ予算要求すればできる時期は違うし、経営者の年齢は違うし、世代は違うし、入っている人間も違うが幾つか打たれて、制度的にもまだ予算要求すればできる時期は違うがあれば、やっと少し動くかもわかりませんが、そこがなかなかうちも建て替え、うちも建て替業は転がらないという話にだんだん変わってくるんです。やはり民間業は転がらないという話にだんだん変わってくるんです。やはり民間

なっています。 てもなかなかうまくいかなくて、後々大都市法の改正につながる話にこら辺は議論が弾んで少し書かれていますが、実効上は答申に書かれに言うことを聞かすわけにいかないのじゃないか。こういう話で、こ要るのじゃないか。これをまずは枠組みを決めなければ傘下の自治体供給、つまり建設だけではなくて供給的な考え方を入れた供給計画が建設計画の話の関連では、特に大都市圏の広域整備計画の中に住宅

一回議論になると思うんですが、どういう形にするかというのを、こ的には大都市法改正法をつくった。あるいは住宅基本法のときにもうを挙げてかかるという気持ちになった時期があるわけで、それで最終地価の高騰、住宅価格の高騰対策としてどうするかということで、省時期ですが、建設省の中も住宅局、都市局、計画局が協力して何とか大都市法のときには大臣も非常に熱心で首都圏サミットとかやった

にするにはどうするかなということでございました。時は答申では皆さんの声に押されて書いてみたものの、実効あるものこは大きい話だろうと思います。そこまでいくということで、その当

す。

大っていますが、それをもう一回きちんとしたということでございまかかの介入という観点から、どういう市場が政策の対象になるを分が重要じゃないかということで、市場のコントロールというんで配分が重要じゃないかということで、市場のコントロールというんでを入れようと考えていましたので、建設ではなくて供給・から私自身もいろいろと考えていましたので、建設ではなくて供給・

なかったと思います。 この点については審議会として議論して、そんなに否定的な議論は

話、公庫の話がありますけれど、全部お話しいただければ。依田(それから少し後ですが、住環境基準の話等を伺って、基本法の

と思います。わけですけれど、これについてその経緯も含めてお話しいただければ、次に、四期五計で新しい考え方として住環境水準を提案いただいた

第四期住宅建設五箇年計画~ 住環境水準~

いろあるけれどということでしたが、抜き出すだけなので本体は変わ的に動かさないでおく、しょっちゅう変えるのもどうか。問題はいろて再編成して住環境水準にしたわけですが、居住水準そのものは基本か設備とか住宅の環境という項目があったんですね。これを抜き出し伊藤 五十年答申を踏まえた三期五計では、居住水準の中に居住室と

のことだけれど、それをとらえてやるという格好にしたらカッコいいた、ほかのところにその欲求は移っていくは人間の常なので当たり前い考え方とか理論とかは余り興味がないといってはおかしいんでするのが、局長もそういう感覚に近いと思いますがあったと思うんでもにある。これが規模とか基本的な設備というところで大体充足するのが、局長もそういう感覚に近いと思いますがあったと思うんですね。けれど、何か新しいもの、その中にわかりいいことはおかしいんですのが、局長もそういう感覚に近いと思いますがあったと思うんですね。けれど、何か新しいもの、その中にわかりいいことはおかしいんですのことだけれど、それをとらえてやるという格好にしたらカッコいいです。

るのは当然だという信念なので、ちょっと反対はされました。と思うんですね。居住水準という中には当然に環境も入っている。入長は、適正な家賃負担という柱と居住水準という柱の発案者の一人だるはずだ。こういう話もありまして、まあいいかなと。ただし谷部会も提案して、国民が環境を買うという時代が来なければいけないし来れからはもっと環境を変える時代にしていろいろな提案をして、市場日本人は住宅の環境を変えたいけれど、なかなか変えられない。こ

ったようでございます。やら宅地部門に話をして了解をとってやる、そういうことで動きがあ活環境に限りましょうということで、これは都市局やら建築基準部門だということだったのですが、これも技術屋部隊の発想で、敷地と生市計画とか宅地行政のほうに関連が出てくるので、広めにすると大変中身はどうするかという話だったんですが、これは基準行政とか都

す。

基準みたいなものですが、そういうことで考えていこうということでとしてこういうものを確保したいという建設基準ですね。建設計画のの基準だから、どちらかというと最低といいましょうか、絶対的水準宅を建て替える際に居住水準的なことも入れて考えていく。そのとき宅を建て替える際に居住水準的なことも入れて考えていく。そのとき具体的には先ほどの転がしではありませんが、いろいろな改良事業

ので、これは別にするということで了解をとりました。書き込まれているようないろいろな項目とも違うのじゃないかという団地をつくるときの住宅単体の部分にも当てはまるような居住水準にそういうことにしますと、居住水準で個別のものにも当てはまるし、

していくことにしようということだったと思います。これからはそういう小規模な再開発とか、地区改良的なところで生かいう記憶はございません。したがって、とりあえず抜いて書き出した。中身はこれから詰めましょうということで、範囲を広げて書いたと

っていました。いので承知していませんが、芽を出しておけば後はどんどん育つと思進展していったのじゃないかと思いますが、そこはフォローしていなその後、環境はニーズとしてはふえているわけなので、大分中身も

住宅建設は景気対策の柱~公庫融資、住宅税制~

けれど、その点で何か印象に残るようなことはございますでしょうか。一方で政府全体として景気対策が大変求められた時代だと思うんです依田(おられた当時、一つは計画の策定ということもありましたが、

うとこれはいろいろな分析があると思いますが、その当時言われたの けれど、やっと使い勝手がよくなってきた。それが一点。 なったということで、借りる側も借りがいがあるといってはおかしい は、公庫融資の一つの融資の単位が百万といいましょうか、三けたに が一日でパンクするという事件がありました。 なぜそうなったかとい ですが、その前に五十年の第一回の受け付けで、年間を通じての戸数 心の構図ができ上がるのは、皆さんがそう言ったということもあるの まして、どんどん財投追加が行われる。 そういうふうに公庫融資が中 ますと言っても増加していないわけですから公庫融資という話になり にしてそれ以後は初めてだと思うんですね。 何か施策がないかと言わ てみんなに大きく取り上げられたと思うんですが、住宅不足時代は別 治家も含めて、やはり住宅建設が柱だと。これは住宅政策が国論とし るという時代で、そのときに新聞等のマスコミも含めて、あるいは政 策が打ち出される、内需拡大の時代。 内需拡大をして安定成長に乗せ とされて、以来経済対策閣僚会議が何回も開かれて、次々に経済拡大 今度は逆に福田首相がサミットでもてはやされまして、今度は世界経 れれば、建設省住宅局としては公庫融資しかない。公営住宅をつくり 済を日本で引っ張ってくれという話が出ました。 世界経済の機関車だ 先ほどのウサギ小屋ではありませんが、ウサギ小屋の直後に、

の土地を持っていてそこに住宅を建てる、あるいは親の住宅を建て直てるということが日常になってきたし、大都市の勤労者は、先祖からる時期に入ってくるわけですが、そういうことで借金をして住宅を建懸命やった時期がありまして、民間の住宅ローンはだんだん増えてくきた。その前に、昭和四十年代に民間の金融機関が住宅ローンを一生それとちょうど団塊の世代を中心とした持ち家需要の時期に入って

てきたということがありまして、始まった時期ですが。業のほうもお金を貸すことにはお手伝いをする。そういう時代になっションかという話になって、お金の手当てとしては借金しかない。企土地と一緒に買わなければならない。そうすると、郊外の戸建かマンすということにもいきませんし、みんな無産者が集まってくるわけで、

ったということがございます。 そういう時代になってしまがで貸しましょうといっぱいになって、それ以外にお金は財投金と、今度はもっと建てないか、もっと貸せないかという話でどんどんこれが膨らんでくる。 最終的には五・五日ないかという話でどんどんこれが膨らんでくる。 最終的には五・五日ないかという話でどんどんこれが膨らんでくる。 最終的には五・五日ないかという話でといってどんが思ったのではないでしょうか。 そうすったということがございます。 これは経済対策として公庫を使あっということがございます。

出来たとこういうふうに聞かされました。出来たとこういうふうに聞かされました。現来たとこういうふうに聞かされました。発表して、坪当たり千円の税額控除を三年間やる税額控除制度がありまして、三年間の時限法だった。これが三年間ごとに継続要求、ということでずっと来ていて、この年の昭和五十三年度税制改正のときにも、におおらかな時代の産物で、住宅政策上から出てきたというよりも、ことでずっと来ていて、この年の昭和五十三年度税制改正のときにも、記憶は定かではないけれど、従来の住宅取得控除をそのまま延長するにおおらかな時代の産物で、住宅政策上から出てきたというよりも、ということです。いわゆる住宅ローン減税の前身は住宅取得控除制度がありまむした。

となかなか延長できないという時代に入っていました。したがって三年また延長するといっても相当論議をして、苦労しないれを廃止して何とか一般財源にしたいということが前々からあって、きて、そのときに財源として非常に大きうございまして、大蔵省はこけれども、だんだんと住宅政策上税制も大事だという時代に入って

宅政策の減税の柱になってくるということですね。 ところがこのときに、小川税制一課長に呼ばれ、何とか知恵を出しところがこのときに、小川税制一課長に呼ばれ、何とか知恵を出しところがこのときに、小川税制一課長に呼ばれ、何とか知恵を出しところがこのときに、小川税制一課長に呼ばれ、何とか知恵を出し

要するに応援演説をしたいということだったようです。要するに応援演説をしたいということだったようです。といるで発言されていました。五カ年計画の閣議決定の前の各省協議のときになので室長、課長が呼ばれるわけですが、そうすると河本さんの前になので室長、課長が呼ばれるわけですが、そうすると河本さんの前になので室長、課長が呼ばれるわけですが、そうすると河本さんの前にがので全長、課長が呼ばれるわけですが、そうするとにあるとの委員会ができたのに、またここでひっくり返されては困ると思ったのですが、よるので全長に関連してもう一つ、その当時は河本さんが経済企画庁長

だと思っておられたかということかと思います。その後閣議決定した。ですから、いかに経済政策の中でも住宅は大事んが一人でしゃべっていました。いずれにしましても二回ほどやって、ももちろん来たのですが、全然何も言わない。ということで、河本さところが集まった関係閣僚の先生方は、法務省とか通産省、運輸省

住宅基本法の議論をめぐって~ 国民的コンセンサス~

で野党も法案を国会に提出してはどういうものがあったのでしょうで野党も法案を国会に提出した時期です。そういうことを踏まえま方で野党も法案を国会に提出した時期です。そういうことを踏まえまたで野党も法案を国会に提出した時期です。そういうことを踏まえまして、昭和五十年の審議会の答申に住宅基本法の早期制定が重ねて盛ります。昭和五十年の審議会の答申に住宅基本法の制定が盛り込まれております。に大きな柱として、住宅基本法のことについて聞きたいと思

たこともあったと思いますが、一般的にはイギリス型の住宅政策を頭くったこともありますし、学者、先生方が住宅政策について発言されいということは書いていないので私もわからないのですが、想像ですかということは書いていないので私もわからないのですが、想像ですかは、正直なところ知りません。五十年答申の解説書を見ても、単純伊藤 五十年答申の前の答申にどういうふうに具体的に議論があった

- ^。るという考え方をもとにした強い発言もあったんじゃないかと思いまるという考え方をもとにした強い発言もあったんじゃないかと思いまに置いて言っておられた。国民の基本的な権利として居住権を確立す

ではなかったか。これも想像ですけれど、そう思います。的に裏打ちされれば、それを法律に宣言してもいいことだということは国民の家賃負担の適正化という大命題でして、それがきちんと制度谷部会長はまず基本法ありきということではなくて、あの人の関心

党がこれに掛け合って建設省に何かしろと言っていただければそれは 国会に提出するという事態になり、無視できない状況になった。 り、学者、先生方が言ったり、多分新聞論調でも出ていると思います 明党のほうがこういう関係の法案を出されたリ、つくって発表された を明らかにするという内容のようですし、日本社会党は法案の名のと ムの目標として住宅居住環境、住居費の負担について、住生活の基準 い状況にあったと思います。公明党の中身を見ますと、政策プログラ また違ったんでしょうけれど、そっちのほうは余り発言する人もいな た時点で日本社会党と公明党がそれぞれ住宅保障法とか住宅基本法を 従って検討中と言わざるを得なかったと思いますね。五十年が終わっ 検討する必要があると思われると書かれた以降は、聞かれれば答申に 分足りるという答弁をずっとしてきたのですが、五十年答申で制定を るときにそういう議論もしたし、今の状況からすれば建設計画法で十 ればわかると思いますが、私の記憶では、要するに建設計画法をつく 答えるかという形で、それはむしろこちらのほうで記録をごらんにな ありました。ただ、具体的には国会で質問を受けたときに局長がどう が、そういうことに対応して何とかしなければならないということは 一方、住宅局の事務方はどう考えたかというと、それは社会党や公 自民

負担を確保するという堂々たる内容でございました。を営むに足る住宅を保障する、そういう目標のために適正な住居費のおりに、保障法案ですが、すべての国民に対して健康で文化的な生活

五十五年答申の審議では、要するにこういった背景から、特に総評五十五年答申の審議では、要するにこういった背景から、特に総評をで、実質後退だと思うのですが、丁寧にフォローしたということで、実質後退だと思うのですが、丁寧にフォローしたということで、実質後退だと思うのですが、丁寧にフォローしたということで、実質後退だと思うのですが、丁寧にフォローしたということで、実質後退だと思うのですが、丁寧にフォローが要るわけですな五十年答申よりも一歩前進の形をとらざるを得なくなって、「住宅は五十年答申よりも一歩前進の形をとらざるを得なくなって、「住宅は五十年答申よりも一歩前進の形をとらざるを得なくなって、「住宅は五十年答申よりも一歩前進の形をとらざるを得なくなって、「住宅は五十年答申よりも一歩前進の形をとらざるを得なくなって、「住宅は五十年答申よりも、祝詞法じゃないかと言われていたのですが、五章とは、要するにこういった背景から、特に総評でざいます。

いかと考えていました。いかと考えていました。という、今のような政治思想の差があるから当然、相いれないのではなですから、国民各層の幅広いコンセンサスは当然入れなければいけないは、事柄の性質上、片方の採決だけで通すという代物でもない。的な落差が大きい。これを政府案を出して合意を得ることはとても難的な落差が大きい。これを政府案を出して合意を得ることはとても難

ですが、当時建設計画法に対する批判が新聞でも書かれますし、審議各方面からいろいろ言われたことですけれど、その後調べてみたん

五カ年計画をつくったということを新聞等で言うときに、その数字し 耳にしたことは建設だけではなくて供給配分まで計画すべきだ。 もっときちんと決めるべきだという批判があったと思います。 ど、そこは評価されていない。しょせん閣議決定ではないか。 ですし、計画もそうだと思いますが、珍しい計画ですけれどね。 ると思います。建設計画という戸数計画にしては、建設計画法が予定 こういう批判になると思うのですが、実際計画文では相当書かれてい か出ないんですね。政策でいろいろ書いたところは余り出ないから、 しょうか、政策体系といいましょうか、そういうものがない。これは に担保をされていない。 規制制度等、ソフト部分の改善計画といいま 公益施設計画の裏打ちがない。公共団体、特に大都市圏の責任と協力 宅地供給の入らないような計画は実効がないではないか。 公共交通等 主義じゃないか。事業量とか住宅性能とか環境水準まで計画すべきだ。 会でも出ますし、いろいろな人から言われたことがあるのです。 していないところまでたくさん書かれているわけですね。 答申もそう 法律で 戸数 けれ よく

という文字が出ているし、適正負担とかという文字も躍っているわけえていると言ったかもわからない。けれども、文面を見る限りは保障は二十五条第二項の範囲で国が努力すればいい範囲だということで考民党の考え方とは相当な差がある。その根拠はやはり憲法との関係を議論はないか。本当のところは、社会党の本部に乗り込んで、あるいは社民党の考え方とは相当な差がある。その根拠はやはり憲法との関連でいるですが、公明党や社会党が出した案と我々の考え方、あるいは自私としては、一番の問題は先ほどの国民的コンセンサスにつながる

と思っておりました。であれば当然膨大な組織が要るしお金が要るし、どうして難しい話だその関係が問われますし、それから具体的な請求権を持った保証制度拠を置いた問題で、生活保護法の保障制度とぶつかる話ですし、当然うかわかりませんが、素直に読んで向こうのほうは二十五条一項に根ですから、なかなかそうはとれない。一方的に私がそう考えたのかど

八八八と笑われて内容は聞いてもらえない」そんなことでした。 中年、件名を登録したけれど提出はしていなかったわけですよ。ただいない。何でもあげておけです。局長のところに来てから「あげますいない。何でもあげておけです。局長のところに来てから「あげますが、「あげておけ」というようなことです。だから、多分企画官があけたのだと思います。それは各党がずっと出しているからということで出さざるを得ないという高度の政治判断をしたんだと思います。北間当真面目に、この人は五十五年答申の審議をしたとき、「伊藤さん、自さんが企画官をしていたのですが、この人も亡くなっていますが、日間当真面目に、この人は五十五年答申の審議をしたとき、「伊藤さん、日出真面目に、この人は五十五年答申の審議をしたとき、「伊藤さん、日出真面目に、この人は五十五年答申の審議をしたとき、「伊藤さん、日出真面目に、この人は五十五年答申の審議をしたとき、「伊藤さん、日出真面目に、この人は五十五年答申の審議をしたとき、「伊藤さん、日出真面目に、この人は五十五年答申の審議をしたとき、「伊藤さん、日出真面目に、この人は五十五年答申の審議をしたとき、「伊藤さん、日にがよっていないと思っていました。

を提出しなければならないかどうかということはまだ余塵がくすぶっりと思ったのですけれど、応能家賃が成立していない状況でも基本法五年答申以後は応能家賃は引き続き検討ということで、これはお蔵入五十五年答申でも引き続き検討ということになるわけですが、五十

残っていたということかと思います。り得るかなとは思っていました。いずれにしても、問題が相当大きく何年後までに提出するとか時限的なものにするか、そういうことはあているので、ここで本当に決着をつけて基本法をつくるか、あるいは

ければと思います。ういう点について、何かお話しいただける点があればお聞かせいただ宅基本法制を提出するような状況にもなってきているわけですが、そに社会資本整備審議会から答申をいただきまして、次期通常国会に住依田 基本法につきましては、この時点から大分たって、ことし九月

ます。 こいると思うので、最大の障害はなくなっているんじゃないかと思います。 議論の共通の場といいましょうかそういう場ができ上がってきが一番心配した点は大きく変わって似通ってきたんじゃないかと思い 話は聞きましたし、政党間の政策の理念といいましょうか、先ほど私 りませんけれど、要するに公明・社会で共通の法案をつくったという 伊藤 数年前ですか、その当時は社会党だったか民主党だったかわか

ゃないかとは思います。 際、国民の福祉ということを考えて基本法を持ち出すこともいいんじと思います。そういう意味では世の中が落ちついていますので、このンプを脱して成長が回復するにしても、昔みたいなことはあり得ないおさまって、経済も低成長期に入ってきますし、これから長年のスラー番問題だった、どうにもならなかった大都市地域も人口の流入が

体がどういうタッグを組むかということで、往時の神奈川県とか横浜いましょうか、大都市地域の住宅政策を進めるに当たって国と公共団ーその中で一つ気がかりなのは、大都市法上の地域住宅供給計画とい

す。

立とかと思いますが、そういうところが大事なところだと思っていまあると思いますが、今の地方制度を前提にした上で大都市圏の地域をあると思いますが、今の地方制度を前提にした上で大都市圏の地域をあると思いますが、今の地方制度を前提にした上で大都市圏の地域整めがが一番大事で、そのときに住宅供給という柱がどういうことで組みかが一番大事で、そのときに住宅供給という柱がどういっことで組みかが一番大事で、そのときに住宅供給という柱がどういっことで組みがあると思うので、東京都も、これは地方制度とも関連するので、東京大ると思うので、東京都も、これは地方制度とも関連するので、東京大市みたいなことはないと思いますし、美濃部さんの時代とは違っていまない。

依田 ありがとうございました。

昭和五十七年度公庫制度改革

この間の経緯についてお話を伺えればと思います。が大変厳しい状況の中から、当時特別損失金制度が新設されたわけで、題化する中での公庫制度改革だったと思いますけれど、利子補給制度と思います。民間住宅課長時代のお話で、公庫利子補給金の累増が問わけで、特にその中でも昭和五十七年度に大きな改革が行われている依田 三つ目の柱でございますが、公庫制度について当時いただいた

セントで公庫融資は五・五パーセントと決まっていまして、その一パた。というのは、根本的には昔の金融公庫の制度は財投が六・五パー労するのは得意ではなかったのですが、無理やりに苦労させられましれなんですね。どちらかというと頭で苦労するほうが得意で、足で苦伊藤(住宅局で仕事をした中で、頭よりも足と時間で苦労したのはこ

埋めるとなると、その年はともかくとして翌年翌年と重なっていきま のほうがまた苦労する、こういう話になりました。 でちゃんと見てくれる保障のもとに出してほしいと思うのですが、そ を一生懸命消化すると、利子補給がまたふえる。それなら利子補給ま える、財投もふえるということですから。景気対策でふやされた戸数 すから。しかもその上に景気対策で融資の増加が行われる、戸数もふ かも、それを出資金で埋めるのも大変だと思うんですが、利子補給で との差は一パーセントだったのがものすごく大きくなるんですね。し ントの利ざやが予定されなくて、当時は財投がハパーセント、九パー 金利の自由化でどんどん動くようになりまして、そうすると一パーセ かるのですが、利子補給はその年その年。昭和四十七年以降、 やる手ですけれど、その場しのぎなんですね。出資金だと将来とも助 で大蔵省のほうの都合で利子補給に変えたわけですね。よく大蔵省が このところをふやすときは勝手にふやされまして、利子補給はこっち セント近くになったこともありますが、そうすると五・五パーセント ・セントの利ざやは出資金で埋めていく方式でしたが、それが財政難 財投が

を下げて回らなければいけない。何しろお金の世の中なものですから、を下げて回らなければいけない。民住課長は住宅局の中はともかく、建設省中に頭を利を上げれば一発でなくなる話ですから上げろ上げろと。建設省の題と書きました。財政当局も身から出たさびとは言いながら、毎年の題と書きました。財政当局も身から出たさびとは言いながら、毎年の題と書きました。財政当局も身から出たさびとは言いながら、毎年の第二臨調で、土光臨調の二番目のときですが、公団や公営はいろい第二臨調で、土光臨調の二番目のときですが、公団や公営はいろい

が言われた時代でした。 続いているという話で、何かといえば、公庫の利子補給だということ建設省からお金をとってしまうと何もないので、お金の恨みがずっと

も何も言われない時代ですから。 をの中で、時の土光臨調は相当な発言力があって、言われればたち をの中で、時の土光臨調は相当な発言力があって、言われればたち

ころだけれど、大きな働きで動くかということがあったんですが、ここは豊蔵局長の一番得意なともれで臨調委員の先生のところにも押しかける。住宅局としてどう

言ったように足で苦労したというのはこのことです。 パーセントはどうしても要るという話で回りました。だから、先ほどたんですが、実力者の委員の先生のところを走り回りまして、五・五員は言うに及ばず、臨調の土光さんのところにはさすがに行かなかっ五・五パーセントを守ったわけです。局長に私がお供をして与野党議

う話で住宅局に来まして、ここは大蔵と公庫と住宅局の考えの合作でで今後は一切やりませんと言って、その翌日に何とかならないかといた。制度も何もないか、こういうことでどんどん損失金が隠れ予算みた。制度も何もないときですね。予算措置でやったのですが、国会でらないので、これは大蔵がやったのですが、損失金という形で計上しい和五十六年度の予算では、とてもではないけれど補給金がおさま

すが、特別損失金制度をつくってやることにしました。

規模別金利と所得選別。 所得選別は一番大蔵とやり合ったところです りやっていまして、膨大なものを要求していたのですが、段階金利と ました。公庫法融資の大宗はできるだけ安泰でいこうということで、 という話になりまして、あのときはとりあえず改良資金の金利は上げ そういう話にして要求しました。 くいくわけですから、業界もこれでおさまるということですけれど、 特委で段階、規模、所得選別を決めてもらう。自民党内はこれでうま きの自民の住特委の委員長の渡辺先生は話せばわかる非常に円満な方 また朝だな、飯食いに行くか」と。三晩目ぐらいにやっと話がつきま ところへ行って、最後は三晩ぐらい徹夜をして、毎日明け方、「 ああ が、そういうことで大蔵と毎日毎日議論して、課長と専門官が主査の 知恵を出すということで何かないか。 予算要求は相変わらず例年どお たんですね。それを行革の一括法案の中に入れたという細工までやり って対処できればそれを守ってやってもいいけれど、人身御供がいる げたい。 五・五パーセントの根幹を守るのは何とか知恵を出してもら て、大蔵は臨調で財投改革を言われているわけなので、融資利率を上 やはり根本的に何とかしなければならないじゃないかという話があっ 実力者、建設大臣もやられましたし。それでお願いをして、自民の住 で、しかも長いこと住宅をやっているということで、自民党の中でも して、原案を作成しました。ここは体力の要ったところです。そのと ところが特別損失金制度は実質的に補給金を減らすことにならない。

まで行って決着という話になったんですね。もちろん特別損失金制度対(ワンパッケージ)ですという話で頑張りまして、最後は三役折衝これから先は豊蔵局長が得意になってしゃべってくれますが、全部

とも対ですけれど。

長が走り回り円満に予算でも決まったということです。 最終的には局君が大あわてでどぎまぎしていたと言われる場面です。 最終的には局たら怒られましてね。 会計に行ってもわからないし、豊蔵局長が伊藤ようど私はどこかでマージャンか何かやっていて「さあ.....」と言ったらいいかわからないというときに、突然三役折衝ものだとい建設省は三役折衝まで行った予算要求はないんですね。どういう手

公社家賃制度の変更

無理やり入れたんですね。 無理やり入れたんですね。 無理やり入れたんですね。 無理やり入れたのですが、公団並みに変更できるようにしようということでいるからどさくさに紛れて入れましょうと言って、局長は段階金利等で、私は何でもかんでも一緒に入れたら、国会の審議時間は決まってとで、これを入れるか入れないかというので局長と意見が対立しまし申で出ていたのですが、公団並みに変更できるようにしようというこ申 公庫の改正で、そのときに公社家賃制度が先ほどの家賃制度答

林省出身の人で、戦後の農地改革をやって土地バブルの根源を自分はいうのはそういうものじゃないと言って説明したけれど、参事官が農話にしてあったのですが、地代相当額の算入はまかりならん。家賃とまかりならんと。というのは、地代相当額を再評価して入れるというところが、法制局のほうが原案に対して公団並みの家賃変更制度は

って宿題を果たしたのですが。
って宿題を果たしたのですが。
って宿題を果たしたのですが。
これは便宜的にやったんであいまでである。それじゃあというので、これは便宜的にやったんでのほうは法案をつくるのに時間制限があって間に合わない。東京都がのほうは法案をつくるのに時間制限があって間に合わない。東京都がつくった、だからそういう過ちは一切したくない、土地を家賃に入れてくった、だからそういう過ちは一切したくない、土地を家賃に入れ

ごとに話をされているようです。 後日談ですけれども、豊蔵局長は、国会審議で一番苦労されたと思 後日談ですけれども、豊蔵局長は、国会審議で一番苦労されたと思 後日談ですけれども、豊蔵局長は、国会審議で一番苦労されたと思 後日談ですけれども、豊蔵局長は、国会審議で一番苦労されたと思 後日談ですけれども、豊蔵局長は、国会審議で一番苦労されたと思

住宅政策に携わる者に向けて

依田 大変印象深いお話を含めてお聞かせいただいて、ありがとうご

ざいました。

のできらのにして、ころもので、まつこれで、カーニーでは、伊藤(住宅局を離れてもう二十年以上になるのかな。大分時もたったけて、最後に心構えみたいなことをお話しいただければありがたいとも含めてということですが、これから住宅政策に従事する担当者に向住宅行政にかかわっていただいたわけですけれど、局長、審議官時代(伊藤様には住宅局で管理職として十年おられて、非常に長い期間、

だったので一生懸命考えて書いたものがございます。 大分時もたったので一生懸命考えて書いたものがございます。 は宅局を離れてもう二十年以上になるのかな。大分時もたったので変わっていますし、私もその後、ずっと住宅らしいところにはおので変わっていますし、私もその後、ずっと住宅らしいところにはおので変わっていますし、私もその後、ずっと住宅らしいところにはおけますが、一々細かいところまで見ていないので、住宅局がどうなっので変わっていますし、私もその後、ずっと住宅らしいところにはおけます。 住宅局を離れてもう二十年以上になるのかな。大分時もたった

は期待していませんでした。とで計画畑にずっといたものですから、住宅局に来るというのは本当すが、それも長期経済計画でありますとか国土総合開発計画というこ名ばかり歩いていまして、経済企画庁にも五~六年は行っているので宅局に来るまでは、どちらかというと国土計画的な建設省らしいとこ名がであ答えをしたいと思うのですが、私自身は昭和五十一年に住

なってからはどうかわかりません。時代が変わっていますので変わっ験をしました。その中の一番の経験は、建設省の中で、国土交通省に実際に入ってみたら、そこは予想どおりでありましていろいろな経

りました。 ばかりで、道路局なんかと比べるとえらいところに来たなと思っておが来たり都議会議員の先生が大量に住民を連れてきたりそういうことくれなくて、社会党と共産党ばかり相手にしてくれる。公団の自治協といいましょうか、マイナーになりがちで、自民党も余り相手にしてたと思いますが、あの当時はどうしても局間の力関係では非常に弱い

何点か申し上げたいと思います。 「は、大分前に山本局長が住をどういうふうに位置づけるかということで、大分前に山本局長が住をどういうふうに位置づけるかということで、大分前に山本局長が住をどういうふうに位置づけるかということで、大分前に山本局長が住をどういうふうに位置づけるかということで、大分前に山本局長が住をどういったらに位置づけるかということで、大分前に山本局長が住をとががって、住宅行政あるいは今の国土行政の中で住宅というもの

民が、あるいは国会の選挙を通じて住宅に対してどう考えるかというなか直らない部分だと思うので、社会的な意見統合といいますか、国業対策はもっと安い金利がある。無利子みたいなもの。普通のものものものもでもとっと安い金利がある。無利子みたいなもの。普通のものものものう意味からあの当時五・五パーセントの議論をするときも、農る、そういう国家政策の考え方が延々とあるんですね。したがって、最近は少しは違うんですが、我が国は産業振興といいましょうか、最近は少しは違うんですが、

すけれど、住宅政策の一番難しいところだと思います。ところが根本だという気がするので、非常に時間がかかるとは思いま

どちらかというと公明党が生活者の立場に立ってということが昔から 宅としてのまとまりということが必要じゃないか。そのときに、住宅 住宅という形で、えも言われぬ境界がありまして、仕事のやり方その 住宅局の内部の体制がそれにうまくフィットしているかなという気が になれば一番理想的だと思うんです。そういうことを考えたときに、 すが、政党に対してもある程度引きずるような、行政がリードする形 ンサスを得ながら政策を立案し遂行していくということだと思うので いると思いますが、まずは政治的には非常に難しい分野だと思います。 事をする中でだんだんと考え方が変わってきて、住宅の重要性を認め なっても同じだと思うんですね。しかし、かといって社会主義や共産 う中で住宅に関心を持ってもらう政治家がふえればいいなと思います。 ですから、これに政治家が群がるのは当たり前のことなので、そうい 他それぞれの分野ごとに違うということで、それではいけないので住 します。今は大分違うんですが、昔は事務・技術の中でも道路、河川、 自民党からはきつい質問がないという。 だから、少しは変わってきて は、新聞で大きく取上げられるが、贈収賄事件でも起こらない限りは てくるような雰囲気じゃないかと思いますし、昔は住宅に対する質問 とは思うんです。そういうことで自民党の先生方も公明党と一緒に仕 主義とは少しまた違う考え方でしょうから、歩み寄れる位置にはある あって、私のころは野党でしたが、小うるさいんです。これは与党に 目の前のことにつながる話ですし、産業振興上堂々と要求できること もう一つは、行政サイドの問題ですが住宅について国民的なコンセ 公共事業は、道路の話にしても河川の話にしても、もう自分たちの

それが一点。
それが一点。
と思いますが、私自身も事務の出身ですし、事務屋の仕事として事務と思いますが、私自身も事務の出身ですし、事務屋の仕事としておかかわることがもしれませんが、どういう考え方でこういう政策決定がかわることかもしれませんが、どういう考え方でこういう政策決定をし、実際にそれが実施面でどうだったかということをきちっと、そかかわることかもしれませんが、どういう考え方でこういう政策決定と思いますが、私自身も事務の出身ですし、事務屋の仕事として事務と思いますが、私自身も事務の出身ですし、事務屋の仕事として事務局をまとまりにするのに建築屋が中心になるという考え方もあり得る

うことが一つあります。 思う。そういう意味で、もっと流動化が図られるべきじゃないかといないという話にはならないと思うので、行政的な感覚のほうが多いとストじゃないかな。そのかわり、基準法は建築屋がやらなければならは、まのは宅政策課長さんも大変結構ですけれど、各省も含めて、が、が、というによってはもう少し技術と事務が流動化すべきじゃないか。厚くれと、接着剤としての事務屋ということで重要だと思いますが、

すか情報化時代になってますます大きくなってきているわけなので、の部分まであると思うんですが、マスコミの活動がIT社会といいま稚と言ってはぐあいが悪いけれど、非常に幼稚な部分から相当な高度政治に動かされるわけです。特に最近はマスコミの動きが、一口に幼これは嫌というほど味わされたのですが、行政活動はマスコミとか

けれど。時代もそういうことを要求していますし。けれど。時代もそういうことを要求していますして、国民は実態を見ないで評価をしてしまう。行政サイドとすれば、で、国民は実態を見ないで評価をしてしまう。行政サイドとすれば、ことが具体的に言えるかは難しいと思うのですが、一つの政策を決定ことが具体的に言えるかは難しいと思うのですが、一つの政策を決定す。どちらかというとマスコミが政治家を動かして、マスコミと政治す。どちらかということでスコミが政治家を動かして、マスコミと政治が過過体もマスコミをどう利用するかという時代になっているわけで

ではないかと思います。
とではないかと思うので、この辺の関係をどうつくっていくかが重要的決定をしたかというプロセスが節目節目で世の中に明らかになって、り決定をしたかというプロセスが節目節目で世の中に明らかになって、あるいじゃないか。専門プロ集団ができ上がるような人事とか組織が要め要ではないか。専門プロ集団ができ上がるような人事とか組織が要いではないかと思うので、この辺の関係をどうつくっていくかが重要とではないかと思うので、この辺の関係をどうつくっていくかが重要とではないかと思います。

のですが、党の税調が強いものですから、政府の税調は大蔵省としていに、昔からほかの審議会が余りやらないときから税調はそうだったけれども、審議会のあり方も含めて、審議会も税調の石会長さんみた普通は広報が大事だとか、そういう形で昔から努力はされています

かはいい知恵がないんですが、そういうことが重要ですね。 てくるようなぐあいにするのが手の一つではないかとは思うんですが、そういう人が来るのはなかなか難しいと思うし、どういう手段があるためには委員長とか会長に相当大物を置いて、マスコミが嫌でもつい議会で発表しても質問が返ってくるかという問題があるけれど、その役人がつくると思うけれど、毎回ちゃんと発表するんですね。住宅審に重視していて、小委員長報告とか会長報告の原稿はみんな大蔵省のも絶対立てたいわけですね。したがって、世の中に対する広報を非常

学者が主として言っていたのですが、税金のほうに話がいきまして、 っていることに費用をかけるようにしないと対策にならない。これは すが、それはご案内のとおり、今となってみれば金融緩和をして、日 な保有税が安過ぎるから土地を簡単に買う。 としてマスコミが言っていたんですね。それと固定資産税というよう え特例問題がありまして、これが地価の高騰に火をつけた。これは主 すのは何事だという話で問題になりましたが、その前に住宅の買い替 る経済金融破綻の根源は住専が悪いからだと。それに国民の税金を出 後日の問題と比べれば物すごく少ない金額の問題を、要するにあらゆ けです。当初、例えば住専問題もあのころはたった四千億円かなんか、 たということから始まっているわけで、すべての原因がそこにあるわ 銀が間違ったか大蔵省が間違ったか知りませんが、異常な状況になっ ミも言いますし、国会でもやられるし。そのときに地価高騰、 のかと。家賃が高い、住宅価格が高過ぎる、だれが買うんだとマスコ る昭和の終わりから平成元年ごろに起こった例のバブル時期の問題で のように、バブルと地価で住宅価格が高く上がってしまってどうする そういうふうに思いますのも、一つは住宅局に再び来たときに毎日 時価評価をして土地を持 いわゆ

いと言う人はいない。なかなかそうはならないですけれど。うので土地基本法が先にできてしまった。さすがに住宅は商品ではなり玉に上がる。一方土地のほうは、土地に対する国民の意識が間違っ土地・住宅の買い替え特例がバブルの元凶だという話で、住宅局がや

っとしたことをやっておかないとなかなか.....バブルのような問題の い出しますからね。役所の中でもみんなが言い出して、お前のところ 建設省の中、今で言いますと国土交通省の中でもみんなが同じこと言 ら政治家から同じように買い替え特例が悪い犯人だと言われますと、 時代はそうはいかないと思いますが、大事だと思います。マスコミか 割議論がないがしろにされたわけですが、そのときに思いましたのは、 のときに住宅政策が矢面に立たされた。住宅政策上の本来の税制の役 に土地の価格が決まってくるという話で、土地利用計画をしっかりし が土地利用が詳細に決められていない。どんな土地でも高度の利用が と、金融にも問題があるということがわかりますし、日本の都市計画 税制にあるということで議論が走った。 最終的にどうなったかという 論はどこかにいってしまって、要するに土地問題、住宅問題の元凶は 対処するか、国民の住宅居住水準を上げるためにどうするかという議 をした経験があるんです。 のあれが悪いから悪いという話になってしまうので、大変悲しい思い マスコミとか政治家に対する関係の持ち方といいますか、日ごろきち 十年、十五年たちますとやはり全部出そろいますけれど、ともかくそ なければいけないという話。保有税の改正も行われるしというので、 できる。極端に言えば田舎の土地でも丸ビルが建つような発想のもと ですから、そういう状況の中で本来住宅政策としてどういうふうに したがって、こういう問題は重要かなと思

います。

ておこうと思ったということでございます。と思いますが、五十年史をつくった時点ではそういうことを書き残しその後、大分世の中が変わってきたので改善されたものが相当ある

依田 ありがとうございました。

今日は本当に長時間にわたり、どうもありがとうございました。ご助言なり、知恵をかしていただければありがたいと思っております。として生かされていくのかということについて、一つの試みだと思っとして生かされていくのかということについて、一つの試みだと思っまさにその時々の判断なり示した方向性がその後どういうふうに蓄積まさにその時々の判断なり示した方向性がその後どういうふうに蓄積ある上で生かされていくのかということについて、一つの試みだと思っとして生かされていきたいということについて、一つの試みだと思っかる上で生かしていきたいということについて、一つの試みだと思っかる上で生かしていきたいということについて、一つの試みだと思っております。

(終わり)

住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

井上 義光

(元首都圏整備委員会事務局長)

*

[2005年(平成 17年)12月 15日 14:00~16:00]

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 住宅局住宅資金管理官 合田純一

井上義光(いのうえ・よしみつ)

大正8年9月19日生

| 昭和20年 | 戦災復興院 土地局 地政課 |
|-------|----------------------|
| 昭和21年 | 戦災復興院 総裁官房 庶務課 |
| 昭和22年 | 戦災復興院 総裁官房 |
| | 戦災復興院 総裁官房 人事課 |
| 昭和23年 | 建設省 建築局 住宅企画課 |
| 昭和24年 | 建設省 住宅局 住宅企画課 |
| 昭和25年 | 建設省 住宅局 住宅企画課長補佐 |
| | 住宅金融公庫 業務部 企画課長 |
| 昭和27年 | 北海道開発庁 北海道開発局 官房人事課長 |
| 昭和30年 | 建設省 監察官 |
| 昭和31年 | 建設省 住宅局 住宅計画課長 |
| 昭和33年 | 建設省 関東地方建設局 総務部長 |
| 昭和34年 | 建設省 河川局 水政課長 |
| 昭和37年 | 水資源開発公団総務部長 |
| 昭和38年 | 建設省 都市局 参事官 |
| 昭和39年 | 建設省 計画局 宅地部長 |
| 昭和44年 | 首都圈整備委員会 事務局長 |
| 昭和45年 | 辞職 |
| | |

住宅金融公庫の創成期

時の関係者の方々の中では、井上さんが一番年上になります。めてインタビューをして本にまとめようと考えています。公庫発足合田(今回は、住宅関係のOBの方に、それぞれ大きくテーマを決

馬総務部長、南部業務部長、みんな亡くなられました。井上(そうですね。住宅金融公庫創設時の鈴木総裁、師岡理事、美

な意味で公庫の骨格が出来た時代だと思うんですね。問題であって、公庫五十五年で振り返ってみると、創成期こそ色々したり、補給金も大変だった時代があるのですが、それはその時のいう感じがします。公庫の歴史の中で、融資メニューや戸数を増や合田(私も公庫を担当しますと、公庫は創成期が一番大変だったと

に供給されました。

に供給されました。

の際には、大蔵省と折衝した結果、長期資いのはのででで、福井地震の際には、大蔵省と折衝した結果、長期資いませんでした。銀行は不動産担保金融は手間がかかるのでや企画課に配属されました。当初は住宅金融公庫を作ろうという考えが出土、私は昭和二十三年に前田光嘉住宅企画課長の補佐として住宅

合田 福井地震は昭和二十三年ですね。

ましたが、これは日本の産業復興のためであって、まず石炭増産等井上(はい。当時は戦後復興のために復興金融公庫というのもあり

のための融資を行っていたんですね。

今の日本政策投資銀行ですね。

鋼など、基幹産業の復興に必要な産業資金を供給するための機関で井上(そうですね。石炭、農業増産のための肥料生産、造船及び鉄

蔵省もまあよかろうということになりました。う大問題ですから、住宅対策は産業復興にも役立つとの考え方で大回すよう要求しようと言って折衝した結果、住宅問題はあの頃はも言っていましたが、前田課長が、復興金融公庫の資金は使えないとした。だから大蔵省は、住宅には復興金融公庫の資金は使えないと

ね。 合田 住宅に資金を回そうという感じの雰囲気ではあったんです

至りませんでした。 至りませんでした。 を住宅に貸すのは賛成できない。」とおっしゃいまして、実現にはあって、一般国民の住宅のために使うのは法律上問題がある、だかあって、一般国民の住宅のために使うのは法律上問題がある、だか題は分かるが、復興金融公庫はまさに産業復興のための金融機関で回すことについて、大蔵省の了解を得られたのですが、当時、復興中上、そうです。復興金融公庫の資金から、約三十億円を住宅資金に

した。う前田課長が着想されまして、省をあげて大蔵省主計局と折衝しまう前田課長が着想されまして、省をあげて大蔵省主計局と折衝しま要望も強いことに鑑み、住宅専門の特別の金融公庫をつくろうといしかし、住宅金融の必要性については各方面の理解も深く一般の

年延期になりました。の公庫設立に大蔵省も同意したのですが、GHQの意向もあって一の公庫設立に大蔵省も同意したのですが、GHQの意向もあって一昭和二十四年度予算の折衝段階では、二十五億円全額政府出資で

発足しないで一年待った方が将来有利である。初めから五十億円でるのに何年もかかる。二十五億円しかないなら、そんなにあわてて年度何パーセント増しとしていった場合、元が小さいと百億円にな建設省師岡建築局次長は、「二十五億円で発足すると、資金を前

言うので、一年待った面もあるんです。では三十億円にしかならない。元本が増えてから発足しよう。」と発足すれば、二割増しでも六十億円になる。二十五億円は二割増し

当時、土地は十分にありました。戦争で焼け野原ですからね。

合田問題は建物ですね。

的容易でありましたが、建築費が出ない状況でした。「一般の国民は土地の入手は比較ですが、これが手に入らないんです。普通の人で給料が一万円位、しようとすると三十~四十万円かかり、五~六万円の頭金が要るんしようとすると三十~四十万円かかり、五~六万円の頭金が要るんでは、木材が入手困難なことなどもあって高く、当時の標準価格が井上 土地は単価も安かったので入手しやすかったのですが、建設

五十億円となりました。 大蔵省もそのあたりの理解はあり、昭和二十五年度当初予算では

合田(公庫の発足と大体同時でしょうか。) おり から から の頃に住宅対策懇談会が設置・開催されたのですか。

で開催しました。ら委員の方々に、建設大臣室にお集まり願って、師岡次長が座長役経連)、鈴木敬一さん(後の初代公庫総裁)、日銀理事、勧銀頭取井上 発足前です。石川一郎さん(経団連会長)、大塚万丈さん(日井

賛成意見を得ました。約三百万戸が戦災で焼けた上、復員者が増えみたいなものでした。公庫設立について、石川さんはじめ各方面の井上 師岡次長と前田課長がほとんど説明されました。私は記録係合田 大臣室で局次長主催ですか。今では考えられないですね。

から、百五十億円に増えても人員は同じとのことでした。自分で貸すわけではなくて、みんな銀行に委託して業務を行うのだれました。その後建設省の幹部がGHQ等にお願いしたのでしょうれました。その後建設省の幹部がGHQ等にお願いしたのでしょう問に合わない状況です。大蔵省も住宅が必要だということは賛同はで住宅は四百二十万戸の不足であり、十万戸や二十万戸つくってもて住宅は四百二十万戸の不足であり、十万戸や二十万戸つくっても

合田 百五十人で業務は回ったのですか。

各支所七,八人でした。井上の初年度は何とか百五十人で間に合わせました。各課五、六人、

足だけでなく、質の向上を考えた訳です。 ラックでは困りますし、担保価値の問題もありますからね。数の充いたくなものを求めた訳ではありません。ただすぐ壊れるようなバか筋交いを入れるとかたくさん基準をつくりましたが、そんなにぜ康融資に係る建築基準をつくりました。コンクリート基礎にすると設けて、建設省住宅局の建築職の方々が、最低規模や仕様などの公設けで、建設省住宅局の建築職の方々が、最低規模や仕様などの公会にして思えば、公庫は、設立当初から融資を通じて住宅の質の

県に委託していました。 井上 そうですね。受付貸付は金融機関、設計・工事審査は都道府合田 設計審査などは当初から県に委託していたのですか。

井上 大蔵省の意見を聞いて、金融機関は銀行のほか、信用金庫や合田 金融機関には業務委託を問題なくお願いできたのですか。

蔵省が説明して了解を得ました。 金を取り扱わせるのはどうか。」と言っていました。これらは、大とか、「信用組合とは何だ。いわゆる"Bank"でないところに公的資当たった人から先に借りる、そういう賭博みたいなものはだめだ。」が、「無尽会社等については、組合員がお金を積み立てて、抽選に信用組合、無尽会社 (のちの相互銀行) としました。しかしGHQ

ことになりました。

ことになりました。

いりました。

いりました。

いりました。

と大蔵省からGHQに直接説明してもらいました。

の取扱いが認められないと業務運営上困るということもあり、「無の取扱いが認められないと業務運営上困るということもあり、「無の取扱いが認められないと業務運営上困るということもあり、「無の投資が外は、産業への融資がメインで、融資額が少額で手間のかかまけ、大手銀行は、従来から不動産金融を取り扱っていた勧業

7上 法案や予算等、何でも相談に行きました。

住宅金融公庫法の制定と第一回受付

済が大きい訳です。支払額の約半分は利息を払っているんですから井上 根本は前田課長の考えでした。ローンというのは金利分の返他の政府系金融機関は法律に金利はほとんど書いていませんが、な合田 公庫法で貸付金利率を五・五パーセントと法定しましたね。

えたからです。 枠が限られているので、自己資金に余裕のある方はご遠慮願うと考ね。また融資額を法定したのは、低く固定するためでした。貸付の

すか。 合田 五・五パーセントは、その当時は一番低い金利という感じで

井上 当時の国債金利だったと記憶しています。民間の金利はもっ

と高かったですね

に対して法律にちゃんと書こうという意志があったのですか。 に対して法律にすが、住宅公庫はみんな法律に書いているために、ほとんど何も書いていない。つまり業務方法書のレベルで割と簡単ほとんど何も書いていない。つまり業務方法書のレベルで割と簡単はとんど何も書いていない。つまり業務方法書のレベルで割と簡単はとんど何も書いていない。つまり業務方法書のレベルで割と簡単に対しているので、ほかの政府関係金融機関は法律に合出、住宅公庫は法律にいろいろなことをたくさん書いているんで

との前田課長の強い方針によるものでした。金利は、財政当局によって、簡単に引き上げられないようにしたい井上(限られた公的資金を、できるだけ有効に活用するためです。

いますね。合田「あと、公庫法の第一条で「健康で文化的な生活を」と書いて

憲法にも書いてあるでしょう。言葉じゃないかと、いいことは書けばいいんだとおっしゃいました。なんてことを言わない方で、「健康にして文化的」というのもいい私はちょっと照れくさい感じがしましたが、前田課長は照れくさい井上 それも前田課長が「第一条に書くように」とおっしゃった。

合田 憲法の生存権のところにあります。公庫法第一条には歴史を

ったと聞いていますが、それは相当大変でしたか。感じますね。公庫が発足して一回目の受付までの期間がとても短か

貸付手続の説明書の準備等で忙しかったです。たが、発足後は都道府県、金融機関との打合せ、申込み用紙の印刷、井上(公庫の発足のための人事、事務所は別準備室でやっておりまし

合田 最初の受付は抽選したのですか。

という意見もあったんです。

合田(チェックしようがないということですね。

ことになりました。困っている人から優先順位をつけるとしたら、ありましたが、一番公平な方法は抽選であり、審査はだめだというね。そもそも住宅を要らない人が借りに来る訳がないから、これは井上(何十万人の中から何万人を選ぶのは不可能で、必ず情実が入

一人一人の事情を調べると切りがない。

最初は倍率は相当高かったですか。

賃貸業者の三つでしたね

合田(特約火災保険もやられたのですか。の三人が大変よく仕事をやってくれました。)あの頃の公庫の業務部企画課は田代さん、鈴野さん、日比野さん

保ジャパン)が幹事になりました。二年目からは東京海上に替わり、公的業務に熱心な安田(現在の損きい東京海上を幹事会社とし、十五社の加盟でスタートしました。保険については管理課が担当していました。当時から一番規模が大井上 県や金融機関との契約関係は企画課が担当していましたが、

合田 当初から申込書を有料にしたのですか。

れてしまうと無駄になるので有料にしました。井上(前田課長の着想でした。無料でわしづかみにして持っていか

ともに優れた方でした。 前田課長はそういう立案能力も、大蔵省や経済界との折衝能力と

公庫本店所在地

合田
公庫の本店は最初はどこに設置されたのですか。

井上 日本橋久松町で明治座の近くにありました。

和二十八年ですね。当時の融資対象は自ら居住する者と住宅組合と合田(なかったですね、産業労働者住宅資金融通法ができたのは昭ました。あの頃は社宅融資制度はなかったんですが。(三月頃に、たまたま交通公社の方が社宅融資について相談に見え

松町のビルです。あのころはビルが焼けてしまって、百人ほどが入ルがあるというのでそこでお世話になることにしました。それが久っていないんですと答えたところ、交通公社が所有している空きビ交通公社の方に発足時期について聞かれ、五月頃だが事務所は決ま井上(それで、社宅融資はちょっと無理ですねとお断りしたあと、

と夏には川開きの花火がよく見えました。したね。周りにも今のようにビルは無かったですから、屋上に行く円ほどだったと記憶しています。久松町には発足から一年ほどいまれるビルが少ない中で、ちょうどいい話でした。賃料は月二十五万

しばらくして無くなってしまいましたがね。らのメンバーで住宅公庫のOB会である「久松会」が生まれました。一年ほど後、文京区小石川町に移転したのですが、久松町時代か

公庫が果たしてきた住宅の質の向上

については、日本はレベルが高いと言えませんね。 イーンとか、ヨーロッパの国々のほうが住宅地は立派ですね。住宅家も小さくて形態も美しいとは思えないですね。ブタペストとかウッて、街並みとしてはまだまだ立派じゃないですね。道路も狭いし、から沿線の住宅地を眺めても、狭いところに家がごちゃごちゃとあ井上 昔に比べて住宅も立派になりましたが、新幹線に乗って車窓井田 現在の日本の住宅事情についてお考えはありますか。

低い。 は宅の中身はよくなったけれど、街並みなどの部分はまだレベルが住宅の中身はよくなったけれど、街並みなどの部分はまだレベルが床面積を見ても分かります。あとは井上さんがおっしゃるように、いまして、借家のレベルは日本が非常に低い。これは一人当たりのるんですね。アメリカはちょっと異質ですが、借家がやはり全く違合田 統計上は持家の面積はヨーロッパを上回ったことになってい

井上 区画整理も随分やって整備してきたのですが、やっぱり日本

向上や、住宅戸数の増大には非常に役に立っていますね。地がありますからね。しかし、その中でも公庫は日本の住宅水準のフランスは、人口当たりにしたら日本の四~五倍も宅地化できる土ぎます。日本は平地面積が二割ちょっとで、あとは山ですからね。きませんからね。また、日本は世界的に見てあまりにも地価が高過は国土が狭いことも一つの原因ではありますね。広い道路を確保で

ています。ということになっていて、ここ数年、直接融資は相当戸数を減らしついては小泉総理の方針もあり、民間ができるものは民間に任せるり、新たに独立行政法人住宅金融支援機構が設立されます。公庫に合田(そうですね。二○○七年四月一日に住宅金融公庫が廃止にな

からね。 井上 住宅ローンは民間金融機関でも供給できるようになりました

の供給を支援する仕組みです。の中心にしています。民間金融機関による長期・固定の住宅ローン合田(今は、米国で行われているような住宅ローンの証券化を業務

井上 時代に即した仕組みですね。

検討していく必要があると考えています。た金融を通じた住宅の質の確保や国の政策誘導をどうするかは更に合田(証券化の仕組みの中で、井上さんが公庫設立時にご苦労され

でしょう。いの間取りであれば、夫婦二人・子供二人住まいの家族なら大丈夫いの間取りであれば、夫婦二人・子供二人住まいの家族なら大丈夫ますね。今、子供の数も少ないですから、3LDKか4LDKくら井上 住宅は、もうちょっと規模の大きいものにしなければと思い

合田 ライフサイクルの中で大きな家が必要な時期があるんです

終の棲家はまた小さくてい

井上 そうですね。 切ですね。 ろに住むとか、うまい住宅の住み替えなり貸し借りをすることが大 既存の住宅をうまく使って、 最後は小さいほうがいい面もありますね。 それが終わればまた小さいとこ

すが、居住面でみれば、七~八千万人くらいが適当なのではないで しょうか。 ようですが、確かに急に人口が減少するのは、色々と問題がありま 井上 高齢者社会の中で、人口の減ること自身を心配する方が多い

としては少し気になりますね。 は仕事をする若い人が減って、被扶養者が増えてますね。 合田(確かに人口がちょっと多過ぎる感じがしますね。 しかし最近 経済全体

代までは公庫の共通仕様書が日本の住宅を底上げした。それは昭和 書いてあるというので交渉になり変更をしてきました。 緩和の観点から、 は公庫の役割があったと思います。ただその後、アメリカから規制 する人もいるのですが、木造住宅の質を全体的に底上げしたことで たと言われています。 そういうことを書いたんです。これが木造住宅のレベルと質を上げ 基礎を鉄筋コンクリートにしましょうとか、筋交いを入れるとか、 共通仕様書をつくったんですね。例えば木造住宅の共通仕様書で、 きたことがずっと効果を上げています。当初の技術基準をもとに、 井上(そうですね。繰り返しになりますが、 積要件を設けて、居住水準の向上には大いに貢献してきましたね。 公庫発足時に技術基準等をしっかり整備し、 それに使っているものが日本の規格しかだめだと 逆にこれが日本の伝統工法をなくしたと批判 公庫は技術基準や床面 物件審査行って 昭和五十年

|十五年当時の技術基準が生きたという感じがしますね

う面で大きく貢献したと思います。いろいろお話を聞くと、 頃に既に制度が完成しているという感じがします。 力で貯金をして公庫を借りてという日本の持家の道を開い できたので、それが最近まで日本の住宅のレベルアップや、 に楽なんですね。最初の井上さんたちが頑張っていただいて骨格が 最初のところがしっかりしていると、後から物を入れるのは非常 最初の たとい

その他のエピソード

ましたかね。 井上 ところで、当初の公庫法の附則で理事の人数はどうなってい

最初は公庫の理事は五人以内ですね。

井 上

任期は、今では何年ですか

合田 今は総裁と副総裁が四年で理事は二年です。

だし最初の任命にかかる理事のうち二人及び監事のうち二人の任期 はそれぞれ二年とする」となっていますね。ですから、一部は短く してありますね。 当初の法律では、「総裁、 理事及び監事の任期は四年とする、た

全員が一度に変わるのは好ましくないというGHQからの指示だっ つに変わることになっている。 も任期は一緒ですが、三分の一ずつ変わりますね。 井上 実際はどなたが四年か二年か忘れましたが、任期については、 たような気がします。 くじ引きで決められたような記憶があります。 アメリカで上院議員 それと同じ発想でした。 参議院も半分ず もとは理事

に訳してもらったのですか。 合田 法律は必ず英訳してGHQに持ち込んでいたんですね。誰か

ました。 日日Qがあるうちは英文で持っていって、当時は三上さんと井上 GHQがあるうちは英文で持っていって、当時は三上さんと井上 GHQがあるうちは英文で持っていって、当時は三上さんと井上 GHQがあるうちは英文で持っていって、当時は三上さんと井上 GHQがあるうちは英文で持っていって、当時は三上さんと井上 GHQがあるうちは英文で持っていって、当時は三上さんと

m 本日は色々とお話をいただき、ありがとうございました。

(終わり)

97

住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

佐藤 和男

(元建設省大臣官房総務審議官)

*

[2006年(平成 18年)3月15日 16:40~17:40]

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 住宅局住宅政策課長 依田晶男 住宅局住宅政策企画専門官 岡本祐豪

佐藤和男(さとう・かずお)

昭和8年1月24日生

昭和31年 建設省 地理調査所 総務部 人事課

昭和33年 建設省 道路局 路政課

昭和34年 建設省 河川局 開発課 係長

昭和37年 経済企画庁 総合開発局 総合開発課 専門調査員

経済企画庁 水資源局 管理課 専門調査員

昭和38年 建設省 中国地方建設局 総務部 用地課長

昭和40年 建設省 中部地方建設局 河川部 水政課長

昭和41年 建設省 河川局 開発課長補佐

昭和42年 建設省 計画局 宅地部 宅地政策課長補佐

昭和45年 建設省 大臣官房 文書課長補佐

昭和46年 建設省 大臣官房 文書課 建設専門官

昭和47年 建設省 監察官

下水道事業センター 総務企画部総務課長

昭和49年 衆議院法制局 参事

昭和50年 国土庁 土地局 地価調査課長

昭和52年 国土庁 土地局 土地政策課長

昭和54年 建設省 河川局 河川総務課長

昭和55年 建設省 住宅局 住宅総務課長

昭和56年 建設省 大臣官房 政策課長

昭和57年 国土庁 長官官房審議官

昭和58年 国土庁 計画·調整局 次長

昭和59年 国土庁 大都市圏整備局長

昭和60年 建設省 大臣官房 総務審議官

昭和61年 辞職

その後、住宅都市整備公団副総裁、三井不動産株式会社副社長等を務める。

住宅取得促進税制の創設経緯

思っております。 ども、特に今日は住宅税制の問題について中心にお話を伺えればと制の問題はいろいろとそれぞれかかわりが深かったと思いますけれ依田 それでは、最初に税の問題について。佐藤さんは、土地の税

制が昭和六十一年にそれまでの住宅取得の控除制度等から改正され

いうのが非常に大きな役割を果たしておるんですけれども、

この税

一つ、住宅の取得を促進していくという意味で、今ローン減税と

取得促進税制に住宅取得控除制度から変わっていった背景ですとか

て、今の形になったというふうに理解しておるんですが、この住宅

たかと思うんだけれども、投資減税という格好ではなかなか大きいがというないではなかなか大きいいます。 これに、出だしは多分、建築物全体の投資減税的な要望じゃなかったときにはその税制要望が既に動いていたので、非常に事務的にがとして一番よくなかったのは、主税局がそれまで証券に対してのがとして一番よくなかったのは、主税局がそれまで証券に対してのがとして一番よくなかったのは、主税局がそれまで証券に対してのがとして一番よくなかったのは、主税局がそれまで証券に対してのがとして一番よくなかったのは、主税局がそれまで証券に対してのがとして一番よくなかったのは、主税局がおりは終わっていますが、降離といった辺りから、少しお話を伺いたいと思います。

ないかと思うんですね。 税制にならないというようなことで、一種膠着状態に陥ったんじゃ

うな話が出ました。それで、その話は非常にいい話なので、是非何 が小川さんで、ほとんど徹夜の話が続いて、当時の最初の案に近い 局と伊藤さんとの間でいろいろな案をつくって、それで主税一課長 政策課長が伊藤茂史さんで、当時の住宅局長は渡辺さんかな。 住宅 組みになって、余り時間もなくて一週間くらいでまとめたものです。 利子を税額控除で何年かするような税制を構築しますかねという枠 党税調の方でもデッドロックに乗り上げている状態だから、結局、 らかの格好で実現したいと思いましたが、時間も押し迫っていて、 けたが違う住宅促進税制みたいなものをつくったらどうだというよ 三百億円ぐらいの予算を主税局としては準備して、従来とちょっと とれということで、ちょっとお金は正確じゃないかもしれませんが、 さんが非常に住宅に対して熱心で、住宅について何らかの思い切っ で思い切ったことはできないこともあるし、一方で、当時、 長と話したときには、横断道路の税制上の特例は、税の仕組みの中 話がまとまったんですよね。 た税制上の措置を、特に民間住宅の建設を促進する何らかの措置を それで住宅税制だけのことを言うと、大分押し迫ってから主税局

れから、大蔵省の方は税調のメンバーにもお話しして、では、党税すよね。それで、こちら側の案を建設部会の面々にもお話しし、そいたのかな。村岡さんが建設部会長、メンバー構成はそんな感じでジュールが詰まってから、当時の加藤六月さんが税調会長をやってち出すかねという話の方がどちらかといえば問題で、党税調のスケーただ、党税調の方でほとんど議論しなかったので、どうやって持

うという話になった。調としてもこういう税額控除システムを利子に関してつくりましょ

していって、現在もまだ生き残っていますね。はしたけれども、結果としてそれがどんどんいろいろな意味で拡大から出ないネーミングだから、多分、政治的に「住宅建設促進税制」というのは多分、そのときに部会長であった村岡「住宅促進税制」というのは多分、そのときに部会長であった村岡ネーミングは、私の記憶では新しいネーミングがいいというので

りは何か。

りは何か。

そのローン残高に着目するという発想というのでしょうか、その辺ーンの残高に着目してこの住宅促進税制に変わっていったんですが、ン減税で返済額に着目した税制があったと思うんですけれども、口定割合ですとか、あるいは名前はちょっと違いますけれども、ロー依田 それまでの住宅取得の控除制度などでは、標準取得金額の一

時の考えじゃないでしょうかね。いう意味もあって、利子のある部分を税額控除したいというのが当の控除額じゃないですか? だから、結果的に残高で計算できるとでスタートは民間融資が一パーセントで、公庫は〇・五パーセントものだと思います。利子支払いに対して。そのために計算上、残高、残高に着目するというよりは、私のニュアンスは利子に着目した

というものがあったり。
ますけれども、昭和五十七年には居住用財産の買換特例制度の復活取得税の課税標準の特例があったり、あるいは若干時期は後になり時あるいは昭和五十五年に住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産のいるな税制がありますけれども、特に、昭和五十五~五十六年当ておられたということなんですが、住宅税制関係でそのほかにもい依田 住宅取得促進税制はそういうことで、当時の総理も力を入れ

という議論はありました。話ですね。居住用資産の買換えをもう一遍つくり直す、つくらない佐藤(昭和五十七年は、どちらかといったら私が政策課長のときの

人たちの一番の念願でしたね。だから、どちらかというと政策効果するかというのが当時、私の頭にもあったし、住宅局の税をやったといってよいと思います。当時は丸山さんが官房長で「お前な、一といってよいと思います。当時は丸山さんが官房長で「お前な、一せい五万円ぐらいなので、余り住宅建設に対してインパクトがないり政治力を持たない、まさに事務折衝で正直言ってスケールがせいり政治が住宅総務課長をやっているころの住宅の税は、正直言って余

かね。 を議論できるような税制ではなかったという感じじゃないでしょう

というのか、そういうことによってね。どもね。まさに、ローン残高に着目するというのと利子に着目する佐藤(いろいろな拡大するベースができたんだと私は思いますけれ依田(それが住宅取得控除、ローン減税によって本格的なものに。

五分五乗制度の創設経緯

なったわけですが、これについては何かございますか。れども、これは実は平成十八年度の税制改正の中で廃止することに方式の税制が作られて、これは贈与税に係る計算の特例なんですけ依田(住宅の関係の税制ではもう一つ、昭和五十九年に五分五乗の

と出てきたという感じ。

当時、主税の人から聞いた話は、今の大蔵省はそうは言わないら

といったけれども、こんなものは普通の贈与税なり相続税の通常のしいんだけれども、こんなものは普通の贈与税なりしたけれるときに主税局が制度としておかしいんだと言っていましたよ。それで、やけに最初から縛りがきつかったができるに借入れをやれば同じことができると言うんでしょう? そんをもの五百五十万円ぐらい親が子どもに貸して、百十万円ずつやって返せばそれでいいんじゃないかと。その意味で、五分五乗の贈与で返せばそれでいいんじゃないかと。その意味で、五分五乗の贈らなもの五百五十万円ぐらい親が子どもに貸して、百十万円ずつやって返せばそれでいいんじゃないかと。その意味で、五分五乗の贈ら税というのは、当時のというのは、一回しか使わせないとか。だから、去年税制改としておかしいんだと言ったというのは、担めを少し使いやすくしただけだというふうに私たちは聞いたければ、は、おいたが、一回しか使わせないとか。だから、去年税制とであると言うんでしょう? そんなものは普通の贈与税なり相続税の通常のともね。

依田 わかりました。

売上税について

って。 佐藤 それと、やめて直後に、まさにこの前あった売上税の話があ

依田 これは昭和六十二年です。

っとお手伝いしたんだけれども、結局、片山さんが当時、住宅局長一時の雰囲気としては。それで、ありとあらゆる方法で、私もちょてしまったというので、ちょっと大騒ぎになったんじゃないのかな、や、非課税科目をいろいろ主税局がつくり出して、住宅が乗り遅れきで、売上税をどうしても通したいこともあったんでしょうね。や佐藤 これはちょっと、主税局も今の消費税になる前段階の税のと

法律として出たわけですよね。に踏ん張ってもらって住宅の売上税の非課税を通して、それで一回ーツーぐらいの力があったこともあって、非常に渡辺ミッチーさんーと親しいこともあって、当時渡辺さん自身が党税調の中でナンバでおやりになっているでしょう。私が聞いているのは、渡辺ミッチ

たいでででである。 たいでででである。 たいででで、その話が実現したんですよね。その いんじゃないかということで、その話が実現したんですよね。その にのはでは、多少緩めてもい はみを是非通したいという気が主税局に非常に強くて、やはりそう をしまがでする。 をしたいない。ただ、基本的に、あのときは売上税という枠 では動いていない。ただ、基本的に、あのときは売上税という枠 のにのいては、変のときは売上税という枠 のにのいてもが、またに、をのときは売上税という枠 のにのいてもが、でするができた。 のにのいては、ののときは売上税という枠 のにのいてもがんでもだめだと言い。 のときは売上税という枠

いろと過去の議論も。依田(そこのところは、今回消費税の引上げの話だとか、またいろ

るということがね。 佐藤 あり得るでしょうね。売上税で一回そういう痕跡が残ってい

松田 ありがとうございました。

住宅金融公庫について

たかと思いますが、その辺りは、たしかおられたころだと思いますいてですけれども、補給金額の増大に対応していく上で工夫があったしか昭和五十六年当時補給金が大分額が増えて、公庫の融資につ当時なんでしょうか、いろいろと金融の話があったと思いますが、仏田 税の話はひとまず置きまして、そのほかに特に昭和五十六年

が。

専会社をつくり出したでしょう。 専会社をつくり出したでしょう。 を辞されず、これで五百万円の家をつくれるとは誰も思わない。ほかの金が終きました。それで、住専が始まったのはいつですれていたころが続きました。それで、住専が始まったのはいつですれていたころが続きました。それで、住専が始まったのはいつですか。 住専会社がばっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住専会社がばっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住専会社がばっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住専会社がばっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住専会社がばっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住専会社がばっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住専会社がばっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住専会社がばっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住専会社がばっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住専会社がはっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住事会社がはっと各地で住宅ローンとか、各銀行がみんな住すか。 住事会社がはっとのでは、それまですっとか、各銀行がみんな住すか。 というには、おいるとは、おいるとは、またが、日本のというない。

依田 一九八〇年代ですから、そうですね。

プレッシャーというか応援が非常に高まっていました。だから、そがいたころの前ぐらいから、住宅公庫の予算に関して非常に政治的で、住専会社は法律をつくるつくらないは別として、共同監督的な死言われて、他省庁は口出すべからずと言われて蹴飛ばされたんですよね。局長まで上げてやったという感じではなく、あるレベルで事よね。局長まで上げてやったという感じではなく、あるレベルで事まね。局長まで上げてやったという感じではなら、あるレベルで事よね。局長まで上げてやったという感じではなら、あるレベルで事まね。局長まで上げてやったという感じではなら、あるレベルで事まね。局長まで上げてやったという感じではなら、あるレベルで事まね。局長まで上げてやったという感じではなら、あるレベルで事まね。局長まで上げてやったという感じではなく、あるレベルで事まな。一種の共同監督なり共同責任で住宅金融公庫の金融で住宅がいたんだけれども、住宅局できるというぐらいから、住宅公庫の予算に関して非常に政治のの連中が歯ぎしりをかんだのは、大蔵省にそういうものをつくるながいたんだけれども、住宅局では、あるいでは、大蔵省によりでは、大蔵省によりによりでは、大蔵省によりによりでは、大蔵省によりによりによりによりでする。

って、補給金はちょっと悪いけれども、住宅局の中でやれば、国費 それが多分、住宅総務課長の一番頭の痛い話で、どうやって補給金 ら要求できないじゃない。戸数といい、中身といい、単価といい。 に厳しかったこともあって、一種の逃げ道ではあったんだろうけれ やって、その国費を悪いけれどもほかに回して、戸数なり住宅の方 方から、それでは一回公庫の補給金は国費を充てないで、借入れで とでパンク状態で、それでは、別のシステムがないのかなというこ えてもらったんだけれども、それでもどうしても足りないというこ 相当額、当時の計算式を予算要求するかという話。それで、結局と 局の中で抑えられるから、結局戸数と国費が計算上連動しているか のことだから。そうすると、国費は国費で一方で抑えられる、 の額が大きくなると補給金がどうしても大きくなるでしょう、 の質はカバーしましょうという話が出たんです。シーリングが非常 とで主計局とずっと議論していたんですね。そうしたら、主計局の を持っているのは公営住宅ぐらいしかないので、多少公営住宅も抑 もかく戸数と住宅公庫の事業量は確保しなければいけない。 かとい 住宅 当然

ないのというので、そういう意味で公庫法はいじっていないようなな気がしますね。やったときは、もう予算を通したからいいんじゃで、それで一年後か二年後に立法化しているんじゃないですかね。で、それで一年後か二年後に立法化しているんじゃないですかね。になってやったんだけれども、その翌年かその翌年ぐらいの予算委になってやったんだけれども、その理年かその翌年ぐらいの予算委になってもので、そういうは事務的に、その年の主計局とそういう話

が非常に強かったことだけは確かですよね。公庫金融で住宅金融のシェアの大宗を占めてしまおうよという感じく、そこは結果の話であって、我々はさっき言ったみたいなことで、気がするんだけれども、ちょっとそこは余り正確じゃない。ともか

依田 その意味では、今の時点で考えれば、もう少し工夫のしようらい続いて、ある意味では公庫融資が極大まで広がって、どちらからい続いて、ある意味では公庫融資が極大まで広がって、どちらからい続いて、ある意味では公庫融資が極大まで広がって、どちらかを明に出だしからその辺の省庁間の不調整というのが、今まで続くを藤 まさにそうですよね。だから、多分それが結局、平成までぐ依断 経済対策というか、そういったような意味合いもあった。

公営住宅と住宅基本法

ょうか。 ほどマイナスになっておりますけれども、当時の状況というのでし 算が前年に比べて初めてたしか昭和五十五年度は六・五パーセント そうですけれども、同じように公営住宅関係についても、やはり予 予算で非常に苦労されたというお話は、今の金融の補給金のお話も 依田 それから、昭和五十五年当時ですけれども、財政再建の中で

ったことがあります。そこからが住宅基本法の話になるんだけれど自助というような言葉が非常に住宅に対してよく使われる時代にな感じと、それから、住宅に関して今でもそうなんだろうけれども、ト的なところはもうよくて、それ以外の分野に広げるべきだというそこは、当時の雰囲気からすると、公営住宅的なセーフティネッ

当時の中曽根民活の雰囲気の中だから、どうしてもそちらの方に向 ドをつくりますとか、セーフティネットをつくりますというような、 から、よくわからないけれどもね。 発想をして言い出したのかは、ちょっと私はそのときにいなかった たという感じがありますね。 渡辺栄一さんがなぜ住宅基本法という うところがあって、文章は書けてもなかなか国会に出せる状態じゃ 勢力が非常に強かったので、そことの折り合いをどうつけるかとい は多分つくるべきじゃないという感じと、さっき言った社会党的な かっていく雰囲気の中だから、やはり公が中心となるような基本法 は自助の精神でつくりましょう、公はこういう形でセーフティガー て公助の方にならざるを得ないこともあって、基本的な思想の折り に住宅基本法をつくるとなると、社会党はどうしても自助じゃなく で勉強会を立ち上げたんだけれども、当時の社会党が相当強い時代 ないなというので、一回登録か何かしたけれども、勘弁してもらっ 合いがなかなかつかない。では、我々が思うようなこれからの住宅 渡辺栄一さんが前年に住宅基本法をつくりたいと言って、党内

ですか。のそういったお考えも多少反映されていた可能性があるということったわけでございますけれども、そういったものの中にやはり大臣申を出したときに、その基本法制の必要性ということもうたってお依田 昭和五十五年七月に住宅宅地審議会が四期の五箇年計画の答

もね。 とうだと思いますね。ちょっと文章はよくわからないけれど

ートしているんですけれども、昭和五十六年一月に今おっしゃられ依田 四期の五計の中では、実際には五計は昭和五十六年からスタ

昭和五十九年まで毎年件名登録をしてこられましたけれども。たように建設省は住宅基本法案を一応件名登録して、それからまた

佐藤 毎年あれは続きましたか。

というのでしょうか。 依田 ただ、出さなかったのは多分、そういった関係方面との調整

たんだけれども、全然議論が収れんしないんですよね。佐藤 党内での今の塩野谷先生のお父さんか誰かが小委員長でやっ

是みたいになっていた時代だから。佐藤(そうですね。また、それも非常にそういう意見が社会党の党依田)社会党も昭和五十二年に社会保障法案とかというものを。

局内的にはどんな感じだったんですか。ところにも目を向けていくべきではないかということについては、うが、局の中では公営住宅について他局から、もう公営住宅以外の依田(基本法案については、今お話があったようなことなんでしょ

当時はもう.....。

それにみんなが応援したかどうかは余り定かじゃないんだな。長が高橋君で、彼が一応踏み切って減要求をしたんですよね。ただ、佐藤(もう現役みんな出ているからあれだけれども、当時の住建課

松田 基本法の方は今年まさに。

とでしょうから。 佐藤 そうですね。当時とはまた別の意味合いでおやりになったこ

居住用財産の買換特例について

話ですとか金融のお話ということをお聞きしたんですけれども、特依田(あと、昭和五十五年の住宅局総務課長時代で、今、予算のお

例は昭和五十七年ですか。 ピタルゲインや何かのところをいじるのがメーンで、住宅の買換特よね。私は政策課長でやったけれども、土地の方がメーンで、キャ地税制を全面的に見直したときに、余り住宅税制には入っていない佐藤 大体そういうことじゃないでしょうかね。昭和五十七年に土に何かその当時のことでお話しいただくようなことはございますか。

らったという感じですかね。あれは誰が言ったのかな。伊藤さんはうずっと買換特例云々と言ってきて、昭和五十七年に一応戻しても佐藤(昭和四十四年に廃して特別控除の方に移して、それから、ももともとできた制度が、昭和四十四年に廃止をされて。依田(そうですね、買換特例は昭和五十七年です。昭和二十七年に

三年に廃止したものを戻したときは、三井君が住宅局長のときですね。買換えを戻したのはね。平成何年かのときでしょう。一回平成佐藤(そうですか。今度のときは三井さんが局長のときの話だもの依田(昭和五十七年税制改正のときは民間住宅課長です。

依田 それは平成三年、四年ぐらいですね。

よね。

,;,這一点。 それで、かすかに残っていたものが、平成五年税制で三井さんが戻

依田 なるほど。したんですね。

住宅都市整備公団在職の頃の話

仕事に......。 らなかったから、区画整理や何かの方がメーンで、余り住宅局のおが、その時は宅地をやってしまったものだから、住建とか何かをや佐藤 私は、昭和六十一年以降、住宅都市整備公団に在職しました

佐藤 今の住宅公団を一回つくって、それで……。

佐藤

そうですね。それと、これはもう思想的な問題だから、どっ

今後の住宅政策の方向性

ていくようにということを。特に現役に向けて先輩から、こういうことをこれからしっかり考え依田(一応、最後ということですけれども、これからの住宅政策、

らくそういう議論がますます出てくると思います。 とくそういう議論がますます出てくると思います。 とくそういう議論がますます出てくると思います。 というのは非常に大きな問題だと思うんですね。当然、基本法の作成の中でもそういった議論はありましたし、これからも恐いますけれどもね。具体的に何というわけじゃないけれどもね。いますけれどもね。具体的に何というわけじゃないけれどもね。いますけれどもね。具体的に何というわけじゃないけれどもね。いますけれどもね。具体的に何というわけじゃないけれどもね。といろな意味で、消費税や何かいろいろ導入されるという記述でも、からでは、消費税や何かいろいろ導入されるという記述でも、と非いかは、本当に良質な住宅ストックを形成していくという意味でも、からも別では、本当に良質な住宅ストックを形成していくという意味でも、というには、本当にしているというには、私制の方が相当主要な政策ツーをはいった。

巻 5 吊 1 人で上している犬も ELN 動合でして聞っています。 仏まこう 正直言って、例えば、住宅局の人は、大都市で大きな家があって、じゃないかという気がしてならないんですよね。

に対して一般的な促進施策を金融なり税を含めてやった方がいいんちかというと、私はもう少し大らかに住宅をつくることなり、それ

はそれでいいのであって、それはそれとしておいて、若い人に住宅は思わないんです。その人が自分でやってきたことに対して、それ老夫婦二人で住んでいる状況を不適合だと言っています。私はそう「『『『『『『『『『『

感じがしますね。もっと大らかな方がいいんじゃないですか。を持たせるなり、二軒目を持たせるという話に政策としては、やはり基本的に一定のレベル以上のけれども、住宅政策としては、やはり基本的に一定のレベル以上のけれども、住宅政策としては、やはり基本的に一定のレベル以上の公営住宅的な、一人何平米か何かというのは、最低基準はいいんだすべきものじゃないかなという気がしてならないんです。ちょっとすべきものじゃないかなという気がしてならないんです。ちょっとを持たせるなり、二軒目を持たせるという話に政策としてはシフトを持たせるなり、二軒目を持たせるという話に政策としてはシフト

んだけれども。

いのののののでは、一人当たり何平米という議論は、本当のセーフティネットとには、一人当たり何平米という議論は、本当のセーフティネットとといるの先進国でもやはり、一定の個人なり社会に備蓄がある場合

依田をこら辺はこれからの。

がいいとか何かじゃないけれども、そこは本当に個人の選択の話でいいのという感じが私はしてならないものだから、別に大きいことらないけれども、もう少しそこは大らかに、やはり一世帯二つぐららないけれども、もう少しそこは大らかに、やはり一世帯二つぐらいあるのは当たり前じゃないのとか、二人で百平方メートルだとかいあるのは当たり前じゃないのとか、二人で百平方メートルだとかいあるのは当たり前じゃないのとか、二人で百平方メートルだとかいあるのは当たりで、どうも我々は、特に私たち戦後ずっと貧しい中から来た勢なりで、どうも我々は、特に私たち戦後ずっと貧しい中から来た勢なりで、どうも我々は、特に私たち戦後ずっと貧いいでといいがある。

話で。

話で。

ないなか思いつかないけれども、そこが前からの念願みたいなものを言うスキームが、税を通して言うのか、何を通して言うのか、のシステムとして。住宅金融全体に対して住宅局から何か発言なり、あって、余りそこに介入しないで、そういう意欲がある人に対してあって、余りそこに介入しないで、そういう意欲がある人に対してあって、余りそこに介入しないで、そういう意欲がある人に対してあって、余りそこに介入しないで、そういう意欲がある人に対して

みんな。依田(目指すべきは豊かな住生活ということで、それに向けて我々

がしてならないものだから。よくわかるけれども、ただ、それにとどまるべきじゃないような気起こると、どうしても安心・安全とか言わざるを得ないことは私も佐藤(そうそう、そう思いますね。それから、今みたいな不祥事が

依田 しっかりと、そういう対応を検討します。

いう筋道をつけていくのかというのは難しいところだと思いますが。佐藤(そうだと思います。それはもう大変なお仕事ですから。どう(日)し、ガージ(そういき文匠を村言します)

ました。 (終わり)依田 それでは、今日は本当にいろいろとどうもありがとうござい

110

住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

大津留 温

(元建設省建設事務次官)

*

[2006年(平成 18年)3月22日 13:00~14:40]

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 住宅局総務課長 伊藤淳 住宅局総務課公営住宅管理対策官 坂根工博

大津留温(おおつる・おん)

大正10年4月13日生

昭和23年 建設院 総務局 建設省 総務局 昭和24年 建設省 建設大臣官房 人事課 建設省 建設大臣官房 人事課長補佐 昭和25年 昭和27年 建設省 関東地方建設局 庶務部長 昭和29年 人事院 事務総局給与局 職階課長 昭和31年 建設省 住宅局 宅地課長 建設省 住宅局 住宅計画課長 昭和33年 昭和34年 建設省 住宅局 住宅総務課長 昭和37年 建設省 大臣官房 人事課長 昭和39年 建設省 計画局 参事官 建設省 首席監察官 昭和42年 昭和43年 建設省 住宅局長 昭和45年 建設省 大臣官房長 昭和48年 建設省 建設事務次官 辞職 昭和49年

~ 住宅市場への公的関与のあり方を中心に~戦後の住宅政策を振り返って

戦後の住宅事情~量の確保から質の向上へ~

って御礼申し上げます。本当にありがとうございます。間を頂き、インタビュー をさせて頂く機会を得ましたことに、まずも伊藤 本日は、我々の大先輩でいらっしゃる大津留先輩に貴重なお時

ますので、どうぞよろしくお願いします。いてご質問させていただくような形で進めさせて頂きたいと思ってい改正をはじめとするいろいろな制度の改正でご苦労いただいた点につお聞きして、そのあと、収入超過者制度の導入など、公営住宅制度の今日は、最初に住宅局時代の全般的な思い出などについてお話を

私が関係したのが、大体昭和三十年から四十三、四年までですね。大津留 順不同といいますか、思いつくままということになりますが。

とでやってきた時代ですね。三十年前後は。な不足の解消というか、建てること、供給することが第一だというこした時代でした。住宅で言えば、住宅が非常に不足している。絶対的昭和三十年代初めごろまでは、国全体として、戦後の非常に窮乏

ましたる。質の住宅を供給すべきじゃないか」という時代に少しずつ変わってき時代」ということが言われ出して、「数もさることながら、もっと良・それが、昭和四十五年に私が官房長になったころは、「量より質の

した。人口移動が激しかったから、過疎地においては、廃屋というか、それから、私がやめるころは、空き家の問題があちこちで出てきま

したけれども、全体的にはだんだん良くなってきたという経過ですね。いようなところも一戸に数えているのかと、そういうことも言われまて住宅が足らない。住宅ストック数を数える場合に、人が住んでいな空き家がどんどん出てくる。ところが、東京や大阪は、まだ依然とし

公営・公団・公庫の三本柱の確立と制度の変遷

たわけですね。

たわけですね。

たわけですね。

にいっというところから始まりましたけれども、そもそも戦の平和な時代は、大家さんが借家をどんどん建てて、それが一般勤がの平和な時代は、大家さんが借家をどんどん建てて、それが一般勤がの平和な時代は、大家さんが借家をどんどん建てて、それが一般勤がを建てる元気もなく、資金もなくなった。そこで、ここはやはり国ないかにでする。

たわけですね。

と思いますね。そういう制度をお考えになったのですが、それは大変なご苦労だったん確立した時代です。それまでの方々が大変苦労して、知恵を絞って、私が住宅政策に関係し始めた三十年ごろは、その三つの制度が一

ってやる」と言って、ああいう形になったのです。宅局がいろいろ研究していたのを、田中さんが来て、「よし、俺がやということで、議員立法という形で制定されたものですが、元々は住公営住宅法というのは、田中角栄さんが、大いに公営住宅をつくれ

に掲げたんですね。庶民の住宅を何とかしなければならないと。そのそれから、昭和三十年になると鳩山内閣が住宅政策を国政の第一

きた。それで公団という発想になったわけですね。者のための住宅を供給する必要があるんじゃないかという議論が出て東京に限らず、千葉、埼玉、神奈川、そういうところに国が直接勤労ないと。特に東京のような大都市圏は、通勤圏ということから言うと、ためには、公営住宅で公共団体が主になってやっているだけでは足り

設当初は非常にうまく機能したと思うんです。ころを両方あわせもったような機能を発揮するんだということで、創ころですけれども、発足の当時は、民間のいいところと役所のいいと、公団という組織がうまく機能したかどうか、これは議論のあると

さんなんかが一所懸命やったのです。本の住宅建築をリードしたという時代がありました。それは尚(明)ドアをどうするとか、サッシをどうするとか、いろいろ研究して、日も。そういうことでいろいろ工夫し研究して、台所をどうするとか、にしたのです。中層というか、四階建て、五階建てもありますけれどるして、公団では全部鉄筋コンクリートの高層で住宅をつくること

けているというふうに、非常に大きな役割を持っていたんです。されて、ひと頃は国全体で建設される住宅の何割かは公庫の融資を受宅をつくってもらおうということで設立しました。これも非常に歓迎それから、住宅金融公庫は、国民に低金利で融資をして大いに住

うというときに、なかなかうまく変わらないですね。それが一つの大いうものは、一旦できてしまうと、時代に合わなくなったから変えよいろ知恵も出し、努力もしてきたのですが、こういう制度なり機構と不具合が出てくる。それぞれの担当責任者は何とか解決しようといろに機能したんだけれども、時代がたつにつれて、だんだんいろいろなしかし、いずれの制度も、発足の当初はたいへん効率的、効果的

きな問題ですね。

論になって、今はどうなっていますかな。「もうあんなのはやめたらいいじゃないか、やめるべきだ」という議中身は違いますけれども、同じような経過をたどって、おそらく、これは公営住宅だって、公団だって、公庫だってみんなそうです。

そんな状況とご理解いただければよろしいかと思います。革の中で既に姿形を変えたところもありますし、変えつつあるという、いずれも大きく時代が変わっていく中で、まさに今回の一連の抜本改伊藤 公庫、公営、公団という戦後の住宅政策の三本柱については、

っていくような組織に変わっております。宅の供給ではなく、民間の都市再生を誘導し、民間を通じた供給を行供給からは撤退しておりますし、賃貸住宅についても直接的な賃貸住政法人という、より独立性の強い組織になっております。分譲住宅の公団から変わった都市再生機構も既に平成十六年七月には独立行

割なり使命を変えつつあるというような状況です。法人に変わっていくことになっています。そういう意味では、随分役うな形にしようということで、これも平成十九年四月一日に独立行政証券化支援という、民間金融機関の長期・固定のローンを応援するよ公庫も直接的な融資、特に個人系のところについては、基本的に

いう段階に来ています。
姿形も「住生活基本法」という新しい法律の中で、今回一変しようとック計画、都道府県計画といわば国から地方へおろしていった、その給について、国が供給戸数を五カ年計画できっちり定めて、地方プロ公営住宅についても、今まで住宅建設計画法の下で、公的住宅の供

住宅政策に関する計画

大体そういうことですけれども。 カ年計画というのがいろいろ出てきました。これはほかの行政でも皆出まして、長期的な計画を立てる必要があるということで、それで何考えで対応するのか、長期的な見通しはどうか」というような質問が大津留 昭和三十年ごろは、「政府は住宅不足に対してどういう姿勢、

は。 とうなっている、達成していないじゃないか」なんて言うものだからかしないといけないと思ってしまう。計画を批判する人も、「計画はまうといいのだけれど、自分がつくった計画に縛られて、それを何と(笑)。そういうものなんですよね。そういうものだと割り切ってししかし、計画というのは、予測どおりいったためしがないですね

その辺の割り切り方というのは大変難しいですね。んだけれど、それに縛られてしまうと、逆にマイナスになってくる。しかし、本当はそういう計画ももちろん見通しをもつ必要はある

公営住宅管理の問題~入居者資格と家賃~

じてきていました。

おありだったかと思うのですけれども、いかがだったでしょうか。得も増えてくるなど、管理面でも経済変動の中でいろいろなご苦労がに当たっても、当初意図したような低所得者として入居された方の所景気だとかなべ底景気だとか、あるいは岩戸景気みたいな形で、どん伊藤 先ほど、昭和三十年代に時代が大きく動く、経済的にも、神武

以下の人、こういうような決め方をしていました。 んです。それで、入居資格は、一種は所得が幾ら以下の人、二は幾ら家賃は補助金を除いた建築費を基準にして算定することになっていたその建設費に対して、一種は二分の一、二種は三分の二を補助して、大津留 公営住宅について言えば、当時は一種、二種の種別があって、

るものだから、補助単価が実際の価格に追いつかないという矛盾が生助単価が実際には合っていない。インフレでどんどん資材価格が上がの一から四分の一ぐらいになっている。残りの三分の二なり四分の一を補助単価というのがえらい低く抑えられている。を基準にして家賃を算定するから、こ分の一補助といっても、実際は三分の一から四分の一ぐらいになっている。残りの三分の二なり四分の三の一から四分の一ぐらいになっている。残りの三分の一で計算す的に言えば、二分の一を補助しているがえらい低く抑えられている。を基準にして家賃を算定するから、そんなに安くならないのです。補助単価が実際には合っていない。インフレでどんどん資材価格が上がの一から四分の一ぐらいになっている。残りの三分の一で計算す的に言えば、二分の一を補助している。残りの三分の一で計算すのに、補助金を除いた建築費を基準として算定するというので、理論のに、補助金を除いた建築費を基準として算定するというので、理論のに、補助金を除いた建築費を基準として算定するというので、理論のに、補助金を除いた建築費を基準として算定するというが正さいる。

きて、それぞれの実情に合わないわけです。

さいう制度の立て方が、大都市の東京と地方とでは食い違っている人が二種に入ってくる。つまり、入居収入基準を全国一律にいうと、東京では下の方のごく一部の人しか入居資格がない。一方らいうと、東京では下の方のごく一部の人しか入居資格がない。一方京の所得水準は平均して高いものだから、全国平均で算出した基準かまで、それから、もう一つは、何万円以下の低所得者といった場合、東

続けているというような矛盾が生じてきました。いる人がたくさんいるのに、高額所得者が安い家賃で公営住宅に住みようなことになる。そうすると、公営住宅に入りたいと思って待ってには入居資格があっても、そのうち、その何倍もの収入があるというくけれども、平均しての話で、人によって格差がある。入居するとき

なんですね。

なんですね。

なんですね。

なんですね。

なんですね。

なんですね。

のは、安く土地を取得して、安い費用で建てていたがら、家賃を計算したら非常に安い。しかし、年々建築費が上がったのので、家賃を計算したら非常に安い。しかし、年々建築費が上がったのがのですね。

なんですね。

わけですし、していないわけです。 難しくて、そういった地域別の収入基準というのは導入できていないうふうにエリアを分けられるのか、データをどうするのかとか、今も地域別に入居収入基準を定めることにするかというテーマも、どうい今もある意味では公営住宅管理の一番悩みの種で残っているんですね。伊藤(そうですね。基本的に、おっしゃられたような課題というのは、

やっているというのが現状です。収入超過者対策については、昭和三ては退去を促すような施策をより強化していく方向で、今も引き続きより徹底した形で、本来、収入基準を超えておられるような方につい一割を切るぐらいになっているんですけれども、公平性を考えれば、また、収入超過者のところも、今はずいぶん少なくなってきて、

十四年の法改正の中でも取り組まれたと承知しております。

公営住宅管理の問題~払下げ~

ない、ということでやってきましたね。 えになるんだけれども、基本的な方針としては、建て替えだと。売ら長さんや村長さんは、「何とか払い下げてくれ」といって陳情にお見るんですか」というような場所もあるわけですよ。だから、田舎の町それから、地方では、「こんなところを今さら建て替えてどうす

公営住宅管理の問題~貸主・借主関係~

う民事の関係で、公的機関と個人が、いわば対等の取引をするわけで貸主が公的な機関、借主が個人という場合であっても、貸し借りとい宅というのは、公共団体が建てて、低所得者に貸すというものです。大津留 それから、これが一番大事なことだと思うんですが、公営住

な要求ばかり出されて、こんなにつらい仕事はない。だから、県や市町村の公営住宅の担当者は、困ってしまう。いろいろ強い。それから、修繕や改修についても、たくさんの要望が出てくる。うなことを。家賃改定という話が出てきた場合は、これはもう反対がた役所だと、いろいろなことを言うわけです。家賃が高いといったよところが、借主である個人の方は、相手が県とか市町村とかいっ

な人もいることは確かですね。する人もいることは確かですね。公団が建てて貸す。そうすると、いろいろも同じことが言えますね。公団が建てて貸す。そうすると、いろいろは避けるべきだというのが長年やってきた結論ですよ。これは公団でということで、公的機関が住宅を建設して直接貸すというやり方ということで、公的機関が住宅を建設して直接貸すというやり方

と対等の立場で貸し借りをするというやり方はもうやめるべきではなな時代に、国や公共団体なり、あるいは公団という公的機関が、個人そういうときはやむを得ないからいいですよ。しかし、平和な、平常戦後の極端に窮乏した時代とか、あるいは災害の応急的な措置とか、だから、公的機関が住宅を直接建てて貸すということは、ああいう

くれ。文句ばかり言われてかなわない」と(笑)。 いか。担当者は相当つらい思いをしているんですよ。「部署を変えて

現場の担当者が苦労してやってもらっているのは、おっしゃられると一番つらい家賃改定だとか、微妙な生活にかかわるところについて、伊藤(そうですね。今も約二百十九万戸の公営住宅の管理に当たって、

おりですね。

た議論はあったんでしょうか。 しょうか。当時からそういっ 題意識なのでしょうか。あるいはこれまでのご経験を振り返っての、 さに大津留さんが課長とか局長をやっていらっしゃった当時からの問 もいろいろな角度から議論をしているところですけれども、それはま 坂根 今おっしゃった公営住宅の管理のあり方については、現在我々

切なものかどうかという議論も当時からありました。は公営住宅も公団住宅も同じですよ。また、全国一律の入居基準が適管理をやるのは嫌だという声が担当者に満ち満ちていましたね。これ大津留 当時は、個々の入居者を相手に細々したことまで含めて住宅

としてなかなか実情に合わない点がありましたね。ですけれども、そのときに、全国一律にやったというところが、結果てるという制度を、それはその必要があって踏み切ってつくったわけ、公営住宅という、ああいう時期に公共団体が主になって住宅を建

公団住宅の供給

都圏の通勤圏にああいう団地をつくって、団地族というのが羨望の目大津留(それから、公団だって、当初できたときは大変喜ばれて、首

だん辺鄙なところに建てるようになってくる。しかも高いですね。いったわけです。公団も初めはいい場所に建てていたけれども、だんで見られていました。しかし、だんだんそのうちにそうでなくなって

- A では、
- A

いのがたくさんできた。のだから、結局規模を縮小せざるを得ない。だから、小さなみみっちたちがやかましく言って、「戸数は絶対確保すべし」などと頑張るもそのときに、国から公団に役員が来ているでしょう。そう言う人

たかなと思います。
本当は、戸数も大事だが、規模その他の質も大事だから、
の辺も大事だが、
成立の他の質も大事だから、
の辺もやり方がまずかった。
たがら、間もなく、
二戸一なんて言って (笑)。
二戸を一戸に戸数だけはカチッとやったものだから、みんな小さくなってしまいまべースを若干大きくするということでやればよかったんだろうけど、
な適当に折り合って、戸数を何パーセントカットして、その代わりス
本当は、戸数も大事だが、規模その他の質も大事だから、その辺

っているわけですよね。たら買わざるを得ないというか、そういうのが一番不良資産として残の取得には苦労しました。だから、辺鄙なところでも売り込みがあっくらなければいかんということで一所懸命に努力したのですが、土地大都市圏への人口流入に対応するため、公団は住宅をどんどんつ

だから、これまた総論的、結論的に言えば、こうした制度、組織

でやめればいいんですからね。「もうこの辺でいいじゃないか」といったら、それいんですからね。「もうこの辺でいいじゃないか」といったら、それです。そうすると、なお必要性があれば、それはそれで延長すればいですよ」と、むしろそういうふうにして発足したほうがいいと思うんと決めておいた方がいいと思います。「この法律は十年間の時限立法をつくるときには、五年たったら見直すとか、十年たったら廃止する

れているような、そんな形に変わっています。ていくような、そういったチェック、見直しの仕組みもビルトインさせながら、業務全体を、これは公庫もそうですけれども、見直しをしがら、独立行政法人として業務的にも中期計画だとかの見直しに合わ新規ニュータウン業務からの完全撤退、土地の早期処分をやりな

償還の実施も含めて、随分整理をさせていただきました。

公営住宅整備の難しさ~ 東京と地方の違い~

伊藤 当時の状況の中では、公営住宅法の三十四年改正にしても四十

はありましたね。 はありましたね。 大津留 入居者の問題といった管理問題で、こちらがやりにくいということ 大津留 入居者の団体が政党にいろいろ頼み込んで、家賃改定だとか、 議論を進めていったんじゃないかと思いますけれども、当時の国会審 ら、収入超過者対策ですとか、建て替え制度の導入みたいなことなり、 四年改正にしても、国会での議論も随分相当長い審議時間をかけなが

aroでする。 も、入居の希望者が少ない。だから、「もう公営住宅は結構です」ともつくれない。一方で、地方は、土地は比較的取得しやすい。けれどまり土地が得られない。だから、早急に公営住宅をつくれと言われてるから、予算をほしいと言うけれども、消化力がないわけですね。つるでしょう。ところが、東京や大阪では、待っている人がたくさんいるでしょう。ところが、東京や大阪では、待っている人がたくさんいるでしょう。ところが、東京や大阪では、海にの万戸つくるという計画を立て

て少しずつ増やそうということでやっていました。と言ったって、土地がそう簡単に買えないし、せめて建て替えによっし頑張ってやってくれ」なんて言って。東京では、「頑張ってやれ」は建てられるけれども要らない、というような状況なんです。だけど、は建てられるければいかんのに、東京はほしいけど建てられない、地方のをやらなければいかんのに、東京はほしいけど建てられない、地方は宅局の公営住宅の担当者の立場から言うと、何万戸計画という

いので、結局、警察官とか、学校の先生とか、郵便局の職員とかとい者がいないわけですよ。といって、空き家にしておくわけにもいかな、ということで、地方では、公営住宅をつくったけれども、入居希望

ちに矛盾が出てきているわけです。やれば、本来の目的からすると非常にはずれてきている。あっちこっけど」ということで。結局そういうふうに、公営住宅制度を二十年もいるわけです。これは、「空けておくよりはいいから。しようがないう転勤族は田舎でも多少あるから、そういう人のための住宅にあてて

いうから、それほど難しい問題であったんでしょうね。ないで、その後、聞いてみると、まだ依然としてそれが続いているとずるやっていたらいかんな」と思いながら、私のときは結局やり切れ、だから、私も、「やめるなり何とかしないと。こんなふうにずる

不要な仕事はやめて人をほかに生かす

ところに難しさがあったとお考えですか。 坂根 結局やめることができなかったということですが、どういった

言えることは、そういう担当者や関係者がいるということですよ。ということですよね。これは住宅に限らないんだけれども。共通しては、そういう担当者がいる、それにくっついて業界団体や業者がいる、組織として仕事をしている。結局いろいろな改革が進まないというの、組織として仕事をしている。結局いろいろな改革が進まないというの事かというと、公営住宅の建設と管理が主たる仕事なんです。それが係長以下いる。地方の建築課あるいは住宅課というのは何が主たる仕条がいるということですよ。住宅局にも公営住宅の担当者が、補佐、者がいるとは、そういう担当者を関係者がいるということですよ。

あるわけですよ。 は、人事の問題でもなければならんと思います。機構改革ということは、人事の問題でもその上で、「それじゃ、この仕事をやめよう」と、そういうふうにしてすからね。そういう人たちにちゃんと新しい仕事に就いてもらう。ですね。みんな一所懸命やってきたんだから。本人の責任じゃないんそういう人たちが意欲をもってやれる新たな仕事をつくるということ

1~1~2)。 いでは、誰も文句を言わないわけですよ。そういうことが大事じゃな仕事に就いている人をほかに転換する。むしろこの転換をスムーズにているようですが、まず、仕事を減らすということ。それから、その今、どこも人が多過ぎるということで、「減らせ、減らせ」と言っ

〜 公から民へ、国から地方へ〜今後の住宅セーフティネットのあり方

ズがあるんですね。
これは地方もそういう傾向があるんですけれども、相当の倍率のニーも、それだけではなくて、今も全国平均でいくと九倍を超えるような、どおっしゃった、災害みたいな緊急的なところはもちろんですけれどう感じでは必ずしもないのかなというのが今の認識なんですね。先ほ伊藤 今の公営住宅については、まだまだ仕事がなくなっているとい

るのかなというふうには思うんですけれども、当時の先輩が課長、局も、そういう中でのセーフティネットというのが今も必要な部分があ格好でもやっていきたいという自治体ももちろん多いわけですけれど、そういう中で、直接的な供給だけではなく借上公営というような

て、何が一番必要だという議論があったんでしょうか。長をやられておられたころのセーフティネットの公営住宅の役割とし

公営住宅は相対的に引いていくという観点が必要でしょうね。きて、そういう形で住宅が供給されるという制度をつくって、そしてムーズに機能するように、また、それを多少援助するような制度がで大津留(民間で地主さんが賃貸住宅を建ててという、民間の供給がス

そういうのがずっと出てくれば、それに従って公的なものは引いていく民間の住宅供給を応援するような形で、融資でも減税でもやって、戦前の平和な時代はそれでずっと行っていたわけだから、なるべしても。
しても。
住宅がなくては困るし、安くてきちんとした住宅が建つことが望

そういうのは民間ができないところですから。けない。そういうのを改善する必要性は依然として残るでしょうね。集する地区は、都市全体として、防火上、防災上の観点から放ってお

方の供給公社は非常に困っているんじゃないですか。題と言えば地方の問題だと思います。平常な時代においては。今、地権限なり事務が地方に移っているようですが、住宅政策も、地方の問また、今、「地方でできることは地方へ」という掛け声とともに、

「。 ころもありますので、二極化されてきているのかなという感じがしまを含めて、新しい使命を含めて一生懸命やろうとして活躍しているとろも幾つか出ております。一方で、大都市圏の公社は公営住宅の管理案内のとおり、特定調停みたいな形で再生を目指しているようなとこ伊藤 そうですね。供給公社もいろいろな供給公社がありまして、ご

公営住宅用地の取得と担当者の使命感

まっこか。 土地の取得だとか公営住宅との関係なりで、当時どんな議論がござい 家賃収入補助という新しい仕組みを導入されておられますけれども、 住宅法の改正をされて、土地取得についての費用の助成の話だとか、 したけれども、特に昭和四十四年に局長をされておられたころに公営 伊藤 公営住宅の土地の取得について、先ほどちょっとお話がありま

から、どうしても値上がりしてくる。最近は土地の値段が上がらない国土の狭いところでは、経済活動が活発になれば土地の需要が増える大津留(当時は土地がどんどん値上がりしていました。日本のように

すね。

るかというようなことでした。が一つの困難な前提条件としてあって、その上でどういう政策を考えに高くて、取得が難しいということで、みんな苦労しましたね。それと言ってみんな心配しているわけだけど。私がいる間は、土地が非常

でしょうが、それで相当進んだわけですね。者が非常に真剣に使命感をもって当たったから、相当無理も言ったんのですが、戦前は、公共事業の用地取得、あるいは区画整理も、担当それと、話はがらっと変わりますけれども、戦前の話をしては悪い

もしれませんが。変わってきているから、同じような意気込みでやれというのも無理かとで、担当者の意気込みが昔ほどではなくなりましたね。客観情勢が戦後はその辺が、人権、あるいは個人の財産の尊重というようなこ

りよ閉園に高さます。。 やないかという気はします。これは用地屋さんに限らないかな。全般るということに使命感をもつという意気込みが、昔の方があったんじ係者のところに乗り込んでいって説得して、しかるべき対価で買い取らいし、国の、あるいは公共の仕事のために必要だとなれば、関

者の意気込みというのは非常に違っておったというふうに私は思いまたったということではあるけれども。しかし、いずれにしても、担当大津留、戦前は権力をバックにやったという面もありますからね。そのか。その辺のところはどのようにお考えでしょうか。な終戦直後から高度成長時代を経るに従ってだんだん変わっていった坂根、それは、戦前、戦後でがらっと変わったのか、あるいは戦後で的な問題と言えますね。

はそのように思うんですけどね。というようなことで、だんだん緩んできたんじゃないかと (笑)。私きた。良くなってきたところで、苦労は敬遠し、権利はお互いに言うも役所でも、乏しい中でみんな頑張って、それで全体的に良くなってその気持ちが戦後の復興に向かったと思うんですよ。それで、会社でそれから、戦後は、戦争に負けたので、コンチクショウというので、

おありだったですか。 おありだったですか。 では変わり目のところで、職員を引っ張っていかいね。そういう意味では変わり目のところで、職員を引っ張っていかころは、戦後の復興のちょうど端境期になりつつあるころだったですころではあるんですけれども、当時、局長なり課長をされておられた体感を醸成して頑張ってもらおうか、そこら辺は常に頭を悩ませると伊藤 今も若い人との関係で、我々中間管理職も、どういうふうに一

と思いますよ。これは時代がそうだったということであってね。いのいい日本に復興せにゃいかん。それから、焼け野原ですから、何戦争に負けて、我々なんかは悔しくて、何とかしてひとつまた昔の勢たよね。これは、国全体、国民全体の気分がそうだったと思うんだな。たず留、当時、給料は安かったですよね。住まいもひどいところに住大津留、当時、給料は安かったですよね。住まいもひどいところに住

だんだんお役人の給料もよくなって(笑)。を見てもらえるというようなことで頑張ったと思うんだな。しかし、うか、共済というので、とにかくやっておれば、将来もちゃんと面倒非常に大事な仕事をやるんだというプライドと、それから、恩給といそれから、役人というのは、給料は安いものだと。安いけれども、

なったのかなという感じですけどね。ぱり。まあ、時代のせいでしょうね。そういう使命感というのが薄くそれと同時にということを言っては悪いけれども、だんだんやっ

地代家賃統制令の廃止に向けた動き

い出はおありですか。な課題も、随分これは長いこと残っていたわけですけれども、何か思っていたんじゃないかと思うんです。例えば、地代家賃統制令みたい伊藤(当時は戦前からのいろいろな施策の名残みたいなものも随分残

なくても大した実害もなかったということかもしれませんね。大津留(残っていたというけれども、有名無実化していて、あっても

をやる人はそんなものにかかわらずやったのかもしれんけれども。のはあったでしょうね。まあしかし、有名無実だったから、賃貸住宅のはあったでしょうね。まあしかし、有名無実だったから、賃貸住宅のは高が阻害されたという意欲がった。賃借人が、「家主がこうした」とか、「どうした」とかと文テコに、賃借人が、「家主がこうした」とか、「どうした」とかと文テコに、賃借人が、「家主がこうした」とか、「どうした」とかと文テコに、賃借人が、「家主がこうした」とか、「どうした」とかと文テコに、賃借人が、「家主がこうした」とか

んですね。 反対」と言うから、なかなか廃止されずにずっと最近まで続いてきたあって、「廃止する」というと、すぐ国会に陳情に行って、「反対、廃止しなきゃいかん」と思ったんだけれども、借家人組合というのがだから、「廃止してくれ」という要望はありまして、私も「早く

れ言うと、借家人が安定して居住できないということで、地代家賃統戦争中にだんだん住宅事情が窮屈になるに従って、家主があれこ

限が加わったわけですね。制令やいって、家賃を統制すると同時に、解約についていろいろな制

求める声があったようですね。伊藤(国会でも随分政府提案で廃案を求めたり、議員提案でも廃案を

ので、それぞれ陳情合戦となってね。めてくれ」と言う。しかし、借家人のほうが、「それは困る」と言う大津留(そうです。家主・地主の団体があって、「ああいう制度はや

ましたけれども。やめるべきだと思って、住宅宅地審議会に諮ってやめようとしたりしもどうするというほどの意欲はわきませんでしたけれどね。しかし、の辺がはっきりしなかったから、何が何でも廃止するとか、何が何でどの程度守られているのか、実効性があるのか、私もちょっとそ

昭和六十一年十二月三十一日をもって失効した。) 係る規制の整理及び合理化に関する法律」により、(注:地代家賃統制令は、昭和六十年の「許可、認可等民間活動に

建築基準法の改正

まう。というので、無視して建てる。も引いたら、二十一坪の六掛けだから、本当に小さなものになってし九坪引いて、残りの六掛けしか建たないというんです。三十坪で九坪十坪ぐらいの土地を手に入れた。しかし、家を建てようと思ったら、ね。特に東京のように地価がどんどん上がっているところでやっと三大津留 建築基準法もザル法と言われて、違反ばかりだったんですよ

つまり違反建築が続出したわけですよね。建築業者もそこを心得

方の庭に入れてとか、いろいろなことをやっていました。ちらが済んだら、「今度はうちに貸してくれ」といって、庭を相手のとかやって、一応手続は合法のような格好で通しているけれども、こているから、「隣をちょっと借りてきて入れておきましょう」とか何

さらに違反しているのがあったでしょうけれども。それでもそうしたからには、やかましく取り締まれということでね。それでもなり六掛けでいいじゃないか」というふうに法律を改正したんですよ。蛮勇というか、「三十平米引くというのをやめようじゃないか。いきそこで、「そういうザル法じゃ困るじゃないか」と言って、素人の

すね。
伊藤
それが建築士制度や監視員制度の導入につながってくるわけで

大津留 そうそう。

あったと思いますよ。

おのに、そんな目先のことだけでそういうことをやって」というのはいかと。「せっかくいいまちをつくろうといって基準法で規制していたでしょうし、根強い反対もあったんじゃないかと思うのですが。たびしょうし、根強い反対もあったんじゃないかと思うのですが。ない根。 建ぺい率規制の緩和は、防災上の問題や居住環境の悪化を招い

に、調べてみると、公庫融資が敬遠されているというんです。ですね。東京こそ住宅が不足しているし、公庫の利用が多いはずなの変利用されたんだけれども、その利用率を見てみると、東京が低いん融公庫が融資をして、庶民住宅を建てる。これは非常にいい制度で大きけど、それをやらないと、法律違反が続出してしまう。住宅金

なぜかというと、公庫融資の建物は市役所なり区役所の職員が

くもあるし、そこまでしなくてもと思ったのですが(笑)。めに、市役所から建築課の職員が現地へ行って見るという。ありがたんですね。そういうことがありましたね。公庫の融資を大事にするたたなくなるぞ」というので公庫が敬遠されて、東京での利用が少ない公庫を利用すると見つかっちゃうぞ。せっかく建てようとしたのが建というわけです。それだから、「おい、公庫を利用するのはいいけど、一々現場に行って見るというんです。そこで、違反建築が発見される

でね。

では。

のではならないというお考えで、現地をちゃんと確認しろということってはならないというお考えで、手続きも細かくしたし、今言ったよを庶民の住宅建設に貸すからには、いささかも不正、不当なことがあ入省)でしたけれども、これまた非常に緻密な人なんですよ。国の金れから、総務課長が鮎川幸雄さんという先輩(昭和十六年後期内務省でした。内務官僚(大正三年内務省入省)の非常に厳格な人です。そでは宅金融公庫という制度をつくったときに、鈴木敬一さんが総裁は宅金融公庫という制度をつくったときに、鈴木敬一さんが総裁

の場合だけは敬遠された(笑)。うので、そういう意味でも非常に評判がよかったんだけれども、東京れるから、業者がいい加減なことをやらない。「これは安心だ」とい建築基準法の違反のないまともな人は、ちゃんと市役所が見てく

これからの住宅政策に望むこと~国と地方の関係を中心に~

係者ですとか後輩に、「これだけは言っておかなければならない」とろいろな重要なポストに携わってこられた大先輩から、我々住宅局関伊藤(そろそろ結びになりますが、長く公務員生活なり、その後もい

話をいただければと思います。か、、これからの住宅政策に望むことでも何でも結構ですけれども、お

代だ」と言うけれども、国と県の関係について一言。大津留(これまた勝手な言い分ですけれども、「これからは地方の時

住宅課長にこちらから人が出て、国の政策を忠実に実行しようとしてがそれを実施している。それで、県の主要ポストにも、建築課長とかっは、私の見た感じでは、国のいろいろな指導方針に従って、県

い る。

これがこれからの国と地方のあり方じゃないかと思います。で自分の県なり地方に出ていって、自分の抱負をそこで実現すべきだ。したがって、結論的に言うと、今中央にいる優秀な人材こそ、進ん

でやっていく。そういう人たちの活動の価値が非常に高くなっていくの考えで自分のまちをどうするか、自分の市をどうするかということ中央の役人が偉いというんじゃなくて、むしろ地方で自主的に自分

わけですね。

ることをお願いしたいと思いますね。俊秀というか、すぐれた人は、地方にどんどん積極的に戻って活躍すい。課長ぐらいから、市に入るぐらいの気持ちでいいんだが。中央の今でも市長さんになって帰る人はありますよ。でも、それでは遅

させていくかというのは、これからも大事な課題かなというふうに思をいかに育て、またそういった人たちとのパイプを持ち、行政に反映いかに地域も含めて、まさに意気燃え上がるような気持ちを持った人地方公共団体との関係も随分変わりつつあるところです。いい人材を、地がいいとには、これは言うべくして行われない。だから、そういう人がいことには、これは言うべくして行われない。だから、そういう人が私は、「中央から地方に」と言うときに、優れた人が地方に行かな

にありがとうございました。 長時間にわたり多岐にわたるお話を聞かせていただきまして、本当

いますね

(終わり)

住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

澤田 光英

(元建設省住宅局長)

*

[2006年(平成 18年)6月 28日 12:00~13:00]

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 住宅局長 山本繁太郎

澤田光英(さわだ・みつふさ)

大正10年7月18日生

昭和49年

辞職

その後、日本住宅公団理事等を務める。

昭和23年 建設院 特別建設局 監督部 監督第二課 建設省 特別建設局 監督部 監督第二課 昭和24年 特別調達庁 監督局 地方工事監督課 特別調達庁 促進監督部 工事促進監督第一課 特別調達庁 東京特別調達局 促進監督部 工事課 昭和25年 建設省 住宅局 住宅建設課 建設省 住宅局 住宅建設課 計画係長 昭和28年 建設省 住宅局 住宅建設課長補佐 建設省 住宅局 住宅建設課 建築専門官 昭和34年 日本住宅公団 建築部 調査研究課長 昭和37年 昭和40年 日本住宅公団 関東支所 計画部長 建設省 住宅局 日本住宅公団監理官 昭和41年 建設省 住宅局 住宅建設課長 昭和43年 建設省 住宅局 調査官 建設省 住宅局 参事官 昭和47年 建設省 住宅局長

建築士が現場を知らないことが問題

かと思いましたけれども。 山本 今日お目にかかれて幸せです。 姉歯問題では、 いったいどうなること

澤田しかし、ひどいことが起こるもんですな。

数値を簡単に入れて、計算させればよいというものではないんだね。れが確かかどうかを確めるのが構造計算なんです。 コンピューターを使ってわけです。 それを裏づけていくのが構造計算です。 最初に図面を描いて、そ知っているから、柱・梁はだいたいこんな感じになるということが頭にあるかしいと感じなくてはいけない。 古い世代の僕らは、現場の工事のやり方を澤田 建物が造られるステップの各分野にいる建築士がもっと勉強して、お

山本本当ですね。

計算していたものですよ。 計算していたものですよ。 は、それで数学的に力をかけていてしょう? そろばんと計算尺なんです。 でな夜な布団の中で電気つけてるなんていうのは大きな間違いです。 僕らの頃にはコンピューターなんかないで逆に拡散してしまう。 だから、現場を知らずして構造計算だけできるなんていうのは大きな間違いです。 僕らの頃にはコンピューターなんかないでしょう? そろばんと計算尺なんです。 夜な夜な布団の中で電気つけて配筋も大体想定し、柱・梁の強さを決めておいて、 それで数学的に力をかけ澤田 僕らのころの構造計算というのは、柱・梁などの断面を最初に決めて澤田 僕らのころの構造計算というのは、柱・梁などの断面を最初に決めて

山本 計算尺ですか?

すね。 コンピューターになってから、一般的プロポーションが判らなくなったんでくんだよ。それがわかると構造の全体プロポーションがわかるんだけれども、澤田 そう。 接点のモーメントを半分ずつ返すと、 構造計算が収れんしてい

山本 本当ですね。

コス・フィコーでで、そうすると浮力が出て浮こうとする。だから、逆に浮かないように.....。ので、それを杭で囲ったわけだ。囲った杭の壁の中へビルを入れちゃうんだ澤田(ここのビルがある晴海地区は固い地層まで三十メートルぐらいと浅い

山本アンカーを?

山本 囲うというのは連続地中壁かなんか?

澤田 そう。ここは一見不思議な構造になっているんです。 (笑)

意味ではここは防災拠点になり得るんですね、ここ晴海と豊洲は。たん島のようになっていて、三十メートル下に固い地盤があって、そういうまだ見てないんだ。晴海は、東京湾の中では地下の地層がひょっこりひょう澤田 そうそう、連壁でね。僕はそれを一度直に見たいと思うんだけれども、

山本 そうですか。

澤田本当に局内の信頼関係が確かだったんですね。

住生活基本法と住まいの産業

山本 今回の国会では「住生活基本法」も審議していただいたので、住宅の 猛勉強もさせていただきました。

がるでしょう。 澤田 「住宅」とくらべて「住まい」「住生活」というと、概念が一挙に広

のが、これからの一番の大事な仕事だと思っています。 からね。 霞が関の各省庁をこっちに向かせて、一緒に仕事をしていくという 山本(本当ですよね。「住宅」を「住生活」に概念を広げて「基本法」です

山本 そうなんですよ、法律ができたのだから、知らん顔はさせんぞと思い 澤田 「 住まい」 「 住生活」 というのは全部の省庁が関係しているんですね。

対だね。 それが「住まいの産業」だ。 建てて売るだけの「住宅産業」というのには反 う。後々、住宅が存在する限り、住宅が良くなっていくようにお守りもする。 ようということです。 建ててそのままほっぽらかしちゃうのは無責任でしょ 澤田 僕が今やっているのは、「住宅産業」を本当の「住まいの産業」にし

山本 建てたあともお守りをするというのは、昔の大工さんの仕事そのもの

料でいいんです。 そうしたものも含めて住まいづくりやまちづくりのソフト ちろん、住環境や地域のことについても。 もちろんこういったサービスは有 いるんだけど、住宅を売ったあとに、いかなるお守りをすべきか、修繕はも 澤田(りま、うちの塾(住まいの産業ルネッサンス塾)で勉強してもらって

> のか検討しているところです。 を創っていく。 たいへんなことですが、 どのような形でやっていくのが良い

澤田 税制上の措置というのは入れたほうがいいことはいいけどね、そうは す。それで今回、先輩たちが、土地基本法と同様に、住生活基本法にも税制 山本 基本法としては、旧国土庁時代ですが、地価税導入の時につくった「土 税を入れるつもりで、税制上の措置と書いているわけですから の措置を書けと言われて大変だったんですよ。土地基本法は、主税局が地価 で、地価税を入れるというんで、基本法の中に税制について書き込んだんで 地基本法」があります。あの時は、大蔵省の主税局も一緒になって取り組ん 前がついている法律は、今、国土交通省の中では住生活基本法だけでしょう。 「住まい」というのは全ての基本なんだね。そういえば、基本法という名

簡単にいかないだろうね

山本(でも、法律の附帯決議にそのことを書いてもらいました。

澤田大変でしたね。

り組んできたかということをきちんと受けとめて、それでさらに高めて次の 世代に渡すと、そういう精神で取り組もうと思っています。 山本 やはり、我が国の先輩たちが、住宅というものをどのように考え、取

「高遠狭」団地の工事の一時ストップ

団(都市再生機構)の話を中心にお話いただければと思います。 り返って、いろいろな先輩方にお話を伺っているのですけれど、今日は、公 山本 ところで私たちは、「オーラル・ヒストリー」として、住宅行政を振

山本地方公共団体からの「団地お断り」ですね。

です。その後、関公促進制度が創設されて状況は大分緩和されました。当時は四面楚歌で、そういう状況のなかへ、僕が公団に理事として入ったの澤田(地方公共団体の住宅に係る関連公共施設の負担問題が背景となって、

何だい」と聞いたところ、建てたけれども空き家になってしまっているもののほかに、保守管理戸数は何戸と報告があったのです。僕は「保守管理って公団に入ってすぐに、年間の建設戸数、着工中の戸数、募集中の戸数など

にという。

山本
それを保守管理住宅というんですか。

も、どんどん完成させるとまた空きが増えるから、工事の進捗を調整する..ように思うが、そうじゃないね。それから、もうすぐ完成する住宅について澤田 保守管理していることは確かだけれども、何かさも有効に使っている

山本 仕上げを抑えている?

直し対応を行った上で工事を再開するということをやったんだ。 見いわからなかったけれども、あとでよく聞いたら「何だ、おい、空家の問題がおからなかったけれども、あとでよく聞いたら「何だ、おい、空家の問題深田 それが何千戸もありましたね。最初は保守管理住宅と聞いて何のこと

が出るとか出ないとかいう話は、それはまた別問題として何か別の政策が必(笑)。昔、僕は建設会社に在籍したことがあったから、脅されても「何を空家の根本問題は、いわゆる原価家賃が、市場家賃に比べて高いということですね。家賃は計算で決めて、入居しなければそのまま空家にしておくというのではなくて、要するに需要適応家賃というのを考えなさいと。それで足ですね。家賃は計算で決めて、入居しなければそのまま空家にしておくというのではなくて、要するに需要適応家賃というのを考えなさいと。それで足っのではなくて、要するに需要適応家賃というのを考えなさいと、経ったって決ってはなくて、要するに需要適応家賃というのを考えなさいと、それで足っつのではなくて、要するに需要適応家賃というのを考えなさいと、それで足っつのではなくて、再夜の夜ばかりではないですよ」なんて、いわれたけれど

を止めていたものもあったのではないですか。 要なんだろうし、手腕が必要なんだろう。 そういうことで、二年ぐらい工事

ップさせたこともあって、考え方は大分変わってきました。(笑)、『高遠狭』のような問題を考えた上で計画しなければならない。工事をストと、管理部隊の一体感に課題があった。本来、計画部というのは総合的に、いなかったけれども、それにかけたような格好ですね。公団の考え方が変わいなかった時れども、それにかけたような格好ですね。公団の考え方が変わこの「高遠狭」問題が一番大きく、問題が片づくまでに、僕は五年間しか

多摩ニュータウンなのです。四十七年に初めて供給を開始するということで建設省に入省したのですけれども、最初の研修で連れていってもらったのが街地を開発して大量に住宅・宅地を供給してきましたよね。私、四十七年に有地とか公有地なんかを活用して市街地住宅をつくり、四十年代以降は新市山本 それで、昭和三十年に公団をつくりましたでしょう。最初の十年は国

す。 四十年代に大規模開発を始めたのは、要するに市街地住宅の適地がなくな 四十年代に大規模開発を始めたのは、要するに市街地開発をかるということが、現実の需要から離れて、供給サ ましたでしょう。 こうしたことがさっきの「遠高狭」につながっているので あんなが既に暮らしているまち中から出ていって、しかましたでしょう。 こうしたことがさっきの「遠高狭」につながっているので 四十年代に大規模開発を始めたのは、要するに市街地住宅の適地がなくな 四十年代に大規模開発を始めたのは、要するに市街地住宅の適地がなくな

給」にチャレンジしたわけですね。だから、時代の要請に応えているという澤田 そのとおりです。その当時、世界にも前例のないこと、「短期大量供

自負があった。住宅市街地総合整備事業による大川端・神宮東・淀川などの自負があった。住宅市街地総合整備事業による大川端・神宮東・淀川などのようですよ、担当部門や建設業者にしてみれば、やっている仕事を途中でスそうですよ、担当部門や建設業者にしてみれば、やっている仕事を途中でストップさせられるわけですからね。

脚光を浴びたタウンハウス

まり評判が良くない。やはり設計というのは、この家からあの家を見たときたいうことで、共有空間である「コモンを囲んだつもりなんだけれども、あんにもかかわらず、その後同じようなタウンハウスは作っていないでしょう。にもかかわらず、その後同じようなタウンハウスは作っていないでしょうにもかかわらず、その後同じようなタウンハウスは作っていないでしょうにもかかわらず、その後同じようなタウンハウスは作っていないでしょう。を真ん中にして、まわりにタウとで、長屋でもいいや、二軒くっついてもいいや、頭筋団地をつくるということで、長屋でもいいや、二軒くっついてもいいや、四階建てがあってもいいを開かいた。今でも諏訪団地の不動産でもかかわらず、その後同じようなタウンハウスは作っていないでしょう。あれば多摩ニュータウンの諏訪団地にタウンハウスがありますでしょう。ある

ども、現実にはなかなか難しい問題がありますね。 土地の値段も高いし、 税 タダで、むしろ解体費がかかる。 相続なんかで、 敷地が細分化されて、 三二 ってしまった (笑)。土地の値段だけは高いのです。それでこのあいだ、弁 パターンで進めればいいという話ではないので、難しいのですね。 はいかんと、そういうときは目隠しになるような木を一本植えろとか。局所、 いった制度がないからね 制についても、周辺の住環境が良くなるように住宅を建てたら優遇されると ている。一方で、道路は昔のままだから、自動車がすれ違うのもやっとです。 開発になっているという泥沼に陥っています。 だから、我が家の周辺には、 きの税が大変なんです。それに土地の値段はすごく高いのに、建物の値段は 護士と話をしたんだけれども、 固定資産税は優遇されているけれど、 売ると たらタウンハウスに近い手法ができるかなと考えているうちに八十六歳にな 澤田 そのとおり。だから、例えば、我が家がある住宅地について、どうし 念系ですよね。 日本語で言うとタウンとハウスで 「 町屋」 ですからね 山本(そういう意味では、タウンハウスは歴史を経た市街地住宅の一つの理 という議論をしたことがあるんですよ。 住まいづくりというのは、ただ同じ に、 食堂でカレーライス食べているのがまる見えになるようなことがあって 危機感をもっていて、 委員会つくって、 僕なんかも入って検討しているけれ 大きな家もあるけれども、 三二開発でどんどん家が増え、 住環境が悪くなっ 局所で生活シーンを考えながら設計していくのが、 タウンハウスではないか 東京のような大都市の住宅地をどうするのかということです。 港区などは

内容は後から幾らでも直せますからね。

していますからね。とで、住宅そのものだけではなくて、住環境とか、全部ひっくるめて対象と山本 いや、本当にそう思います。特に今回は、「住生活」基本法というこ

環境も含めて良くなっていく可能性があるわけです。一方で住生活基本法ができた。基本法は五十年、六十年運用していれば、住は、現実にはルールも何もないわけで、ただ悪くなっていく一方なんですね。生活」としたのは、ものすごく功績が大きいと思いますよ。いま、住環境に澤田 そうそう、「住宅」ではなくて「住まい」というのが大事だね。「住

もらわないといけないですね(笑)。 山本 法律になって本当にほっとしました。後は後輩たちにしっかりやって

公団の功績~まちづくりのノウハウと住宅部品~

澤田 功績は大なるものでありました。けれども一方、当時の時代背景からつくったという功績はあったのでしょうね。山本 公団も、高度成長期の住宅団地で、日本人の新しい住生活のモデルを

ただ、当時の勉強の成果やノウハウを蓄積された方が、今の都市再生機構

る、住生活基本法をつくった功績は大きいですよ。基本法があれば、細かい澤田(そうした背景を考えると、旧建設省の仕事の中では最初の基本法であ

調達力、信用力、事業力をおもいきり生かして欲しいね 分に生かしてもらわないといけない。 まちづくりのプロの集団として、 資金 では、まさにそういった知識・ノウハウが求められているわけで、それを充 の中に大勢いるわけです。 全国各地でやっている住まいづくり・まちづくり

山本 そうですね、おっしゃるとおりですね。

当に良い体制になってきていますね。 澤田(長期の考え方で五、六十年かかるつもりで、自治体の行政の担当者を た都市計画の担当者もよくなってきたしね (笑)。 まちづくりについて、本 育てていくことも大事だね。港区なんかは、区長も熱心だし、昔は堅物だっ

になっちゃった (笑)。 が大事なんだ。 地域の中で一部の顔役が何か言うだけではだめなんだ。 一般 の区民にちゃんと勉強してもらって、 みんなで考えられるようにならないと といけない。 僕らが乗り込んでいって切り回すというのではなくて、 基本的 いけない。 難しいことだが、そんなことをやっているうちに、僕も八十六歳 に自分たちの住まい、 環境を向上させようという気持ちをみんなが持つこと あとは、地域の中から、まちを良くしようという動きを起こしていかない

山本いや、まだ道は遠いですから、頑張ってもらわないと

あと、三途の川だ。

山本
人生百年の時代ですから。

を何か聞かせていただけますか。 ところで、公団には、課長としても行かれていましたよね。 そのころの話

にやっていた。 それはおもしろいんだ。 そこで経済の問題から何からいろい 澤田(建築部の調査研究課長ですね。建築部長の下で公団の研究調査を一手

> もととなるようなものを一から研究したんだ。 お風呂のスペースをどのくら 験場では、建物だけではなくて、風呂桶とか、調理台とか、今の住宅部品の 不燃化、部品化、プレハブ化などのために試験場をつくることになった。 試 ろなデータ集めている。それと、量産試験場、後で名前は変わりましたけど、 いにすべきかと、バスタブを試作して、実際に自分で入った人もいたな。

山本 自分で入って? すごいですね。 (笑)

澤田 今の日本の住宅部品の多くは、そこから発祥している。当時は公団が れになっている。 れていて、種類も増え立派になって、今のBL部品 (優良住宅部品) への流 大量に発注していたものだからね。 KJ部品 (公共住宅用規格部品) と言わ

ですね。 山本 今にして思うと、びっくりするぐらい範囲が広いことをされていたの

なで見て「ヘー」とびっくり仰天して、買った国もあるらしいね。 視察に来ていたね。日本もそのころは開発途上国だったからね(笑)。 みん 機械を開発途上国に輸出したいわけだ。 インドネシアとか、タイとかからも や住宅など何にでも使うんだ。 ワッフルスラブといってね。 戦車のキャタピ をつくって、至るところに使っているんです。道路の床板、河川の護岸、塀 板のつくり方については、ソ連にも行ったな。ソ連では、コンクリートで板 澤田 公団に行っていた頃ではないけれど、材料もやったね。 コンクリート ラが三百メートルぐらい連続しているような機械で作っていて、 ソ連はその

てはいるんだけどね だけでいいわけで、それだけしか計算してないから、鉄筋らしいものは入っ ただね、やっぱり地震がないところでしょう。 だから、そこで受ける荷重

山本 せんべいみたいなものですね。 (笑)

ト系の集合住宅に繋がっていった。しかし、こうした考え方は、その後、公団でやったプレキャストコンクリーは道路になるとか。開発途上国はこれを買うべきであるというんだ(笑)。る。建てれば豚小屋ができるとか、河川の護岸にもなる、裏返しにして敷け澤田 そうそう。ワッフルスラブのへっこんだところに穴をあければ窓にな

を冷間圧延する画期的な機械をアメリカから入れたのは良いけど、需要が急ないから、大量需要が見込める住宅の柱とか梁に出来ないかと考えてね。 くないから、大量需要が見込める住宅の柱とか梁に出来ないかと考えてね。 くないから、大量需要が見込める住宅の柱とか梁に出来ないかと考えてね。 くないから、大量需要が見込める住宅の柱とか梁に出来ないかと考えてね。 まがさいから、大量需要が見込める住宅の柱とか梁に出来ないかと考えてね。 農水で、柱の半割りみたいな格好のものにして、リブをつけて力を持てるよ でするといった知恵を出したんだ。それが、今住宅でも使われているライト でするといった知恵を出したんだ。それが、今住宅でも使われているライト でするといった知恵を出したんだ。 朝鮮特需が終わって鉄が日本で余って 素材といえば、鉄の話もあったね。 朝鮮特需が終わって鉄が日本で余って

おわりに~健康づくり~

山本
プレハブ住宅につながったわけですね。オリジネーターですね。

がありましてね。参加させてもらって、ラジオ体操が大分上手になりました。山本 私、毎朝散歩しているんですよ。 家の近くの小学校でラジオ体操の会たね。 僕なんか年をとるわけだね。 しかし、 あなたは若々しいね。澤田 ほんとうに世の中変わるもので、 プレハブ住宅は、 立派な産業になっ

不自由な状態なんです。「痛い、痛い」言いながらゴルフを結構やってきた報いがきて、今、動きがぶれているんです。だから、若いころから腰が悪くて、痛いんだけれども、そのパッキンの中を神経が通っているんですね。僕はそのパッキンが一つつ澤田 自由に動けるのは良いね。我々の腰椎の骨の間にはパッキンがあって、

山本 そうですか。

澤田 すごいね。ちゃんとリフレッシュしているわけだ。

自転車で山登りも好きになりまして、奥多摩とか.....。用道で、平らなところが多いのですけれども、最近、マニアになりましたら山本 自転車は楽しいですよ。最初のうちは多摩川とか荒川とかの自転車専

澤田 体力があふれているんだね (笑)。

いだ…。 山本 ただ、姉歯問題が起きてからは、ちょっと山には行けてないんですけ

澤田 悪いところないわけですな、体は。

ら、乗る人の体重が十キロ増えるというと大変な変化になります。い減らしたいと思うんです。自転車本体は十キロ未満と軽いんですよ。だか山本 そうですね、ちょっと太っているのが問題なんです。もう五キロぐら

かなかできないけどね。 うなチャレンジャーとしての仕事はできないんだね。まねしようたってな澤田 体重をちゃんとコントルールできるような人でないと、山本さんのよ

康です。 康です。 大臣が来られるのが九時半ですので、何らかの対処が必要な事いたんです。大臣が来られるのが九時半ですので、何らかの対処が必要な事いたんです。大臣が来られるのが九時半ですので、何らかの対処が必要な事山本 姉歯問題が起きてからは、毎朝八時半から局長室で打ち合わせをして

(終わり)今日は基本法の制定のご報告もできて良かったです。お忙しところありがと山本(いや、ありがとうございます。お話を聞いて、また元気が出ました。澤田(今日は、大体、こんなところでよろしいですかな。

住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

救仁郷 斉

(元建設省住宅局長)

*

[2006年(平成 18年)8月3日 14:30~16:30]

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 住宅局建築指導課長 小川富由 住宅局建築指導課安全技術調査官 安藤恒次

救仁郷斉(くにごう・ひとし)

大正14年12月10日生

昭和24年 大阪府 建築部 指導課 昭和30年 建設省 住宅局 建築指導課 係長 昭和35年 建設省 住宅局 建築指導課長補佐 建設省 住宅局 住宅建設課長補佐 建設省 住宅局 住宅建設課 建設専門官 昭和39年 昭和42年 東京都 首都整備局 都市計画第一部 再開発計画課長 昭和44年 東京都 首都整備局 都市計画第一部 開発企画課長 昭和45年 建設省 大臣官房 政策企画官 建設省 住宅局 建築指導課長 昭和46年 昭和48年 建設省 住宅局 市街地建築課長 昭和49年 建設省 住宅局 参事官 昭和52年 建設省 住宅局長 昭和54年 辞職

せていただきたいと思います。うことですので、当時のいろいろなご経験について、生の声を聞か事前にお渡ししているメモに沿って、オーラル・ヒストリーとい安藤(お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

ればと思います。小川の最初に、現役時代を振り返ってのご感想を聞かせていただけが川の最初に、現役時代を振り返ってのご感想を聞かせていただけ

もあってね。 もあってね。 もあってね。 もあってね。 をれからその場限りの対応だったために、今になって をの場その場でずうっと対応してきたけど、対応し切れなかった問 それから時代の変化とともにニーズも変わってくるし、それなりに とい間題だね。それから、長い目で見ると、建築行政も山あり谷あり、 れはすべての組織がそうだけど、結局、次から次へ乗り越えていか 救仁郷 結局、やり残したことがいっぱいあるということだね。こ

ていますけどね。動くような世の中になってきたら、これは大変だなという感じはしだろうというようなところがあったけど、今みたいに理屈ばかりでだから、昔はどっちかというとおおらかだったから、適当になる

大阪府時代について

たのか、それからご経歴を拝見させていただきますと、二十四年にとりあえず大学でのご専門としてはどういうことを特に勉強され小川(それじゃ、少し具体論をお伺いしたいと思うんですけども、

いと思います。わば役人としての修業の最初のころのお話を伺わせていただきたわば役人としての修業の最初のころのお話を伺わせていただきたますので、大阪府を経て建設省に入るまでの経緯と、若いころのい大阪府、それで三十年に建設省に来られているということでござい

局は構造をやることになって、梅村先生のところで。サー気分のムードが強いものだから、僕もその辺が嫌になって、結けちで建築へ入ったんですけどね。建築へいったら、みんなデザイのないところに行こうといっぱいあるだろうというような安易な気のないところに行こうといって建築。それから、焼け野原になって今科は廃止だというので、みんなどこかへ行けというので、とにか学科は廃止だというので、みんなどこかへ行けというので、とにかが出願。僕は昭和十九年、終戦の前に大学に入ったんだけど、その救仁郷。僕は昭和十九年、終戦の前に大学に入ったんだけど、その

論を通してもらったというような、そんなことなんですよ。かりやっているような時代だったので、勉強なんてほとんどしてなかりやっているような時代だったので、勉強なんてほとんどしてなかりやっているような時代だったので、勉強なんてほとんどしてなかじゃっているような時代だったので、勉強なんてほとんどしてな強どころじゃないんですよね。食うのがやっとという、買い出しばところが、その大学も、当時の終戦直後の大学なんていうのは勉ところが、その大学も、当時の終戦直後の大学なんでいうのは勉

連中とか経済の連中とか、いろんなほかの学部の連中とずうっとつに、ちょうど農学部の前にあったんだけど、そこにいて、法学部のそれから、卒業して就職するとき、僕はたまたま鹿児島の学生寮

って行かされた。 って行かされた。 を合っておったね。技術だけじゃなくて、行政というのが日本の復 を合っておったね。技術だけじゃなくて、行政というのが日本の復 を合っておったね。技術だけじゃなくて、行政というのが日本の復

呼び戻されたということだね。 呼び戻されたということだね。 が関現場の修業をし、そして住宅公団ができて、建設省の人間が随分は現場の体験をさせてくれというので、朝鮮戦争が始まるころ二年行政をやって、その間、希望して、技術屋である以上は一遍ぐらい導行政をさせられて、七年間いたんですけど、そのほとんどを指導やっぱり行政をやりたということで入ったので、大阪でもすぐ指

小川 現場というのは営繕業務ということですか。

双仁郷 いや、住宅の現場だったから。

小川府営住宅ですか。

救仁郷 そうそう。

小川 当時でいえば、基準法が二十五年施行。

救仁郷(そうそう、施行は六年ですからね。だから、物法です。

小川 ああ、物法のほうで指導したんですか。

制令が残っておったんですよね。だから、資材の、例えば木材とか、救仁郷(二十四年にいくと物法も残っておったし、それから資材統

は別な課でやっておったけど。くぎとか、ガラスとか、いろんなものの切符を渡すわけです。それ

のを読んだことがあります。基準法に建築主事というのが入ったんだという、前川さんが書いた小川(切符を配っている人がいるので、その人たちのことも考えて、

省の地方事務官みたいな、戦災復興員の事務官でもあったんですよ。 切符を配るあれというのは府の職員でもあったけど、ちょうど厚生 建築主事という形で、例えば首長さんに助言をするとか、そういう も置けるような制度をつくったということが大体わかってきた。 督員というのが何人かいて、そういう人たちを処遇するために建築 私一人ですよと。それでびっくりして、帰っていろいろ調べたら、 にはビルディングオフィシャルというのは何人いるんですかと聞 前にアメリカへ行って、ロサンゼルスの建築局長にロサンゼルス市 シャルのまねをしたとばかり思っていたんですよ。今から十何年か 救仁郷 んでしょうね。 アメリカ型にならなかったというは、そういうところも原因がある れで建築行政がかなり現場に近くなっていて、高い判断をする方が て、係長さんとか、そういう方がみんな建築主事になっていて、そ 主事という独立の、しかも一人じゃなくて、大きなところには何人 ね。だから、大阪府知事の管轄下だけど、独立権限を持った建築監 いたら、けげんな顔をして、ビルディングオフィシャルというのは に、向こうは上のほうに上のほうにいき、日本はだんだん下へ下 それで、建築監督官という名前で独立権限みたいなものを持って どっちかというと日本は建築主事がみんな下へ下へと行っ 建築主事制度というのは、アメリカのビルディングオフィ 私もICBOの話を聞いていると、似たような話な

へといってというところがありますね。

っているようなことをお話しいただければと思います。 建設省にお戻りになって、これまで担当した建築行政で印象に残

三十四年改正について

救仁郷 すけど、 話につながっていった。 火というのは煙だという認識が少しずつ出てきて、内装制限とかの 試験を担当しておったものだから、直接はタッチしてなかったんで 時々、火災で死亡事故があったり、このころから単体の防 三十四年改正は、このころはちょうど建築士の班にいて、

救仁郷 40年になって.....。 当時の陣容というと、人事院ビルにあったんですか。 人事院ビルだね。今のあそこへ移ったのはいつだったかな。

小川 結構新しい建物ですね。

たしか四十年前後だったと思ったな。

小川 ですか、 課の陣容というか、課員の数というのはどれぐらいだったん 建築指導課は、

あって四~五人いたのかな の係と試験の係と二つあったからね。そのほかに例の防火帯の班が 救仁郷 建築土班は、 課長補佐を入れて十人近くいたのかな。

例の防災街区でしたっけ?

防災街区の前に防火帯というのがあった。防火帯から防災

そして再開発法になる。

基準法というと、まだ市街地建築課が分かれていなかった。

になって市街地建築課をつくったわけですからね。 救仁郷 分かれてないんです。だから、防火帯の系統が集団と一 緒

カ所か試験問題を送って。 なるほど。当時の建築士班だと試験問題をつくって、全国何

救仁郷 てありゃしないから、みんなトランクに入れて、下げて持っていっ いせ。 送るんじゃなくて、そのころはクロネコヤマトなん

小川 当時の受験者は何人ぐらいだったんですか。 た。

救仁郷 正確に覚えてないけど、多分一万人ぐらいじゃなかったか

と思うけどね。

小川 てきた。 式な受験生です。二十六年に試験だから、ちょうど二十四年卒が出 救仁郷 一番最初の士法の施行のときには選考というか。 そうそう。だから、ちょうど僕なんかが第一回の士法の正

小川 合格率は今は十%ぐらいですけど、当時もそんなものなんで

すか。

救仁郷 ないかな。 僕はよく覚えてないけど、そんなに変わってなかったんじ

っ た。 小川 ただ、昔は科目ごとに毎年とっていってなんていう試験があ

登録

やっているだけで、ほんとうはその下のレベルの全体を上げること が、結局、あんな一発の試験なんていうのはほんとうにただ試験を 三十四年ごろじゃないかと思うんです。それは内田祥三先生あたり 救仁郷 負。それを科目制にしたのは僕が士班にいたときだから、三十三~ いやいや。 そのころは総合判定なんですよ。だから一発勝

小川(その当時、内田先生は大学の先生だったんですか。生のそういう思想がほんとうだと言って強引に押し切ったような。は大分反対論が強かったんだけど、僕はどっちかというと、内田先強する習慣をつけさせるために、科目制にしたほうがみんなが勉強が重要だと。そのためには、できるだけ不得意な科目も一生懸命勉

けですよ。 笠原先生とか、こういう大長老が法規委員会に首をそろえられるわ委員会に必ず相談するという習慣だったから、内田祥三先生とか、法規委員会というのがあったんです。基準法については、その法規救仁郷 もうやめておられて、学会でも大長老だったし。ただし、

小川 その法規委員会というのは省内に設けて。

の影響力はすごかったと。小川(そうすると、その当時、かなり学会の力といいますか、学会

小川、委員は学会で選ばれるんですか。
いるわけですよ。だから、例えば構造や防火の委員会で検討して、歴々がいるものだから、ほかの委員会よりもはるかに見識を持ってある意味では学会の中でも内田先生とか、笠原先生なんていうおめずその法規委員会を通さんとね。だけど、法規委員会というのは、救仁郷、強かったですよ。それは基準法改正なんかをやるときは、救仁郷、強かったですよ。それは基準法改正なんかをやるときは、

そうそう、

建設省はタッチできない。

小川 大分今の仕組みと変わってたんですね。

ほんとうに学会しかなかったんだ。救仁郷(そのころは建築センターはないし、何にもないんだから。

小川 そのあたりが変わってきたのはいつごろでしょう。 い川 そのあたりが変わってきたのはいつごろでしょう。

小川 建築センターができるのが四十年。

救仁郷 三十九年か四十年ぐらいだったかな。

きるのとは。小川(霞が関ビルはまたちょっと違うんですか、建築センターがで

救仁郷 あれとは直接は何にも関係ない。

聞きましたけど。

実務の効率化をするときに建築センターというものができてきて小川(ああいうものができてくるからということで、いろいろ行政っておったろうと思うな。解に郷)ああ、そうでしょうね。直接おそらく委員会をつくってや

というふうに思っていたんですが

ね 救仁郷 あの法律とは直接の結びつきはなかったと思うんですよ

法人として構成しようというような議論があったとか。 建築センターをつくるときは、 法律をつくって、 特殊

のでね。 補助みたいなのはもらっているはずですよ。出資のかわりにという ところが、出資はだめだというので、そのかわり一年か二年運営費 特殊法人とは言わんけど、出資の予算要求はしたんですよ。

京都時代につい

小川 されましたか。 し離れているのかもしれませんが、東京都では主にどういう経験を その後、 東京都に行っておられますけども、建築行政とは少

ち上げて、ちょうど美濃部さんの第一期のときだったから。 野さんが初代の課長で、二代目として僕が行って。江東再開発をぶ 東京都では結局、 再開発計画課長といって、亡くなった上

確保しようという構想があったんです。僕が行ったころは、ちょう みたいなのをばっと通して、そこで延焼をくいとめながら避難地を 会で発表でされたわけ。 当時、高山英華先生が中心になって江東デルタ十字ベルト構想を学 は結局、ちょうど総武線沿いと縦に一本、 江東再開発というのは内容はどういうものですか。 江東地区が大地震のときに、例の一番危険地帯というので、 そういうのが世の中に出たわけですよ。そ 木場のあたりに防火帯

> ういうのをうまくつなぎ合わせれば、何とか可能性はあるんじゃな 工場跡地がどんどん手に入る時代だったと思うんです。だから、そ をやろうという計画をぶち上げたんですよね ど江東区内の大工場がどんどん移転する時期にぶつかって、大きな けじゃないけど、拠点をつくって、そこを再開発して、 いかというので、そういう工場跡地を核にして、全部がつながるわ 避難地確保

川の、 小川 れが移転するというので、あそこは今は大団地になっていますよね 髭のやつとか、あそこはカネボウの工場があったし、それから小松 そういう大きな空地が出てきたというのと関係してい 救仁郷 あそこは日産化学だとか、いろんな大きな工場があって、そ 結構、江東区は公団の団地、都営の土地なんかありますけ そうそう。だから、一番最初にやったのが隅田川沿いの白 ますか。

救仁郷 小川 あそこは今言う亀大小。 亀大小。 それから、木場がある。

川 木場は今、公園になっていますね。

ね。 救仁郷 団地もあるし、だからあの辺も大分不燃化されてきているんですよ それから、 錦糸町のあの辺は公団の団地もあるし、

川 はなっているんですが、これはどうして。 あと、多摩ニュータウンのお仕事も担当されたということに

ただ名前だけ。 救仁郷 多摩ニュータウンの副主幹ということで、 それ は 兼務で、

小川 救仁郷 当時の東京都というのは美濃部さんの前後になるんですか。 美濃部さんの第一期ですよね。

小川

どんな感じでしたか。

いわゆる革新知事ということで、それ

までの東さんでしたっけ、土屋さんとやってきて。

きなさい。 技術屋はすぐ絵ばかり、 うか、零細工場はどうしても残して、零細工場の団地みたいなやつ だよな。だから、江東再開発のときでも、地場産業の中小企業とい 明にいかんから、 いと言うんだよね。 あれも一種の再開発だからというので、あれのマスタープランをね。 いと言って、そんなことを言っているんだね。それから、光が丘の を団地の中に取り込むという説明をしたら、工場は一切排除しなさ たけど、とにかくお坊ちゃんで、何にも世の中のことを知らないん 調子でね。江東再開発をぶち上げてから、部長や局長があんまり説 まあ、 それで、 お坊ちゃんだな。 おまえ、直接行ってこいというので、何回か行っ 書いて持っていったら、ここを副都心にしなさ 絵の前に理念を書きなさい。理念を持って だから、自分が言い出したら例 ഗ

小川

小川の光が丘のところですか。

れなさいと言う。(笑)ていうことにはなりっこないんですよと言ったら、何本か鉄道を入のは少なくとも鉄道網が何本か入り込まないと、そんな副都心なん救仁郷(そうそう。ここを副都心にしなさい。知事、副都心という

救仁郷(ええ。 小川)もう既に淀橋浄水場なんかは区画整理してた状況ですか。くってやらせておったけど、その監督というか、窓口は僕だった。あれは公社でやっておったけど、副都心公社といってね。公社をつ救仁郷(そうそう。だから、僕は新宿の副都心を担当しておった。小川(そのときは新宿の副都心の計画はあったんですか。

小川 そうすると、新宿と池袋と渋谷がいわば三副都心で、中心が

うのは、ずっとそういう形で進んできたんですか。丸の内とか、そういうところという、わりとそういう都市構造とい

小川(緑地帯を残すというやつはだめだったわけですね。救仁郷(三十年代の構想からそういう構造だね。

上崩れちゃったな。救仁郷(いわゆるグリーンベルトね。あれは昭和三十年代には事実

そうですか。あれはロンドンかなんかをモデルにしたんです

ዓ°

三十年代の建築行政につい

集団防火の規定を整備せんといかんというので。 集団防火の規定を整備せんといかんというので。 たから、防火地域にみんな木造で違反建築をやる。取り締まりようだから、防火地域にみんな木造で違反建築をやる。取り締まりようだから、防火地域にみんな木造で違反建築をやる。取り締まりようたのが火地域の違反が一番多かったんですよ。というのは、当時は救仁郷 基準法の歴史をみると、結局、昭和二十年代は耐火構造規

違反は少なくなって、そのかわり地価が上がると同時に今度は建ぺら、むしろ鉄筋は三階、四階を自発的につくるようになって、そのていって、土地の価格が上がって、そして有効利用せんといかんか反が。だんだんこのころになると鉄筋と木造の価格差が少なくなっそれから三十年代に入ると、経済復興と同時に今度は建ぺい率違

ったような気がする。て六割だったのを、三十平米控除を止めて。たしか三十四年改正だ四年のときだったかな。前は住居地域では建ぺい率は三十平米引いい率違反が。それで、とうとう三十平米控除を止めたのが昭和三十

小川
そうですね。三十四年。

うになる。 違反なんだから、建ぺい率は。だから、できるだけ現場に行かんよる法だって笑われながらもとにかくお手上げ。現場に行くとみんなきませんという。結局、このころになると、建築行政の担当者もざめかで、とてもじゃないけど、建ぺい率一割なんて、そんなもので救仁郷 そのころから、今、話に出たグリーンベルトの緑地地域な

小川 そういう審査で確認だけはしている。

の目をみるようになった。かというとこの辺でやっと建築行政が少し、いい悪いは別にして日らわれちゃってね。四十年代に入って日照問題が起こって、どっち救仁郷 確認だけ判を押しておけばいいというような無力感にとソー ネール・電子で通過で

小川 何とかしろと。

力感というのがどうしても残っちゃってね。救仁郷(うん。何とかしろというムードが出てきて。ところが、無

で、当時は最初のころは無届けも相当あったんですか。小川(着工届けだけ見ていますと、届け出の件数がやたら少ないの

双仁郷 無届けも相当あったんですよ。

あるのかというのがよくわからないんですけど。ろですか。あるいはそのためには、何か施策で強力に進めたものが小川ともかく確認だけはとれよというふうになったのはいつご

でもおそらく半分は違反だったんじゃないかな。く三十年代だと建ぺい率もまだきつかったからね。だから、大都市救仁郷(いや、あんまりね。だって、確認を出させたって、おそら

から、ともかくちゃんと役所にはそういうものは出すようになって小川(感じとしては、四十年代になって周辺がうるさくなっている

きた。

も本腰を入れて無届けの取り締まりに入ったりね。救仁郷(四十年代になってきて世間の風向きが変わったので、役所

小川 今もそうです。

と、現場へ行くと違反だらけで、手の施しようがないという無力感という思想だったんですよね。ところが、それが徹底しなかったのれさえチェックしておけば、あとは現場でチェックすればいいんだ事項というのは決まっているんですよ。だから、極端に言うと、そ救仁郷(そうすると、例えば木造の戸建てだと、図面に表示すべき

体系とは全然違った現実の行政になっちゃった。からそれがどんどん崩れていって、当初の陣容が理想としておった

使っての立て直しなんですけどね。小川(さらに立て直しをしなきゃいかん。これはみんな民間の力を

工事監理について

れ、ほんとうに出しているのかな。 契約から大体いいかげんだし、それから工事監理報告書なんて、あ 要の問題、士法を取り上げるときはぜひその辺を一遍やってもらい 理解しているのはほとんどいないはずなんだね。これを基本的に今 築士法、あるいは基準法で考えている工事監理という概念を正確に よ。ところが、結局、建築屋というか、建築技術者自身もそうだし、 よ。ところが、結局、建築屋というか、建築技術者自身もそうだし、 教仁郷 後でもっと詳しく言うけど、士法のときの国会の議事録な

小川 そういう部分もあって。

っても、建築主はあなたにも責任があるから、払ってくれというこた方に対して、名義貸しをしているから、その現場は知らないと言小川(うれしいことに十五年十一月に最高裁判決で、名義貸しをしるんだけど。それで、確認申請書には工事監理者といって麗々しく法文上は建築主が工事監理者を定めなければならないとなってい救仁郷(だから、だれが工事監理しているかも事実上は、ちゃんと

とが認められたんです。

救仁郷 払ってくれというのは?

っていたのであれば、不作為を問われるのは仕方がないと。 では、専門家である建築士が自分の名前が使われるということを知ら賠償を受けることはないと主張したんですけども、最高裁の判決してくれと。自分はただ頼まれて名前を出しただけで、現場に一切ができた。当然、施工会社にも請求するけども、工事監理を行ったができた。当然、施工会社にも請求するけども、工事監理を行ったができた。当然、施工会社にも請求するけども、工事監理を行ったがに、当然、施工会社にも請求するけども、工事監理を行ったができた。当然、施工会社にも請求するけども、工事監理を行ったができた。当然、施工会社にも請求するけども、工事監理を行ったができた。

救仁郷 そうなっているんだ。

安藤 工事監理者も変えることはできますね。予定で入れることはたと思うんですよね。工事監理者はどうだったかな。なと思うんですよね。工事監理者はどうだったかな。なと思うんですような状況があるので、ようやく最高裁が判決を出ども、そういうような状況があるので、ようやく最高裁が判決を出い川 なったんです。今回の答申の報告書にも書いてあるんですけ

小川 ただ、実際には出てないです。

できました。

いう判決が出たわけ?名前を使われた建築士が賠償責任を負うというのはちょっと。そう救仁郷(そうそう。だから、確認申請書に書いてあったから、その

プロフェッショナルとしては自分はこれはやらないと建築主に届小川(判決が出ています。ですから、そういう責任を逃れるために、

示をしていないという不作為での責任を問われる。け出るか、何か意思表示をしてあれば責任は問われないが、意思表

救仁郷 その辺はちょっと微妙なところだな。

のは非常に大きな問題だと思っています。うがそういう工事監理のノウハウをどの程度期待できるかというわれています。今回それは直そうと。ただ、実際には、設計するほらないと。実際には、名前を貸せということはよくやっていると言小川 思想は主文で確立しているので、そういうことをしっかりや

いんですよ。「いんですよ。」である、これですよ。「いんですよ。」では、これで、とにかく彼らの頭の中には設計しかなをきちんとやってくれって、建築士会、事務所協会、建築家協会を会長をやっておったときも、とにかく士法上の工事監理というもの救仁郷「それと、僕が指導課長のときも、それから建築審議会の部

か認識してないという問題もあろうかと思うんです。それは現場を検査するんじゃなくて、いわば現場での設計行為とし小川(ええ。設計の方が工事監理といって契約をしているんだけど、

部一人の工事監理者が確認することは不可能だから、部下の建築士やれば最低限の期待に合うのか。極端に言うと、配筋検査だって全と、基準法なり士法が期待している工事監理というのは、一体どうか。図面なら建築士が全部目を通すことはできるけど、現場の工事だね。だから、我々も今の現場の実態を考えて、どうすればいいのルをきちっとつくってくれと言ったんだけど、全然その気がないん話をしたときに、とにかく工事監理とはどうやるべきか、マニュア救仁郷 だから、僕は士会や事務所協会のトップを集めてその辺の

らんじゃないかと言ったって、何にもなきゃね。り、国交省がアウトラインをつくってやらんと。おまえ、なっておニュアルというのは何にもないんだよな。だから、その辺をしっか以外の者にも検査させて、それを確認すればいいのか、部下の建築士を使って検査させた記録を確認するだけでいいのか、部下の建築士

っています。 こ十のチェックポイントを設けて、建物を世に出すというふうに思 ということで、非常に問題になったんじゃないかなというふうに思 なくて確認だと。結局、この前の偽装問題でも、ヒューザーの小嶋 なくて確認だと。結局、この前の偽装問題でも、ヒューザーの小嶋 なっているんですね。ところが、今、お話を伺ったように、かなり ということで、非常に問題になったんじゃないかというふうに思って いることと、実際に起こっているんじゃないかというふうに思って はずだというふうにご主張されるわけで、そこのあたりが一般の国 ということで、非常に問題になったんじゃないかなというふうに思って いることと、実際に起こっていることとの乖離があまりにも大きい なりてもって、現場主義ではなくて書面審査、検査では ということで、非常に問題になったんじゃないかなというふうに思って なり、お話を伺ったように、かなり ということで、非常に問題になったんじゃないかなというふうに思って はずだというふうに思っていることとの乖離があまりにも大きい なり、お話を伺ったように、かなり ということで、非常に問題になったんじゃないかなというふうに思って はずだというふうに思っていることとの乖離があまりにも大きい ということで、非常に問題になったんじゃないかなというふうに思っていることと、実際に起こっていることとの乖離があまりにも大きい なっています。

教仁郷(今でも耳にしますよね。コンクリートの試験体とか鉄筋のに、今、現場を預かっている者としては思っておりますが。いるものを現実のものにできるチャンスが来たのかなというふうしをして、いわば五十~六十年をかけて、ようやく法律が予定して(今回も法律改正をして、さらに建築士法を工事監理も含めて見直

それから、同じことが設計にも言えるんですよね。僕は東京都で工事監理のマニュアルをきちっとやらんと。実際は現場とは全然違うなんて話を聞いたりね。だから、その辺の

試験体、溶接の試験体なんていうのは、いいものだけ持っていって、

いんだというような、そんな感覚でいるんだよね。 書の図面だけは記名捺印せんといかんと。ほかの図面はどうでもい ですよ。何でないんだと言ったら、これは確認申請書の図面ではな 面を見たら、建築士の記名捺印はほとんど九十何パー セントない いからと東京都が言うんだよ。だから、一般の人たちは、 審査会をやっておって、 総合設計の申請書が出るわけです。 確認申請 そ の 図 h

小 どうもね。 救仁郷 それも法律が意図しているものとは全然違いますから。 全然違うんだよ。東京都の職員がそう考えているんだから、

小川 救仁郷 なくなっていった。 れに対して責任を持って記名捺印せんといかんという感覚は全然 建築士事務所の指導という部分が非常に薄くなってい 薄くなっている。 だから、建築士は設計に携わったら、 ಶ್ಠ そ

それは非常に責任の不明確さを招きます

印すべきだと思うんです。そして、上でチェックしたのは建築士で、 確認のために別につくっているという世界ですよ。だから、それで 士として記名捺印する。そういうきちっとしたシステムをつくらん それも記名捺印する。それから、最終的にだれか総合責任者が建築 ているんだから、その人が建築士であったら、その人は必ず記名捺 そうすると、少なくとも建築士たる者が携わった図面については でやっているわけじゃないでしょ。 みんなが分担してやっている。 トップじゃなくて、部下で携わった人が、ドラフトはその人がやっ ほんとうにあの記名捺印という行為は全然形骸化してい もともと設計図書の一部を確認にという思想のはずなのに、 それと、大きな工事なんかになると、設計だって結局一人

> ゃ、どうしたらいいんだろうといって、計画変更したらいいんじゃ ないかとか、いろんなことが来るんですよ。 取り消し権は特定行政庁にしかないものですから、商売として不動 て、例えばある機関の確認をもらっていると嫌だから、消したいと。 けないことというのは非常に多いと今回の事件でも感じていまし んなことで特定行政庁は確認の取り消しなんかはしませんので、じ 産に傷がついているように見えるから嫌だとかというのは、別にそ いうと、 計画変更の手続きとか、 私どもももっと明確化しないとい

がしっかり見ることによって正されると思うんです。ちゃんときっ たりしっかり整理しなきゃいけないと思っていま ちゃうということも起こっちゃうんじゃないかなと思って、そのあ ちりしなきゃいけないし、他方でそういう紛れの多い行政手続きと いるものを計画変更で何とかごまかすとか、いろんなことが起こる いうのは結構きっちりさせておかないと、何でもかんでも適法にし んじゃないかということで、一方でそういう世間の目みたいなもの ところが、 あんまりいいかげんをやっちゃうと、今度、 違反して

ばいいんだという思想だったんですよ。ただし、後で僕が気づいた ですよ、 建築行政上、役所に最終図面がなければ困ることがいろいろあるん の なんですよ。だから、計画変更なんていうのは現場でチェックすれ んだと。あとは現場で少々の変更があったっていいんだという思想 な手戻りが生じない、大まかなところだけチェックしておけばい 準法の思想は、さっき言ったように確認というのは後で現場で重大 救仁郷 Ŕ それをやったら最終図面というのがないんですよ、 後の増築をやるとか、いろんなときに。それから、 僕なんかが小宮さんあたりからたたき込まれた最 初 の L١

るんですけどね。うシステムがどうしても要るんじゃないかなという感じがしていを提出してもらって、それを確認申請書と一緒に保管しておくといでき上がったものは必ず違うんだから、完了検査のときに最終図面

どれぐらい?

対仁郷 でも、完了検査を受けんといかんやつの検査率というのは救仁郷 でも、完了検査を受けんといかんやつの検査率というのはの残滓が残っていて、それをきっちりさせないといかんですね。ろが、今はまだ完了検査でいつも全部じゃないものだから、ざる法よくて、完了のときに完成図面があるというのがいいんです。とこより、 正論的には確認のときの図面というのは確認済証があれば

不信感をお持ちになるんじゃないかなと思っています。う不思議な現象があるので、そのあたりも一般の方が見ると非常にそういうところというのは、口を酸っぱく言っても上がらないといですね。千葉とか、埼玉とか茨城、関西でいうと和歌山が低いかな。にはなりました。ところが、低いところはいつまでたっても低いん小川(これは正確な数字はないんですけど、七十パーセントぐらい

不利益になるようなことはまだ何にもないわけね。救仁郷(完了検査を受けないと登記ができないとか何とかという、

を持っていないと、申請主義なので、完了検査申請がないと。検査あって。ただ、地方の実務の方が常に現場に行っているという心根検査をつけてくださいと言って大分よくなってきたということも公庫も前は全然完了検査なんかは見なかったんですけど、国が完了税制とタイアップしてしまえば、それは相当いくんじゃないかとか、ブリッジをつくるのはあんまりなじまないのかなと。住宅ローンの小川 実際には登記所は見ていますよと言うんです。ただ、法律で

たいなと思っています。ちの地域は自分たちで守るんだという意識をぜひ確認してもらいっていくと、難しいなと。地方分権になっているんだから、自分たなる。そういう三十年代あたりの感覚が地方行政の中で遺伝子となんだからというような感覚ばかりで、ほうっておくと困ったことに申請がないのは別につつかなくてもいいんだとか、来ないのが悪い

小川(そうですね。 救仁郷)だけど、意識改革というのはなかなか難しいな

五十一年改正について

適用が抜かれたものだから、防災関係で特殊建築物の用途拡大やら、救仁郷(五十一年改定は日影関係が主で、あと例の防火関係の遡及安藤(五十一年改正あたりの項目で幾つかお話を。

どうでしたか。 小川 デパート火災とか、そういった事件が起きたときは指導課は

仮使用とかだけが残った。

救仁郷のときは指導課長だったね。

気になったのか一緒に乗ってきてね。だから、消防庁より早かったうので、すぐ切符を手配して一番の新幹線に乗ったら、澤田局長もよ。それで、朝四時ごろになったら澤田局長から電話があって、大かったけど、千日前のときはテレビで深夜から放送しておったんだ救仁郷 大洋デパートは熊本だったから、そのときは直接は行かな外口が まのときは指導記長だったれ

ょ

ごいですね。小川(そうですか。でも、局長、課長がそのまま行くというのはす

らんものだから、やれやれと言う。 ちゃって、それで、あのときは建設大臣は亀井さんだったかな、福町村金吾さん。消防庁がすぐ遡及適用をやるんだと言って張り切っいうので、ちょうど自治大臣が今の町村さんのおやじさんだった。ままいすに座っていた。それで、煙対策をきちっとせんといかんとけじゃなくて、瞬間的ショックで死んでいるものだから、こうしたけじゃなくて、瞬間的ショックで死んでいるものだから、こうしたずっと案内してもらったけど、まだ客席に座ったままそのまま亡くずっと案内してもらったけど、まだ客席に座ったままそのまま亡くずっと案内してもらったけど、まだ客席に座ったままそのまま亡くがと郷 現場へ行って、もちろんまだ消防の現場の連中がいたから、救仁郷 現場へ行って、もちろんまだ消防の現場の連中がいたから、

ういう。

・
対別
・
は国会なんかはどんな感じです?
・
国会で質問とか、それに言ったんだけど、どうしてもやれ、やれと言うので。
は治す方法というのはいろんな方法があるんだから、一律じゃ無いろんな方法がある。人間の体と一緒で、とにかく病気になったととにかく建物というのは生き物だからね。でも、安全にするには

中から変わったという話を聞きましたけど、それはどうだったんで小川(最初はわりと百貨店業界も受け入れるみたいだったけど、途もじゃないけど経済的に成り立たないやつが随分出るはずですよ。して、先生方を回ってね。確かにそれは基準法どおりやると、とてとにかく遡及適用をやれという。途中から百貨店協会あたりが反対救仁郷(もちろん質問はあるんですよ。でも、最初のうちは国会で

לי לי

考えてなかったんじゃないかな。救仁郷(そんなひどい工事費がかかるなんていうこともあんまり

小川 じゃ、実際にいざ試算してみると。

れで、実際に試算したら、これは大変だというので。救仁郷(それで、一遍流れたんですよね。継続審議になってね。それ)())。

小川 起こった。 ゃった。そうしているうちにこれは大変だというので、反対運動が とほとんど同じじゃないかなんて言ったもんだから、野党が硬化し ゃないとか、今の環境法案みたいな理屈で反対して、それで結局 って名前で出したんですよ。そうしたら、野党がみんな開発だけじ て、継続審議で流しちゃった。それで、 んで通すはずだったんだ。その後に基準法が追っかける予定だった。 ちょっと直してかけて、野党もそれでいいというので、しゃんしゃ 環境問題とか、いろんなのを入れた形で出し直したんだ。それで、 僕も正確じゃないけど、一遍政府提案で国土総合開発法だったかな すよ。そうしたら、国土計画法のそのときのいきさつというのは 救仁郷 議員提案かなんかで修正だったか、ちょっと忘れたけど、とにかく ただ、そのときの総理は田中さんで、田中さんが最初出したやつ 一回流れたというのは、それは国会のほうの事情ですか。 それもおかしな話で、例の国土計画法がかかっていたんで 追っかけで基準法も流れち

小川 結局、二国会流れたんでしたっけ、あれは、

救仁郷をう、二国会ぐらい流れたな。

救仁郷 政府が落としたんじゃなくて、衆議院で削除したんですよ。小川 最後にそこは落とした形で同時に展開するようになった。

いた。 小川 法案は出ていたということで、国会の中にあるからというこ

ک ر

議論するんです。共産党や社会党は原法案に賛成なんです。削除した法案と両方一緒にかけるんだね。僕はへえと思って、両方ね。僕もあんなのは初めて経験したけど、参議院では受ける法案と議院で削除して、参議院に回して。そうすると、おもしろいんです救仁郷 そうそう。それで法案を出して、遡及適用のところだけ衆

小川 つまり何で落とすんだという話になると、これは答弁が政府

答弁になるわけですか。

救仁郷 いやいや。

小川 それはやらないんですか。

救仁郷 それは衆議院から先生を呼んできて、衆議院の理事さんが

説明だ。

小川 なかなかこれは酷だからとかいうことですか。

とは思いますが、修正されてもいろいろやりますというぐらいしか救仁郷(そうそう、そのとおり。だから、政府のほうは原案が理想

か、新しい今の。 それから、僕が参事官のときかな、例の構造計算の震度法かなん

言えないんだ。

小川新耐震。

新耐震基準について

おい、大丈夫かって。大丈夫かというのは、末端までこれはみんな救仁郷(そうそう。あの規定を入れたときには、僕はほんとうに、

のだから、おい、ほんとうに大丈夫かと言ってね。のだから、おい、ほんとうに大丈夫かと言ってね。というないは大丈夫なんだと。だから、下のレベルをいかに、その上のレベルは大丈夫なんだと。だから、下のレベルをいかに、そのたちが理解できるような仕組みにせんといかんとなってね。それんたちが理解できるような仕組みにせんといかりとなってね。それの実態を知っていたというの建築士のレベルが問題で、上のほうの建築規定というのは、武藤先生とか梅村先生が言っておられたのは、と規定というのは、出藤先生とか梅村先生が言っておられたのは、と規定というのは、出藤先生とか梅村先生が言っておられたのは、と知能を知っていたというに大丈夫がと言ってね。

盤係数というのはあるんですか。(例えばあのとき初めて地盤係数というのが入ったのかな。今、地

小川 あります。

係数のどっちを選ぶかなんていうのはえらい違いなんですね。そんな精密にして計算してほんとうに意味があるのと言って。地盤いうのは。だから、そこのところを有効数字一けたでやっておいて、じぐらいの一けたの有効数字の数字でしょ、たしか地盤入力係数と救仁郷 あるでしょ。あれは震度0・一とか、0・二というのと同

小川 地盤ですごく効いてくるんですよ、確かに。

は聞いた覚えがあるんだ。救仁郷(そうしておいて、精密な計算して意味があるのと言って僕)

議論になったと聞きましたけど。で、そういうものがあるんだから、現場ではこなせるというような小川(結局、あのときは並行して電算プログラムなどが発達の途上

いうのは計算じゃないよと。とにかく構造計画なんだよと。それを救仁郷(だから、武藤先生、梅村先生が言われたのは、構造設計と

したためにみんな忘れちゃっているんだね。 大切にしなけりゃ、計算なんて意味ないんだよと。計算というのは したためにみんな忘れちゃっているんだね。 したためにみんな忘れちゃっているんだね。 が出てくると、梅村先生あたりから教わったのは、とにかくある 最後にチェックするためにあるだけだと。今度の姉歯問題みたいな したためになけりゃ、計算なんて意味ないんだよと。計算というのは

小川(そうですね。

ころを忘れるというか、勉強してないんだな。救仁郷(その辺が今度の、確認機関の技術者もそういう基本的なと

もできないですね。そういう技術が浸透してなきゃ、チェックするとか何とかというの小川(勉強してなかったり、忘れたりしているわけで、根っこ側に

通省はどういう見解。基準って何なんだという議論があったでしょ。あれに対して国土交のチェック方式がそれぞれでこぼこがあると。一体、基準法の最低救仁郷(それから、新聞でもちょっと問題になったけど、例の三つ

みると、限界耐力計算というのは地盤がものすごく効きます。ただ、んと置きかわるんじゃなくて、その土地の数値に入れる。 試算しているのが限界耐力計算ですから、限界耐力だと、先ほどの地盤の係準と限界耐力計算というのは、いわば新耐震基準をより精緻化して小川 エネルギー法とかの対応はまた別なんですけども、新耐震基

ないですね。りは基準の設定のルールとしてはちょっとわかりにくいかもしれて、0・八から一・二ぐらいまで動くということなので、そのあた略算法と精算法が、例えば有効数字でいうと、0・一けたじゃなく

式でも認定すればいいんだという考えを性能規定の基本に置いていただ。それを建設大臣が認定すれば、民間でつくったチェック方説明をすると大体みんな納得して、説明も大体同じですよね。それで、そういうところは例の性能規定に変えたときの、僕はそれをチェックするときに、ある略算法的なやつでやると、これよりいんだ。それを建設大臣が認定すれば、民間でつくったチェック方は必ず上に来るけど、少し余裕があるんだけど、それをきちっと精いができます。という説明をすると、からとさいのときは建築審議会をやっておったから、外国の例なんかをずっとしたができると大体みんな納得して、説明も大体同じですよね。とれて、それを建設大臣が認定すれば、民間でつくったチェック方がのときは建築審議会をやっておったから、外国の例なんかをずっと情にも記述する。

想ができなかったんです。 も基準があるのはおかしいということで、結局、時間切れでその思 そういう思想があったんですよ、審議会の答申には。外国はみんな それをやっているわけ。法制局の参事官は、最低基準だから、幾つ それをやっているわけ。法制局の参事官は、最低基準により、チェックしてみると、必ず上にいくということ 民間でこういう基準で私のところはやります。その基準は定められ 答申したんですよ。そうしたら、結局、その思想が法制局で通らな

かったんだね

ところが、構造のところだけは、さっきあなたが説明し、僕が説

明したような二重基準みたいなやつになっているんですよね、事実

く て、 民間の提案をもとに大臣告示でつくって。 ただ、民間から提案したやつを認定しているというんじゃな

救仁郷 大臣告示でつくったというだけでね。

小川 よっとね[®] だけでね。日本の場合には行き過ぎちゃって、とにかく下のレベル でやっているというんだな。ほんとうの一部の専門家が使っている うことでいいところ取りをどんどんすると、紛れというか、外の人 得意が出てくる。限界耐力法だって、精算するとかえって不利なや もみんな難しいことをやらんといかんというような、その意味でち 性能規定にしたけど、実際上九十何パー セントは従来の仕様書方式 救仁郷(性能規定を一番最初にやったイギリスのを聞いてみると、 から見ればわかりにくいとなっちゃうのはしようがないですね。 つだというのがもし出たとすれば、やらないわけですから、そうい できるとか、そういうのがあって、建物ごとの構造ごとで得意、不 出てくる。 あのエネルギー 法は例えば鉄骨だとわりとシビアに評価 上の方が扱いやすいというか、エネルギー法とか、いろいろ

きているところの影響なんだと思うんですね。どうしてもそういう う国がお上が推薦したものはいいんだみたいな思想が引っ張って 大臣認定というものが、ある種市場で価値がある。これは日本とい 問題と一緒になってきているんじゃないかなと思っているんです。 ふうに新工法だとか新材料は、大臣の認定があるから大丈夫ですよ 大臣の認定をとった工法だとか、大臣の認定をとった材料だという 変ですね。 ですから、 あれは多分、商品とか工法の開発との

> いいものですよという、どうもそこが日本人はお好きのようでござ いますね。

L١

建築士のレベルアップ

救仁郷 姉歯みたい な問題だけじゃなくて、うっかり間違えたのが

川 結構あるんだよね。 ええ、ありますね

救仁郷 じゃないかな。今、建築投資額は三十兆円切れている。 構造計算をせんといかん建物の総工事費は二十兆円ぐらいあるん か。僕は前からマクロに物をとらえる習慣があって、今、おそらく って確保するかという、その辺を真剣に考えんといかんのじゃない だから、そのためにはさっきの底辺のレベルの質をどうや

小川 三十兆円ぐらいだと思います。

は多いのよ、量的に。 救仁郷 ぐらいでしょ。案外、 構造計算せんといかん建物というの

当多くなる。 小川 件数は少ないかもしれませんけど、延べ面積とかにすると相

構造計算をする構造技術者が何人いるかというと、一人諸経費も含 めて年間収入が一千万円とすると五千人。そのうち、ちゃんと理解 として二十兆円だから五百億円だ、年間。 るのかな、工事費の構造計算費用というのが。0・二五パーセント 算すると、例えばどれぐらいだろう。 0・三パーセントぐらいかか 救仁郷 ると思っているんですよ。そうすると、二十兆円できちっと構造計 だから、金額ベースでいうと、 おそらく二十兆円ぐらい そうすると、五百億円の あ

アギル。 てもらうかということが、建築行政の使命じゃないかと思っている四千五百人にいかに理解してもらって、ちゃんとした建物をつくっして、難しいことを理解できる人はおそらく五百人ぐらい。 あとの

ますか。うに言われちゃうんですけども、そのあたりは見ていてどう思われい川(そういう専門性を磨く方が建築士の中では少ないというふ

んですね。

い川 今回、ピアチェックという形で、それこそ五千人の中の方に小川 今回、ピアチェックという形で、それこそ五千人の中の方に小川 今回、ピアチェックという形で、それこそ五千人の中の方に小川 今回、ピアチェックという形で、それこそ五千人の中の方に

技術者の配置、専門性がどうなっているかということを抽出で何百ないからね。大手のゼネコン、中堅のゼネコン、小さいゼネコンの救仁郷(建築士の配置とか、専門性とか、その辺は何にもデータが

件か調べれば、大体大まかなにはわかる。

築士はどれぐらいるの。 築士はどれぐらいるの。 第二はどれぐらいるかという検討をやったんだけど、今、一級建 大れがいいのかどうかというのは今回も議論があるんですけども。 大れから、その他業務ですね。結局、形式はとっているけど、建築 小川 計画というか、意匠をやりますという人がものすごく多い。

小川 今、三十万人ぐらいです。

法上の設計工事監理にあたっている人というのは一割。救仁郷(三十万人と言っているけど、おそらく三十万人のうちで士

らいが設計工事監理だというようなことをおっしゃいます。うすると二十万人。よく言われるのは、二十万人のうち大体三割ぐている方がおそらく十万人ぐらいはいるんじゃないかと思って、そ小川 三十万人いますけど、いわば労働市場から既に離れてしまっ

小川ええ。救仁郷五一六万人。

あるんだ。 おののですよ、外部折衝だとか、そういうことに追われちゃって。いはずですよ、外部折衝だとか、そういうことに追われちゃって。監督はしているけど、士法上の工事監理的なことはほとんどしてないは、事監理をやっているのはその半分じゃないかというような気救仁郷 僕が言っているのは、五~六万人という数字で士法上の設

小川 非常に多いです。建材とか、そういうところの営業、プレハ

トとかですね。いいうのは営業の方。あと、行政、教育、まちづくりのコンサルタンブとか、そういうものを含めてのクライアントとの直接折衝すると

再び工事監理について

んという規定が必要になるような気がするんだな。 地というのは設計事務所ともゼネコンともほとんどしてない。その責任になっているけど、施主への責任を追及するわけにいかんたころは、工事監理というのはとにかく設計事務所がやって、工事監理はゼネコンの現場のだれかが工計は設計事務所がやって、工事監理はゼネコンの現場のだれかが工計は設計事務所がやって、工事監理はゼネコンの現場のだれかが工計は設計事務所がやって、工事監理はゼネコンの現場のだれかが工力な、工事監理というのはとにかく設計事務所じゃなくて、設めという規定が必要になるような気がするんだな。

かわかりませんけどね。 かわかりませんけどね。 たらいいんじゃないのと言ったら、それは前回の十年改正のときもんだけど、なかなか法律的に難しいと言われて。工事監理者は書いということで。私は工事監理者の名前を現場に表示させろと言ったと、行政庁がもし白紙だったら、ずっと追いかけなきゃいけないし小川 決まってないのがおかしいんですよ。だから、ほんとう言う

救仁郷 それは書かんとおかしいな。

工事監理というのはあくまでも現場の建物と設計書の照合。 とうすると、現場はだれの責任だというのと、そうすると、現場はだれの責任だというのと、それからその工事を という はいという話にならない。そういうことで言うと、施工 判断はおかしいという話にならない。そういうことで言うと、施工 判断はおかしいという話にならない。そういうこと。もしオーソライズし ただ、なぜ表示するかというのは周辺に対する周知なんだと。 小川 ただ、なぜ表示するかというのは周辺に対する周知なんだと。

したね。
したね。
したね。
したね。
に乏しいだろうと。施工会社が建設業の許可があって、一応技術的にはしっかりしている。そういいかというので心配だというならまだいいけど、建設業というのはれば、建ち上がってきたけど、自分の庭のほうに倒れ込むんじゃなに乏しいだろうと。施工会社が建設業の許可もないということであしたね。

救仁郷 今の現場の実態を言うと、設計事務所が工事監理をしてい

常な形にできるのかどうかね もちろん契約もそういうことだから。だから、それをどうやって正 実上士法で期待している工事監理なんていうのはしないですよね。 よ。殆どは竣工までに何回か見には行っているかもしれんけど、事 らく件数からいうと、0・何パーセントしかしてないと思うんです るというのは、 ほんの大手の事務所の一握りしかないでしょ。おそ

すから、 じゃなくて、人間というのは必ず間違いがあるから、そこの部分を てくれるだろうというぐあいになっているかもしれないので、そう すよというふうに決める。そこで、建築主は何もわからないわけで をやるんだと。それはどの程度のことを、松竹梅あるかもしれませ 築主であれば理解できるだろうと。 チェックに幾ら払いますかということをしっかり説明をすると、建 第三者というか、別の人格の人が見てチェックするんですよ。その んけれども、説明した上で、建築主にこういう内容の監理で契約で ほうに義務づけをしようと思っています。工事監理はどういうこと 今回、士法の改正では、重要事項説明として建築士事 施工会社に大きい金を渡しているんだから、ちゃんとやっ 一務所の

らい 律上は請負の建設会社に工事監理をやるという契約を結んでくだ 事監理に当たらないので、単なる指導という形になりますから、法 とやってください。そうすると、竹梅になると、これは法律上の工 る工事監理に当たりますから、これは工事監理の契約を私のところ そこまでいかんといかんわけでしょ。 それと同時に、松竹梅があって、松だと法律で言われてい

まあ、 そういうのがうまくいくかどうかね、世の中で。 そんなふうになるかもしれませんね

> 小川 がどんどん増えるだけだということになるから、そこは 格制度をつくっていることの意味を、ご意見をいただいたうほがい l١ かなと思っています。 でも、そこができないことには、 検査する行政のほうに負担 きっちり資

世 の中の流れと行政のあり方について

現役に一言ございましたらぜひ。 最近の建築行政や現役世代ということで、 今までのお話以外で、

とにかくご苦労さんと言うしか。

川 った時代というのは理想に燃えて、いささかそういうところがあっ 期待は絶対しちゃだめだ。どうか知らんけど、基準法、士法をつく 机の上で制度をつくったから、世の中がそのとおり動くなんていう うことはまず期待できない。それよりも世の中がこうしたいという うやって全国の人たちに徹底できるかだね。僕の長い行政経験から んな感じだな たときには、どう正常化するかということで苦労せんといかん。そ てね。それで、結局、 流れに沿って制度が動いたときに、初めて世の中に定着するんだね。 言って、法律、 という流れで、極端に言うと、確認よりも現場だという、それをど 救仁郷 我々はそうですけど、別の分野もあるでしょうか 実際、 制度をつくったから、世の中がそのようになるとい 難しいと思うんだけど、確認、 世の中で悪戦苦闘して、うまくいかなくなっ 中間検査、 完了検査

小川 つまり理想は高く掲げて、ただ現実はこんなところであって、 そういうアプローチというのはどういうふうに評価されま

の判断というのはどうだったのか。んが、そんなことをいろいろ考えられると、二十五年のときの先達ょっとしたら防火、耐火がまだまだ必要なまちだったかもしれませじゃないか、もうちょっと現実密着型で。そのかわり都市とか、ひーチと、二十五年の時代につくるときに別のアプローチがあったん今、ようやくアジャストに着いて、半世紀以上たったというアプロ

小川 現実的ですね。
小川 現実的ですね。
かいには居専用地区があったり、要するときは、マスタープランに沿んですよね。僕はそのとき都市計画屋さんとしょっちゅう議論したんだけど、アメリカの用途地域を見ていると、工業専用地区の街区の隣に住居専用地区があったり、要するに現状是認主義なんですね。だから、それを受けて悪戦苦闘した面があるがは、どっちかというとドイツも一緒だけど、一応、現状は認めてよね。どっちかというとドイツも一緒だけど、一応、現状は認めてよね。どっちかというとドイツも一緒だけど、一応、現状は認めておいて、もし建て替えて用途変更するときは、マスタープランに沿されたですよ。だが、がりにであるがあるがは、アメリカの用途地域を見ていると、工業専用地区の街区がですよ。だが、ですよ。でである。

うことではねつけられて、それで例の何とかの方針というやつ。何にも効力のないものをつくったって意味がないじゃないかといら、マスタープランというのをきちっとした形で法制化しようといった。新都市計画法をやったときも、僕がそう言っているものだかたら百年先のことばかり言っているから、現実と合わなくなっちゃ救仁郷 日本もそうなっていながら、日本の都市計画というのはや

小川 整備開発保全の方針。

小川 らったんですよ。それをつくってあれば、工場が抜けて、工業地 たものだから、工場が残っている以上はどうしても工業地域 救仁郷 気がしますね。今や東西線の南側もみんな住宅になっちゃっ そういう素地をつくった。だから、その辺が現実と理想とうまく使 をつくるとは何事だというような意見が随分あったから、そういう は住居、商業系に変えていきますという整備開発方針をつくっても 通りから北は今は工業地域に指定してあるけど、将来の方向として 専に残さんいかんところがあるわけですよ。だけど、東西線のあの 市構造ががらっと変わるんですよね。江東再開発を特にやっておっ 画法ができるときに東京都にいたものだから、そのときに当時、都 い分けて、行政をやっていくという難しさじゃないかというような 方針を公表しておいて、公団住宅が工場跡地にできるようになる。 のままでそこに団地開発ができる。当時は工業地域の中に公団住宅 豊洲とか、 ああいう形に結局したんだけどね。僕はちょうど新都市 みんないけなくなっちゃいましたからね。 なりエ

てというんですかね。まちの感じ。世の中に出て。京都の行政経験のほかに、東京都を見ていてどうですか。東京を見東京都の建築審査会長もずっとやっておられていて、ですから東

私道について

れがやたらに多いんですよ。案件の三分の二はそれなんですよ。僕書きが建築審査会にかかるようになったでしょ、私道の許可が。あ救仁郷(前から僕の持論なんですけど、前の改正で四十三条ただし

いな私道というのが全体の三割ぐらいあるな。基準法上の道路というのはその半分もない。だから、非常にあいま二は私道だな。そのうち基準法上の道路位置指定とか、例のあれで、東京の多摩も二十三区も含めて、道路のうちの数からいうと三分のも大体は私道問題というのは知っているつもりだったけど、改めて

すね。か、耐震改修の話もそうですけど、やっぱり接道の問題が出てきまか、耐震改修の話もそうですけど、やっぱり接道の問題が出てきま小川(ずうっと接道の問題があるんですね。ところが、建て替えと

No.

No.

いo.

いo.

で、それと基準法の接道行政をうまく結びつける方策はなたいうか、法的に安定させる仕組みを早くつくって、それと基準法の接道行政をうまく結びつける方策はなて、たまたま法務省が地籍調査をやっているでしょ。あれで大分そというか、法的に安定させる仕組みを早くつくってくれんかと言ったいうか、法的に安定させる仕組みを早くつくってくれんかと言ったいうが、法的に安定させる仕組みを早くつくって、それと基理にも市街地建築課にも前から言っているのは、私道をきちっと整理救仁郷 だから、四十三条ただし書きで苦労していた。僕は東京都

てる。 では、特定行政庁では無理だ。だから、それは市町村長の事務にしれは事務としても市町村に任せんと。とてもじゃないが、都道府県とかという新法が要るんじゃないかという感じがする。しかも、そ中だけではちょっと難しいなと。だから、新しく私道整理法とか何ーそのとき、僕もいろいろ感じているのは、どうも基準法の体系の

なかった。何か入れたとか何とかってこの前ちょっとだれかから聞既存不適格の適用緩和問題。あれが単体規定だけで、集団規定には、それからもう一つそれに関連して、今は少し直っているのかな。

いたけど。

しながら、あきらめましたね。してのあり方を崩すという話で、そこはたしか我々も市街地と相談う道を開くというのは、さすがにそれは無理だというか、法体系といて緩和を入れました。形態を維持したまま実態的に存続するとい小川 十六年改正で、大規模修繕、模様替えまでは既存不適格につ小川 十六年改正で、大規模修繕、模様替えまでは既存不適格につ

ちんとやっているんですよね。路じゃないと。それで、事実上沿道の人たちは道路だと思って、きら、四メートルで奥行きが長過ぎて、回転広場がない。それで、道四メートルあるんですよ。ただ、問題は隅切りがしてない。それかっき三割が基準法の道路じゃないと言ったでしょ。その中で半分は救仁郷 それと、僕が言っているのは、例えば基準法の道路に、さ

ないんですよね。一遍それを出すと、敷地を分割して建て売りされたとき、とめられし書きで、そういうのはみんなが同意して出しているわけですが、そういうところで今何が起こっているかというと、四十三条ただ

止めたいわけ。 がだというのは、基準法上なかなか言えないんです。でも、それをやつを持ってきたときに、こっちはいいけど、おまえのところはだ隣の敷地を建て売り屋さんが買って、二つに分割して百平米以下のその道路に沿ってこの家を四十三条ただし書きで許可しておくと、

いといけないかな。小川(そうすると、最低敷地基準の制限とかをざっとかけておかな

だと八十平米というところもあるしね。敷地という概念を入れれば救仁郷(それもせいぜい百平米ぐらいしかできないでしょ。三多摩)

それができるよね、敷地分割は。

小川 分割したら。

いうのは何で必要なんだと。結局、防災上しかないんですね。いうのは何で必要なんだと。結局、防災上しかないんですね。といいの廊下でつながっているだけでしょ。そうすると、一体接道とらいは百平米未満ですよ。大阪市では六割は百平米なんだからね。らいは百平米未満ですよ。大阪市では六割は百平米なんだからね。らいは百平米未満ですよ。大阪市では六割は百平米なんだからね。らいは百平米未満ですよ。大阪市では六割は百平米なんだからね。らいは百平米未満ですよ。大阪市では六割は百平米なんだからね。らいは何で必要なんだと。結局、防災上しかないんですね。

小川 防災上は救急車が着かないとか。

だから。救仁郷 救急車というのはマンションの各戸までは行きゃせんの

ればいいんだもんね。

小川 それは救急隊が行く。そういう意味ではそうですね、確かに。小川 それは救急隊が行く。そういう意味ではそうですね、確かにの川 それは救急隊が行く。そういう意味ではそうですね、確かにの川 それは救急隊が行く

理なんかをするときは、思い切ってその辺は考えてやったほうがい柔軟に考えて。一般的にやれというんじゃないよ。密集市街地の整だから、密集市街地の整理なんかのときには、その辺ももう少し

ったら、減歩をものすごくせんとできないよ。いんのじゃないか。あれに四メートル道路をみんな接道しろなんてい

たら部分的にはできるところもあるかもしれんけど。教仁郷(だから、理想論と現実論の。クリアランスしてやれといっ今だったら現状維持でしょうけども、なかなか難しいところですね。に、あるいは進めやすいようにしろという方向の声もありますね。から、一方ではクリアランス型のプロジェクト型を進められるよう小川(ただ、密集の場合は土地の高度利用とか、そういう話もある

小川 地方都市とか、古い街並みを維持するためにというのは、そ

救仁郷 長崎とか下関へ行くと、階段だらけの道路しかないところれはご指摘の手法が柔軟にやれると思いますね。

がいっぱいあるから。

念の話みたいなのはないだろうから。小川のりますね。そういうところは別に土地利用をめぐっての理

印象に残った方々について

があれば。あの人に指導されたとか、できが悪いので困ったとか、そういうのかに列伝ということで印象に残った上司とか、あるいは大臣とか、小川(あと、思い出ということで、今までは行政課題ですけど、ほ小川(あと

項を箇条書きして、丸と三角とバツをつけておけって。バツはこれ竹下さん。この人は、おれは大臣は答弁は要らんと言って、質問事に残った大臣は木村武雄、とにかくおもしろい人だった。それから救仁郷(昔の政治家で、人間的な魅力と勘がいいということで印象

らんと言って、それで通っちゃう。むにゃ言って、丸はお説のとおりと言えばいいんだから、答弁は要はちょっと難しい問題ですなといって答えるからと。三角はむにゃ

小川(実際、そういうふうにやっちゃったんですか)

救仁郷 うん。

ああ、いいや。結局、次の日になったらやらない。「おれはどうしても明日やるんだ」と言って、大臣にそう言ったら、た生がどうしても大臣にと言っておったと行ってこいと。そうしたら、先生がどうしても大臣にと言っていますよと言って、もう一遍行っただ、記録として残しておかんといかんからといって答弁書は一応

小川なるほど。

救仁郷のあっても局長にさせて、向こうも何とも言わん。

小川(大臣以外で住宅局の先輩なんかは。)

ておけ。
り勉強はとにかく思い切ったことを幾らでも勉強しておいて、温めらうまくいかないぞと。それはしょっちゅう言われたね。そのかわらうまくいかないぞと。それはしょっちゅう言われたね。そのかわいときは勉強しておけと。だけど、行政官としては、それがすぐ物いときは勉強しておけと。だけど、行政官としては、それがすぐ物教仁郷 澤田さん、尚さん、稗田さん。尚さんが言われたのは、若

小川の稗田さんはどんな感じだったんですか。

救仁郷 稗田さんは大阪のときからずっと仕えていたから。あの人

はひょうひょうとして。

小川 ほかに事務の局長さんなんかはどうですか。山岡さんは直接

ですね。

たけど。
小川 河野さんの秘書官をやったころの逸話とかを聞かされましの人は陸士の出だけあって、仕事をきちっとやっていく。ったかもしれない、山岡さんとは。指導課でも一緒だったしね。あ救仁郷 直接一緒にずうっと、政策課でも一緒だったし、一番長か

てもらったほうがいいんじゃないか。
てもらったほうがいいんじゃないか。
というのは無理だと思った。だから、少しずつ。行政というのは法というのは無理だと思った。だから、少しずつ。行政というのは法というのは無理だと思った。だから、少しずつ。行政というのは法というのは無理だと思った。だから、少しずつ。行政というのは法というのは活を逆流させることは絶対できない。方向をちょっと変いることはできるかもしれんけど。だから、方向を抜本的に変えるというのは無理だと思った。だから、少しずつ。行政というのは法というのは連続が、基準法の工事監理とか何とかを含めて、特に工事教仕郷 さっき言ったように、とにかく僕が一番気がかりなのは建

あれは実際には。 三~四年前かな、士法の改正をやって、必ず文書で契約すると。

小川 やってないですね

れば、必ずやる。今は確かにそこは士法は法律どおりつくりなさいんかでそういう書面交付の状況をチェックされるということがあい川(やっぱりチェックがないとだめなんですよね。だから、二〜動こうという気分にならせるような知恵を出さんといかん。が仏なに簡単には動かんでしょ。だから、制度をつくっても、世の中は救仁郷(やってないでしょ。だから、制度をつくっても、世の中は

うところがある。 なんて書いてあるけど、それをだれもチェックする人がいないとい

こうあるべきだ、あああるべきだとか言われても、その実態が追いちのほうにかけていくようなことがありますね。あんまり理想論でき、自分たちで一生懸命流れをつくっていくというと、自然とそったんだからと言って彼らが一生懸命PRして、連中にやらせる場合もあるだろうし、その辺の使い分けも必要だね。何とか建築士制度か、士会の。あれは自分たちでやって、一生懸命やって。度か、士会の。あれは自分たちでやって、一生懸命やって。度か、士会の。あれは自分たちでやって、一生懸命やって。度か、古会の。あれは自分たちでやって、中生のではいんですけどらは別に意図してそうしようと思ったんじゃ全くないんですけども別に意図してそうしようと思ったんじゃ全くないんですけども問いたが、あのあたりがみんな今回の改正のほうに来ている。僕をしてやったほうがいい場合もあるだろうし、それから士会とかなりにがあります。

X藤 大変長時間ありがとうございました。

だめになる。

ついてないと、制度としての仕組みはつらいし、仕組んだところで

救仁郷 つまらん話で。

ウ川 私の知らない話があって、随分勉強になりました。(終わり)

住宅・建築行政 オーラル・ヒストリー

片山 正夫

(元建設省住宅局長)

*

[2006年(平成 18年)11月 15日 13:30~15:00]

[インタビュアー](肩書きはインタビューの時点) 住宅局市街地建築課景観建築企画官 真鍋純

片山正夫(かたやま・まさお)

昭和9年10月29日生

```
昭和32年 建設省 住宅局 住宅建設課
昭和34年 建設省 住宅局 宅地課
昭和36年
      建設省 住宅局 宅地課 係長
      建設省 住宅局 宅地開発課 係長
      建設省 住宅局 住宅建設課 係長
昭和40年
      建設省 住宅局 住宅建設課長補佐
昭和41年
昭和43年
      建設省 計画局 総合計画課 計画官
昭和45年
      建設省 計画局 総務課 計画官
      茨城県 土木部 建築住宅課長
昭和47年
      群馬県 土木部 住宅課長
      建設省 住宅局 住宅建設課 建設専門官
昭和49年
昭和50年
      建設省 住宅局 市街地建築課 住環境整備室長
昭和53年
      建設省 大臣官房 政策企画官
昭和54年
      建設省 住宅局 市街地建築課長
昭和57年
      建設省 住宅局 建築指導課長
昭和59年
      建設省 住宅局 参事官
      建設省 大臣官房 審議官
昭和61年
      建設省 住宅局長
昭和63年
      辞職
```

その後、財団法人建築技術教育普及センター理事長等を務める。

いすることはかないませんので、勝手ながら幾つかテーマを絞らせ 幅広い行政分野に携わってこられましたが、本日そのすべてをお伺 幅広い分野の行政をご担当された諸先輩方にお話を伺っておりま 伺うことといたしました。片山理事長は現役時代に加え、退官後も 国土交通政策研究所と住宅局との協力の下、局長・課長のご経験者、 しくお願いします。 ンター 理事長の要職にあられる片山正夫様にお時間を頂き、お話を 本日は、 住宅・ 本日は、 お話を伺ってまいりたいと考えております。理事長、よろ 建築行政オーラル・ヒストリー編纂のため、国土交通省 住宅局長をお勤めになり、 大変お忙しい 中 お時間を頂きありがとうござい 現在も建築技術教育普及セ ま

建設省に入省

設五カ年計画が制定されたのも、やはり三十二年です。このような 時期に建設省に入省されたわけですが、まずは、入省当時の大きな 中心となる政策の柱が確立する時期にあったと考えられます。 宅公団法が三十年に制定されており、まさに建築行政・住宅行政の 金融公庫法が昭和二十五年、公営住宅法が二十六年に制定され、 設省住宅局に入省されておられます。建築基準法、 当時は住宅戸数が二百三十三万戸不足しており、 と思います。 まず、 特に重点を置かれた分野について、 理事長のご経歴を拝見いたしますと、昭和三十二年建 お話を伺ってまいり 建築士法、 最初の住宅建 住宅 ま 住

片山 私が入省したときは、今の話にもあったように、住宅不足

でした。そういう中で働いてきたのです。 な、今重要なのは住宅行政だな」と言われ、実際、そういう雰囲気な、今重要なのは住宅行政だな」と言われ、実際、そういう雰囲気で住宅行政から入りましたが、同期入省で建築行政の課に配属されたのり上げられていなかった状況です。僕は住宅建設課に配属されたのじた。そういう中で働いてきたのです。と言われ、実際、そういう雰囲気を解消する住宅対策が住宅局のほんとうにメインの仕事でした。一

ŧ が私のサブについて、 組みましたが、三十四年には宅地課に配置換えとなり、今度は住宅 証するための調査です。首から板をぶら下げて、見たことをどんど 全部見て回りました。三日間、朝から晩まで歩き回り、県職員の方々 の六百戸ぐらいの大規模な不良住宅地区の調査に出張し、六百軒を って、具体の地区の現地調査を行ったことです。たしか、広島県内 環境の問題に取り組みました。不良住宅地区がたくさん当時あり、 いう感触を得ました。 ん書き込んでいった。 に、当時一番印象に残っているのは、地区採択基準をつくるに当た 「住宅地区改良法」の制定に携わりました。 私が最初に入ったのは住宅建設課で主に公営住宅の建設に 他の職員と一緒になって、本当に一生懸命取り組みました。特 私が評価していきました。基準の妥当性を検 その上で、なんとかこの基準でいけそうだと 私は係員でしたけれど 取

いときの仕事に関しては、一番の大きな思い出です。すが、そうは言っても犬が何匹も放たれていて、苦労しました。若調査するのです。あらかじめ地図を用意して手順は決めているのでた。それがもう強烈に吠えまくり、うーうー唸る中を、歩き回って夏の暑い時期でしたが、犬がたくさん放し飼いになっていまし

れました。それは強烈な思い出です。私しかいない。課長補佐の号令一下、実質上はもうなんでもやらさく、基準を策定するのは係長と係員ですから、実際に調査するのは特に住宅地区改良法の制定に携わった職員は、あまり多くはな

ないかと思います。した。その思いが、後に課長になったときにも、生かされたのではいろなことができるわけです。体験の上からそういう感じを持ちまを企画するにあたり、どんどん自分の案を出す。それが通ればいろ持ちました。本省というところはそういうところですね。何か政策ですが、とにかくやる気になったらなんでもやれるという思いを

茨城県・群馬県へ出向

いと思います。行政・建築行政について、どのようにお感じになられたのか伺いた出向され、それぞれ課長を務められました。そのときに地方の住宅す。理事長は、昭和四十五年に茨城県、昭和四十七年には群馬県に真鍋 ありがとうございました。少し話を進めさせていただきま

なりました。このようなケースでは第一号だったんです。今は、そ先してやるべきじゃないかと意見を言い、群馬県に出向することに分の出身県に帰って一生懸命に働くということが何が悪いのか、率ースもありますので、絶対やらないというルールでした。ただ、自れますから、本省から出向するとどうしてもその方々の上につくケだったのです。中学時代・高校時代の先輩諸氏が県庁などにもおら片山 当時、自分の出身県には出向させないというのが人事の鉄則

れぞれ出身県に出向する人も多いでしょう。

皆さんと仲良くやってこれました。ころがあり、人間関係を保つために苦労もしましたが、最終的には、群馬県庁には、学校の先輩もおられました。お互いに遠慮すると

で随分といろいろな経験をしました。 る扱いでしたから、その責任は自分がとらなければならない。それ事務所単位の建築主事はいましたが、大型物件は本庁が建築確認す築主事を拝命することになりました。県には土木事務所があって、築行政も担当しました。私は主事の資格を持っていましたから、建群馬では住宅課長として経験を積みましたけれども、茨城では建

踏まえたものです。 いて確認の特例制度を創設しましたが、これは、そのときの経験を 設省の建築指導課長を務めた際、小規模建築物の構造関係規定につ というのが私の意見でした。後に、建 集団規制のチェックしかしていないということでした。おそらく、 集団規制のチェックしかしていないということでした。おそらく、 住宅の建築確認に関して単体規定の審査はほとんど見る暇がない、 仕事の上で非常に参考になったのは、県の建築行政の現場では、

築・住宅関係は三課になりました。当時営繕課が別にありましたので建分離して二つの課としました。当時営繕課が別にありましたので建茨城県では、それまでは一つの課であった建築行政と住宅行政を

議することになりました。結果として不服審査は却下されましたを起こされました。行政不服審査の提出もなされ、建築審査会で審て、これを確認しました。そのために、学生などから大反対の運動建築主事を務めている際、動燃の再処理工場の確認申請が出てき

長として建築審査会を事務運営する立場もあり、 建築審査会を再度開催することとし、閉会しました。 は私が発言しようとすると反対する方々から足蹴にあったりする 前に警察の方々と警備面の打ち合わせをしたり、審査会の会議場で 私は建築主事、 いろいろな苦労がありました。 いわば被告の立場でもあり、 会議は混乱しましたが、結局、 苦慮しました。 一 方 建築住宅課 事

ました。 な混乱の中でも議事進行を仕切ったという評価を得ることができ わせるなどしました。 を防止しようと務めましたが、却下と言った瞬間に胸ぐらをつかま 二回目の建築審査会でも、会議室の設営場所に配慮したり、 取り消せと迫られるなど、騒ぎになりました。ただ、そのよう 結局この件は裁判になりまして、 貴重な経験となりました。 法務省の検事とも打ち合 混乱

区計 画制 度 の創 設

すが、 されておりまして、四千五百地区に及ぶ実績があります。 要職を歴任されました。昭和五十四年には市街地建築課長に就任さ 制度の導入に関しては、省内外で様々な議論があったと聞いていま 制度を導入したものですが、 我が国で初めて都市計画の中にきめ細かな地区レベルの計画・規制 れ、大きなお仕事として、地区計画制度の創設を手がけられました。 まずその背景のあたりをお伺いしたいと思います。 話を進めさせていただきまして、その後、 現在でも、 地区計画制度は脈々と活用 建設省に戻られる 地区計画

> ていました。 市街地建築課長になったときに、 ぜひそれを実現したいと思っ

た。

きました。 画法・建築基準法の改正で対応する方向を検討しました。官房文書 がつくって、規制は建築基準法でやることが基本だと考え、都市計 制度化を検討していたようですが、建設省としては計画は都市計画 市計画審議会でも審議を行うことになり、検討体制が整いました。 かという提案を受けました。まさに願ったりかなったりですが、都 であった高橋進さんが来られ、ぜひ協力して共同でやろうじゃない 建築審議会に諮問を行い、審議を開始した。その後、都市計画課長 かなか都市局は腰を上げなかった。そこで、先行して検討しようと、 しょう。本来両方で一緒に取り組むことが必要だったのですが、 課にもそのような考えを伝え、都市局も含めて了解を得ることがで 住宅局は建築を規制する側で、計画をつくるのは都 方、自治省では、コミュニティプランという考えに関心を持ち、 市 启 の仕 事 ゔ

理解を求めるための調整を行いましたが、自治省関係の調整は都市 越されました。当時の建設事務次官は粟屋さんでしたが、それは自 出の直前になっても調整が整わず、最終的には事務次官会議に持ち 計画サイドで行うことになっていました。ところが、法案の国会提 す。一省でも反対があったらできません。 分に任せろ、と言っていただきました。 政府から法律案を国会に提案するためには、全閣僚了解が前提で 私は主として関連業界の

ŧ したそうですが、粟屋次官は、そういうことは承知しているけれど そのことについては法制局でご審査いただいており、 務次官会議では、 自治事務次官が法案につい ての問題 字句の修 点を指摘

片山

係長のときに、西ドイツの連邦建築法の邦訳を北畠さんの発

その中に建築詳細計画というのがありまし

意で取り

組みました。

正には従います、と発言し、そのまま了解を得たとのことです。

こともあって、了解を頂きました。して、再検討頂くことをお願いし、最終的には官房長の要請というました。それから、当時の丸山官房長、清水不動産業課長とも協議で、もう一回理事会にかけるかどうか検討しますとの返答までを得対することに決まっているというんです。それで一生懸命説明し声がありました。私があいさつに行きますと、もう機関決定して反理解頂いてはいなかったのではないかと想像いたしますが、反対の理解頂いてはいなかったのではないかと想像いたしますが、反対のまた、一方で、開発関連業界からも、必ずしも十分に制度案をご

れで無事、部会、政審を通したんですけれども。れて、土曜日に議員のところへ行き、賛成と言って頂きました。そされました。最終的には、住宅局長と都市局長と両局の審議官を連になり、有力な議員が中小開発業者の意向を汲んで反対意見を表明う手順でいく予定でした。当時七法案ぐらいありましたが、土壇場がありました。八時から部会、九時から政審、十時から総務会といその後、自由民主党の建設部会、政審、総務会の了解を頂く必要

に、その次長から、「必要性があってかつ条例でもって議決していくなう。一律に地域全体にかけるわけではないのですが、そのことに関して一律にかけるべきであるかないかについてが、そのことに関して一律にかけるべきであるかないかについてが、そのことに関して一律にかけるべきであるかないかについてが、そのことに関して一律にかけるべきであるかないかについてが、そのことに関して一律に地域全体にかけるわけではないのですが、そのことに関して一律に地域全体にかけるわけではないのですが、その次長から、「必要性があってかつ条例でもって議決している。

地区計画は大変思い入れがあります。として、それで制度の骨格が決まった。そういうことがありまして、ませんが、いきなり冒頭の返事がそうなんです。それでみんなほっかというのは、事前に田村参事官が上げていた成果もあるかもしれればこれは可能ですよ」、いきなりそう言われた。ポイントがどこ

る制度なので、それはできないという話になりました。とれから、これは将来のことにつながってくるんですけれども、当時法案審査している最中に田村参事官と、規制強化ばかりじゃな当時法案審査している最中に田村参事官と、規制を強化する方向だけで提案したが、法令審査中に、緩和することができないですかと尋がするでと、だからそれで検討してくれと言われた。早速、僕は賛が立るでと、だからそれで検討してくれと言われた。早速、僕は賛が立るでと、だからそれで検討してくれと言われた。早速、僕は賛が立るが文書課はだめだとの意見で、規制を強化する方向だけで提案しる制度なので、それはできないという話になりました。

定街区はあるのですか。最終的には、再開発地区計画制度として制度化されました。今、特の点は、私が住宅局長のときに、繰り返し議論になりました。

今の活用のされ方について、何か違うといった点はあるのでしょうのお考えはいかがでしょうか。当時お考えになっていたような姿と活用実績が膨らんでおります。今後の地区計画制度の活用に関してお話にもありましたように規制の緩和ができる制度もできまして、真鍋 現状でも特定街区制度はございます。地区計画制度は、今の

が

にはなっているんじゃないですか、おおむね。片山(いいんじゃないですか、当時の考え、最初に考えていた通り

建築基準法・建築士法の改正

がけられました。このときには、建築基準法と建築士法の改正を手務められました。このときには、建築基準法と建築士法の改正を手真鍋(市街地建築課長に続いて、昭和五十七年から建築指導課長を

当時の豊蔵官房長が了解され、最終的には九千円で決定いたしました。当時の豊蔵官房長が了解され、最終的には九千円で決定いたしましたが、この点に委譲するに際して、試験料を九千円にセットしましたが、この点ににのいても、値上げ幅が大きいのではないかと議論になりました。民間でできることは民間でやるという方向は大変結構な話です。国民間でできることは民間でやるという方向は大変結構な話です。にのいても、値上げ幅が大きいのではないかと議論になりました。民間でできることは民間でやるという方向は大変結構な話です。民間でできることは民間でやるという方向は大変結構な話ではなく、だと思っています。国家試験についても、規制緩和という趣旨で、

いう問題があります。手書きのときは、必要な図面をみんな薄く書Dの製図は時間がかかり、試験時間の中で、図面が仕上がらないとにめに手書きを練習してくるわけです。それはおかしいというのでむてADでやっています。普段CADで製図している人が、受験勉強の話は変わりますが、最近では建築製図を行う設計事務所ではみん話は変わりますが、最近では建築製図を行う設計事務所ではみん

『上。うはいかない。また、ソフトの互換性の問題もあり、課題は多いのうはいかない。また、ソフトの互換性の問題もあり、課題は多いのいてだんだん仕上げていくわけですが、CADでやるというと、そ

り、有力な議員の理解を得るために苦労しました。な資格制度の創設は原則認めないとする行政管理庁との調整があ建築指導課長時代には、木造建築士制度を創設しましたが、新た

るといった、制度創設時の文章があり、参考としました。い。これはだから将来課題として当面は行政が確認という行為で見持たせてやるべきだけれども、まだ建築士の制度が充実していな通しました。そのときに本来建築設計というのは建築士に全責任を去の資料を集めて全部読みました。国会議事録から何から全部目をまた、建築確認制度の合理化にも取り組みましたが、関連する過

築基準法集団規定の見直し

建

した。には建築基準法の集団規定の大規模な見直しなどを手がけられま真鍋(その後、昭和六十一年に住宅局長に就任されます。六十二年

幻の本塁打と言っていますが。は売上税では非課税になることになっていたのです。私は冗談で、願いに行きました。結局売上税は廃案になりましたが、住宅の譲渡課税という方針を打ち出さないことには立場がないと思い、党におけ山 消費税の前身の売上税。住宅局長としては、住宅の譲渡は非

意識がものすごくありました。全体が調和をとれればいいんだとい 建築基準法集団規定については、もともと規制が強すぎるという

が持論です。あの改正自身は大賛成でした。っと緩和して自由に建てられたほうがいいんじゃないかというのう意識があり、だから都市の中で重要なところは、容積率などをず

うまくバランスを取っていればね。困ります。部分部分のところは緩く、かなり緩和されても、ほかで片山(いいことだと思いますよ。ただ全体がバランス取れなくてはのように都市計画法、建築基準法の改正がなされています。真鍋(昭和六十二年の改正が一つ引き金になり、その後はほぼ毎年

というのはある程度手厚くしていいと思います。震の被害者や非常に低所得者で困っている人に対する住宅の助成

(終わり)ころだなと思って、その後ずっと行政官として生きてきて感じてい宅地区改良法をつくるのに苦労したときに、本省とはおもしろいと社会制度がつくれるということです。それは僕が係員のときに、住のは、いいことを企画して自分が汗水垂らして動き回ればそういう前にも述べたように、本省というのは非常にいいところだと思う

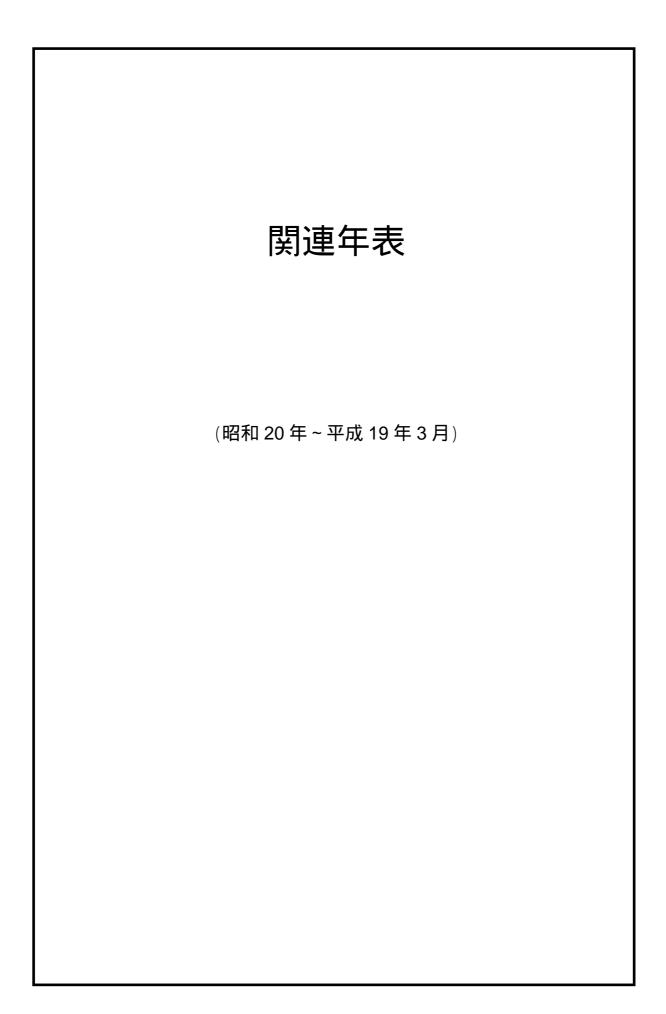
後輩へのメッセージ

が。している後輩にもしメッセージがあればいただきたいと思いますしている後輩にもしメッセージがあればいただきたいと思います真鍋 今、私ども国土交通省で建築・住宅あるいは都市部門を担当

す。 は。構造や設備などの技術の進化に対応することが必要だと思いま 倫理の徹底、それに尽きるんじゃないですか。建築士制度に関して ろな方策、たとえばペナルティを科すことが必要かもしれません。 それから同時に倫理をしっかりさせることです。そのためのいろい 片山 建築士の資質の向上を図ることが一番大きなテーマですね。

されました。住宅政策についてはいかがでしょうか。 真鍋 住生活基本法が成立いたしまして、住宅の戸数の計画も廃止

ら、一般的な助成はよくないと思います。しかし困っている人、地す。それはそれぞれがある程度みんな能力を持っているわけだか片山(住宅全体に対する助成という話はもう時代遅れだと思いま



関連年表 昭和二十年~平成十九年三月)

| 一部を改正する法律 | | | 二十八年(七月)産業労働者住宅資金融通法 |
|-------------------------|----|------|-----------------------------|
| 住宅金融公庫法及び産業労働者住宅資金融資法の | 三月 | 四十二年 | 七月(第一期公営住宅三箇年計画策定) |
| 地方住宅供給公社法、同法施行令 | 六月 | | 二十七年 五月 耐火建築促進法 |
| 住宅金融公庫法の一部を改正する法律 | 四月 | 四十年 | 二十六年 六月 公営住宅法 |
| 第四回住宅統計調查実施 | 十月 | | 建築士法 |
| の発足) | | | 建築基準法 |
| 建築基準法の一部を改正する法律(容積地区制度 | 占月 | | 二十五年 五月 住宅金融公庫法 |
| する法律 (宅地債権制度の発足) | | | 二十四年 五月 住宅対策審議会令 |
| 住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正 | 四月 | 三十八年 | 十月 都会地転入抑制法廃止 |
| 建築基準法の一部改正(特定街区制度発足) | 六月 | | 八月第一回住宅統計調査実施 |
| 新住宅建設五箇年計画策定 | | | 二十三年 七月 建設省発足 |
| 日本住宅公団法の一部を改正する法律 | 三月 | 三十六年 | 十二月 都会地転入抑制法 |
| 第一回住宅需要実態調査実施 | | | 二十二年 一月 開拓者資金融通法 |
| 住宅地区改良法、同法施行令 | 吾 | 三十五年 | 地代家賃統制令 |
| 対する措置創設等) | | | 九月 特別都市計画法 |
| 公営住宅法の一部を改正する法律 (収入超過者に | 吾 | 三十四年 | 戦災都市における建築物の制限に関する件(勅令) |
| 第三回住宅統計調查実施 | 十月 | 三十三年 | 八月 罹災都市借地借家臨時処理法 |
| 住宅建設五箇年計画策定 | | | 五月 建築制限令 |
| 住宅金融公庫法の一部を改正する法律 | 四月 | 三士軍 | 二十一年(三月)十万人以上の都市への転入制限 |
| 住宅融資保険法 | | | 十一月(住宅緊急措置令) |
| 日本住宅公団設立 | | | 昭和二十年 罹災都市応急簡易住宅建設要綱閣議決定 |
| 日本住宅公団法 | 占月 | | |
| 住宅建設十箇年計画策定 | 四月 | 三十年 | (法令は公布年月) |
| 住宅金融公庫法の一部を改正する法律 | 吾 | 二十九年 | |
| 第二回住宅統計調查実施 | 九月 | | 関連年表 昭和二十年~平成十九年三月) |
| 北海道防寒住宅建設等促進法 | | | |

| 四十九年 十二十十二月月月 | 四十七年 | <u>p</u> | 四十六年 | <u> </u> | 四十四年 | 四 士 年 |
|---|--|---------------------------------------|--|---|-------------------|--|
| 分 方 方 方 方 方 方 方 | 有有有 | | 三首月 | | 六十月月 | 育 |
| 政令 「一部を改正する」 「一述を改正する」 「一述を改正する」 「一述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述 | 主宅金融公車去の一部を攻圧する去聿住宅金融公庫法の一部を改正する法律郵便貯金法の一部を改正する法律 | 法農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置 | 第二期住宅建設五箇年計画閣議決定建築基準法の一部を改正する法律第三回住宅需要実態調査実施度化等) | 対する明渡請求制度創設、公営住宅建替事業の制公営住宅法の一部を改正する法律(高額所得者に防災建築街区造成法廃止 | 都市再開発法第四回住宅統計調查実施 | 住宅宅地審議会発足年で記述の一部を改正する法律日本住宅公団法の一部を改正する法律 |
| 五 十 六 年 | 五十五年 | | 五十四年三月十二月 | 五十三年 | | 五 十 五 一 十 年 年 |
| 背 | 吾 肾 | 九六月月 | · 三 月 月 卢 | 青 胃 | 十 月 | 育 |
| 第四期地方住宅建設五箇年計画策定公営住宅法施行令の一部を改正する政令にで、都市整備公団法を改正する政令を登上ができるがである。 | なが建設を置いている。以前では、一分には、一分には、一分には、一分には、一分には、一分には、一分には、一分に | 特定住宅市街地総合整備促進事業制度発足エネルギーの使用の合理化に関する法律 | 法の一部を改正する法律農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置第五回住宅需要実態調査実施 | | | |

| 律 |
|---|
|---|

| | - | | | |
|---------------------------|-------------|------------------------|-------|----|
| 公営住宅法施行令の一部を改正する政令 | 六月 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進 | | |
| 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する | 吾 | 第六期地方住宅建設五箇年計画策定 | | |
| 法施行令の一部を改正する政令 | | 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律 | | |
| 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給 | 弄 四月 | 第六期住宅建設五箇年計画閣議決定 | 三年 三月 | |
| の一部を改正する法律 | | る特別措置法施行令の一部を改正する政令 | | |
| 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設 | 土戸 | 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関す | | |
| 置に関する法律施行令の一部を改正する | | の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 | | |
| 地域改善対策特定事業に係る国の財政上 | | 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 | | |
| 置に関する法律の一部を改正する法律 | | 大都市農地活用住宅供給整備促進事業制度発足 | 十月 | |
| 地域改善対策特定事業に係る国の財政上 | 四年三月 | る特別措置法の一部を改正する法律 | | |
| 再生資源の利用の促進に関する基本方針 | | 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関す | | |
| 再生資源の利用の促進に関する法律施行 | 十月 | 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 | | |
| 市を指定する政令の一部を改正する政令 | | 法施行令の一部を改正する政令 | | |
| 建築基準法第四条第一項の人口二十五万 | 九月 | 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置 | 六月 | |
| 消費税法施行令の一部を改正する政令 | | 住宅金融公庫法の一部を改正する法律 | 年 三月 | |
| 消費税法の一部を改正する法律 | 吾 | 道路法等の一部を改正する法律 | 六月 | |
| 再生資源の利用の促進に関する法律 | | コミュニティ住環境整備事業制度発足 | 吾 | |
| 勤労者財産形成促進法の一部を改正する | | 建築士法施行令等の一部を改正する政令 | | |
| 法施行令の一部を改正する政令 | | 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律 | 三月 | |
| 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給 | | 公営住宅法施行令の一部を改正する政令 | 元年 一月 | 平成 |
| 改良住宅等建替事業制度発足 | 四月 | 第七回住宅需要実態調査実施 | 土戸 | |
| 法施行令の一部を改正する政令 | | 律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 | | |
| 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給 | | 都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法 | 十月 | |
| 法の一部を改正する法律 | | 第九回住宅統計調查実施 | 古月 | |
| 唐封戶有者等信得信行發前歸資和日初約 | | | | |

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置 所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置 部を改正する法律

行令の一部を改正する政令 所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置

資源の利用の促進に関する法律 者財産形成促進法の一部を改正する法律

資源の利用の促進に関する法律施行令 指定する政令の一部を改正する政令 基準法第四条第一項の人口二十五万人以上の

改善対策特定事業に係る国の財政上の特例措 資源の利用の促進に関する基本方針策定

部を改正する法律 改善対策特定事業に係る国の財政上の特例措 金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法 関する法律施行令の一部を改正する政令

行令の一部を改正する政令 所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置

住宅法施行令の一部を改正する政令 優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

占月

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行

に関する基本方針策定

176

| į | 令 |
|---|---|
| | |

第十回住宅統計調查実施

士戸 第八回住宅需要実態調査実施

六年 六月 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建

築物の建築の促進に関する法律

建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法施行令及び地方公共団体手数料令の一

部を改正する政令

八月 建築基準法施行令の一部を改正する政令

九月 高齢者、 身体障害者等が円滑に利用できる特定建

築物の建築の促進に関する法律施行令

一月 都市再開発法の一部を改正する法律

被災市街地復旧特別措置法施行令 被災市街地復旧特別措置法

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災

害及び同条の規定を適用する地区を定める政令

に関する特別措置法の一部を改正する法律(都心 **入都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進**

三月

共同住宅供給促進事業)

の一部を改正する法律(既存住宅に係る利率の優 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行

令の一部を改正する政令

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第

|条第||項の災害を定める政令

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置

法施行令の一部を改正する政令

に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進

改正する政令

都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を

建築物の耐震改修の促進に関する法律

土戸 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

八年三月

第七期住宅建設五箇年計画閣議決定 住宅金融公庫法の一部を改正する法律(住宅の構

造に応じた利率)

四月 第七期地方住宅建設五箇年計画策定

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改

正する法律

公営住宅法の一部を改正する法律(応能応益家賃

の導入、一種・二種区分の廃止等)

六月 特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図る

ための特別措置に関する法律

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

三月 住宅金融公庫法の一部を改正する法律(改良住宅

貸付けの利率の整備)

五月 密集市街地における防災街区の整備の促進に関す

六月 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律 高層住居誘導地区の創設等)

177

| 士 军 三一士 万月月月月 | 士 军 = ☆ | 十 年 = — | - - - - - - 月月 | ハ ☆ - エ ロ | 十 年 n - |
|--|--|--|---|--|--|
| 三一工吾胃 | 喜 育 | 三 一月 月 | - 二十月月 | 八 | 月月 |
| 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律第八期住宅建設五箇年計画閣議決定国土交通省発足国土交通省発足国土交通省発足に関する法律を改正する法律が計画法及び建築基準法の一部を改正する法律住宅金融公庫法の一部を改正する法律 | 法の一部を改正する法律農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置住宅の品質確保の促進等に関する法律都市基盤整備公団法 | 発法の一部を改正する法律都市開発資金の貸付けに関する法律及び都市再開住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令件う関係政令の整備に関する政令 | 住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令第九回住宅需要実態調査実施第十一回住宅・土地統計調査実施改正する政令 | 住宅融資保険の保険料の率を定める政令の一部を優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令の東シアの一部を改正する法律をできるが、一部を改正する法律を対している。 | 憂見日罰注言の建役の足生こ引げる去津住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令建築士法の一部を改正する法律 |
| | 十二年三月 | + | 十五年 六月 1月 | - | 十四年 |
| 六 月 | 胃 | 士 月 月 | · 六 月 月 | | 胃胃胃 |
| 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法理等物の安全性及び市街地の防災機能の確保等をる政令(主融資保険料の率を定める政令の一部を改正する法律と記融資保険料の率を定める政令の一部を改正す改正する政令 | 公営住宅法施行令の一部を改正する政令の一部を公営住宅法施行令の一部を改正する政令改正する法律 (まちづくり交付金の創設)国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を | 第十回(住宅需要実態調査実施第十二回住宅・土地統計調査実施る法律等の一部を改正する法律密集市街地における防災街区の整備の促進に関す独立行政法人都市再生機構法 | は、公司事に経験にはでは、公司事に経験には宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律区分所有法及びマンション建替え円滑化法の一部区分所有法及びマンション建替え円滑化法の一部 | (では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できる、できる、できる、できる、できる、のでは、できる、できる、できずが、できる、できずが、できずが、できずが、できずが、できずが、できずが、できずが、できずが | 都市計画法の一部を改正する法律第八期地方住宅建設五箇年計画策定 |

| | ı | ı | ۲ |
|--|---|---|---|
| | ľ | 7 | ۲ |
| | ٠ | ٩ | |
| | | | ŀ |
| | | ٠ | |
| | | | |
| | | | |

11月 公常生ご法を丁分り一部を女匠する女子正する法律一月 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改建築基準法施行令の一部を改正する政令

| 日子|| 星文郎|| 青む青沢扇寺児里は等に「ころで)|| 十七年|| 三月|| 建築基準法施行令の一部を改正する政令|| 十二月|| 公営住宅法施行令の一部を改正する政令|

害及び同条の規定を適用する地区を定める政令
「用一罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災

る政令に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関す五月の景観法及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等

の整備等に関する特別措置法地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等ための公営住宅法等の一部を改正する法律、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備の

施行に伴う関係政令の整備等に関する政令図るための建築基準法等の一部を改正する法律の建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を

八月 ニスレデ つ使用の合理とこ間に、七月 独立行政法人住宅金融支援機構法

改正する法律 八月 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を

-八年 一月 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一十二月 公営住宅法施行令の一部を改正する政令十一月 建築基準法施行令の一部を改正する政令

二月
石綿による健康等に係る被害の防止のための大気

部を改正する政令

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律汚染防止法等の一部を改正する法律

쯹

一部を改正する政令 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の

六月 住生活基本法

の一部を改正する法律建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等

九月(住生活基本計画 (全国計画) 閣議決定

する法律」の一部改正を含む「都市再生特別措置三月 「 密集市街地における防災街区の整備の促進に関建築基準法施行令の一部を改正する政令

法等の一部を改正する法律」

十九年

179